

芦屋市
人権に関する職員意識調査
報告書

令和7年3月
芦屋市

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査方法	1
3. 回収状況	1
4. 報告書の留意点・見方	2
第2章 調査結果	3
1. 回答者の属性	3
2. 人権全般に関することからについて	4
3. 女性の人権について	29
4. こどもの人権について	34
5. 高齢者の人権について	40
6. 障がいのある人の人権について	46
7. 同和問題(部落差別)について	52
8. 外国人の人権について	64
9. 情報化などに伴う人権侵害について	69
10. LGBTQ などの性的少数者の人権について	76
11. ハンセン病患者・回復者及び家族の人権について	83
12. 働く人の人権について	87
13. 人権問題に関する啓発活動について	89
14. 人権問題についての自由意見	100
第3章 調査結果のまとめ	101
資料	107
1. 調査票	107

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

人権に関する職員の意識を把握し、「第5次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の策定のための基礎資料とすることを目的に、アンケート調査を実施しました。

2. 調査方法

- ・調査対象:全職員(特別職、長期休暇者並びに他自治体等への派遣中の職員除く)
市職員 1,725人 教職員 383人
- ・調査方法:原則インターネット回答
- ・調査期間:令和6年9月2日から令和6年9月27日まで

3. 回収状況

対象数	有効回収数※	有効回収率
2,108(件)	1,625(件)	77.1%

※有効回収数のうち、インターネットによるもの1,594件、調査票によるもの31件(インターネット回答率98.1%)。

過去の調査との回収状況の比較

	対象数	有効回収数	有効回収率
令和元年度調査	1,804(件)	1,291(件)	71.6%
平成26年度調査	1,408(件)	1,128(件)	80.1%

4. 報告書の留意点・見方

- ・図表中の(n)とは、集計対象者実数(あるいは該当対象者実数)をさしています。
- ・図表の数値(%)は、すべて小数点以下第2位を四捨五入して表示しています。そのため、単数回答を含めた設問でも、比率の合計が100%にならない場合があります。
- ・複数回答を含めた設問は、比率の合計が100%を超えます。
- ・無記入及び回答の読み取りが著しく困難な場合のほか、回答を1つだけ求めている設問に対して2つ以上回答していた場合は「不明・無回答」として処理を行いました。
- ・集計結果の表記にあたり、今回行いました「芦屋市人権に関する職員意識調査」は職員調査と表記しています。また、報告書の中で他調査と比較を行っており、それらの調査の詳細は以下の通りです。

<他調査の詳細>

令和6年度市民調査	「人権に関する市民意識調査報告書」	
	発行	芦屋市
	調査期間	令和6年9月2日～9月27日
	調査方法	郵送配布・郵送回収 またインターネット回答
令和元年度調査	「人権についての職員意識調査報告書」	
	発行	芦屋市
	調査期間	令和元年8月28日～9月20日
	調査方法	庁内便による配布・回収 またはインターネット回答

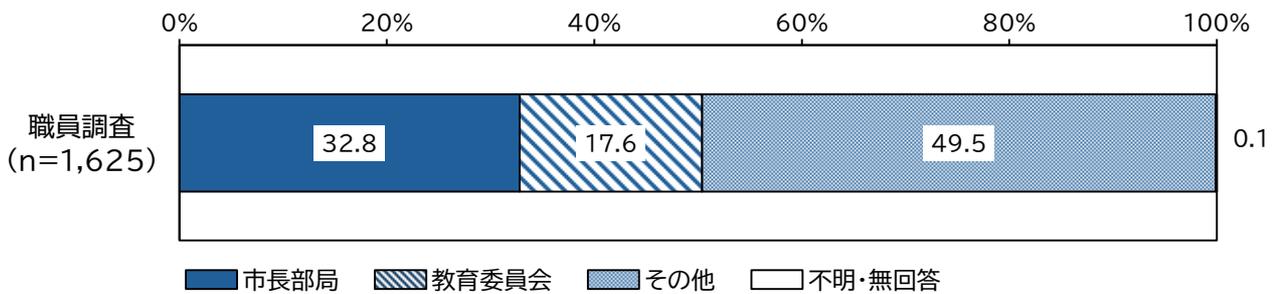
- ・クロス表内において、**上位1位**、**上位2位**、**上位3位**には色付けをしています。
- ・性別や年齢別などのクロス集計では、各クロス項目の「不明・無回答」を表記していないため、「全体」の回答数とクロス項目の回答数の合計は一致しません。
- ・回答割合を過去の調査と比較する場合、5.0ポイント以上の差がみられたものについて記述しています。
- ・クロス集計による分析では、集計対象者実数が10件未満の項目については、ほかの項目と回答割合に大きな差がある選択肢であっても、本文中でふれていません。

第2章 調査結果

1. 回答者の属性

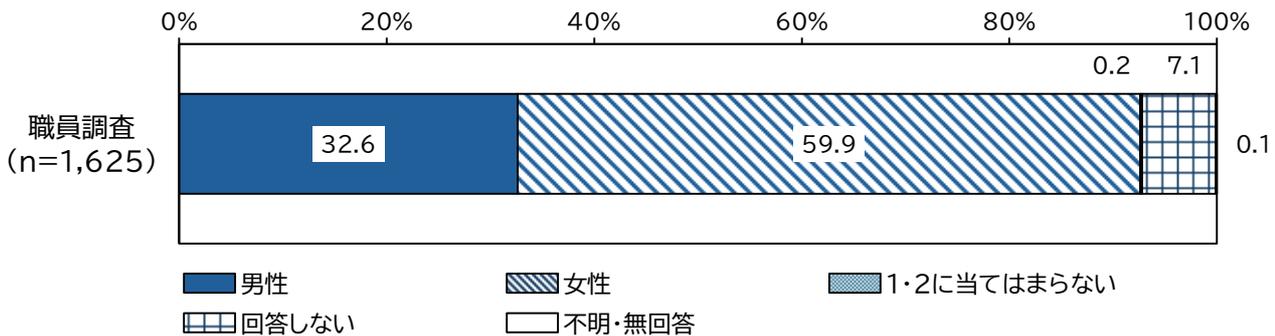
F1	あなたの所属は。
----	----------

図表 F1 所属



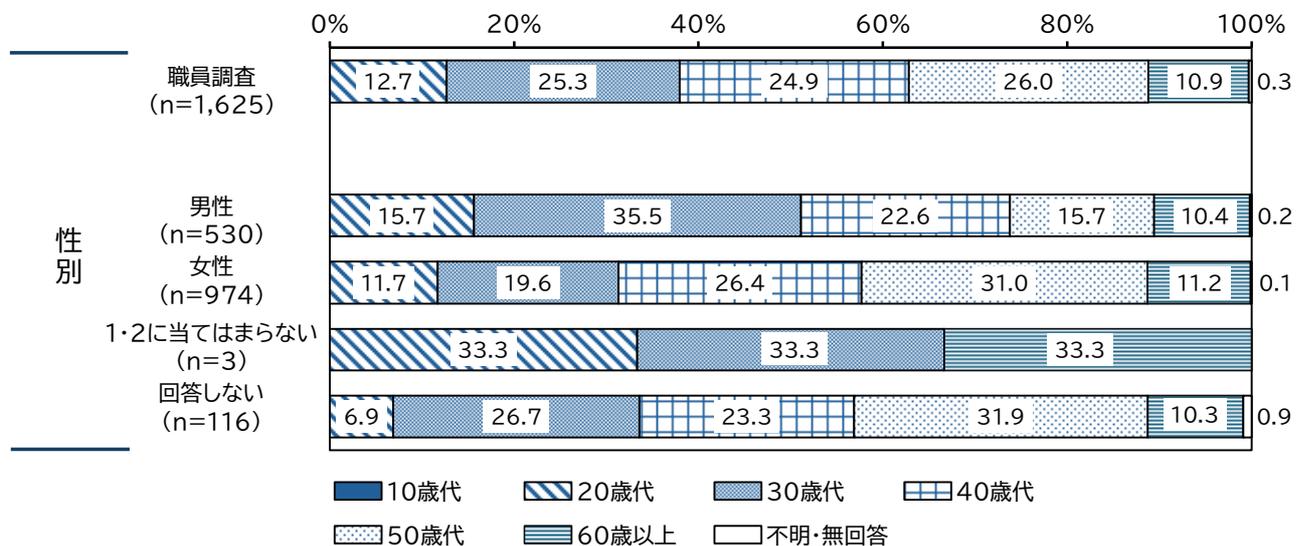
F2	あなたの性別は。
----	----------

図表 F2 性別



F3	あなたの年齢は。(令和6年度9月1日現在)
----	-----------------------

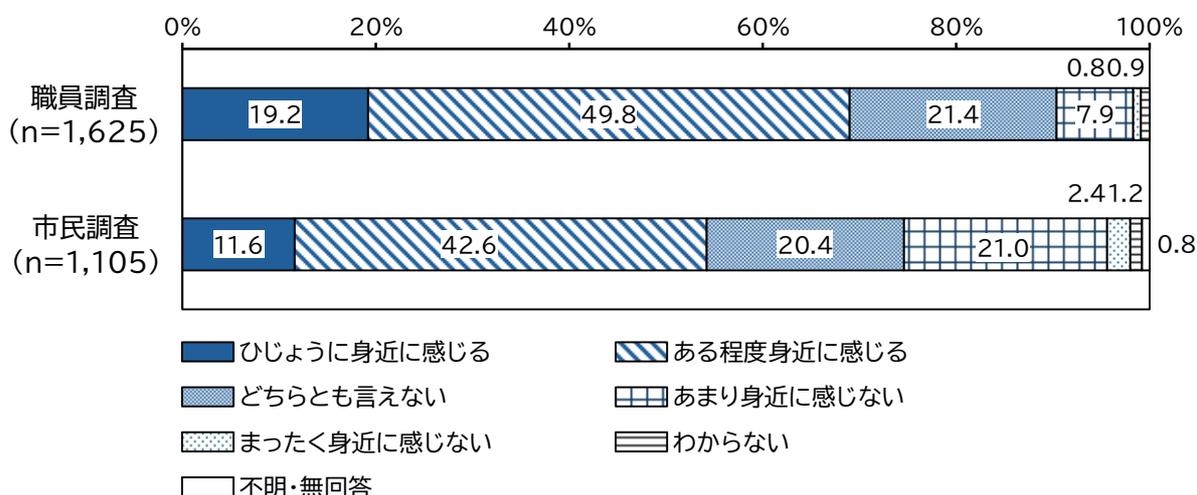
図表 F3 年齢



2. 人権全般に関することごとらについて

問1	あなたは、「人権」ということを、どの程度身近に感じていますか。(○は1つだけ)
----	-----------------------------------------

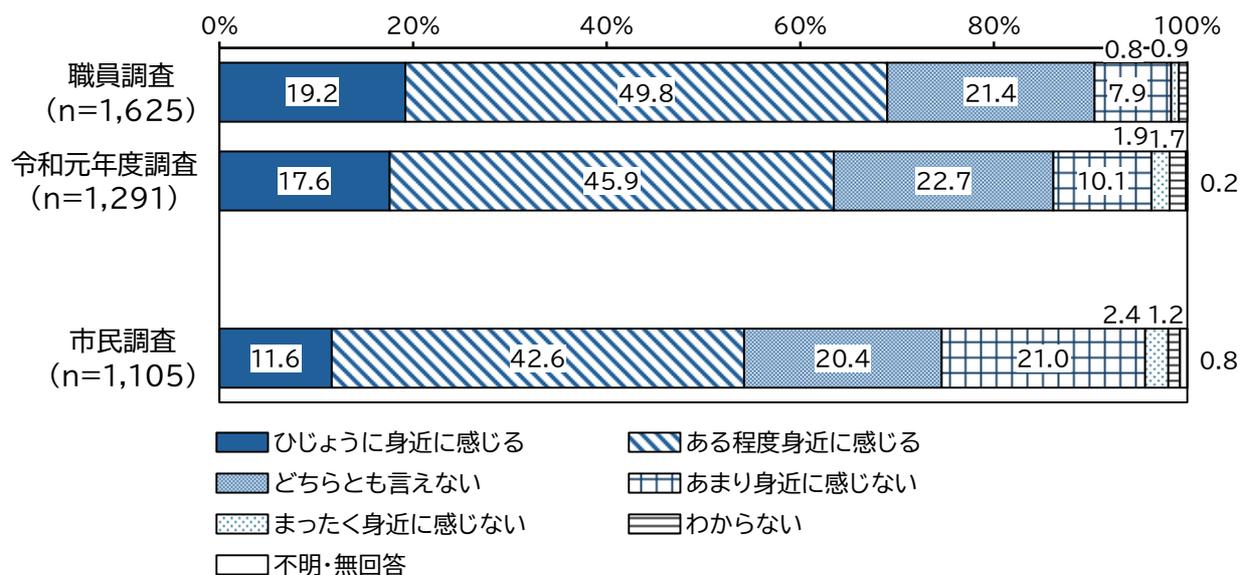
図表 1-1 人権を身近に感じる程度



人権を身近に感じる程度について、「ある程度身近に感じる」が49.8%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が21.4%、「ひじょうに身近に感じる」が19.2%となっています。『身近に感じる』（「ひじょうに身近に感じる」と「ある程度身近に感じる」の合計）では69.0%となっています。

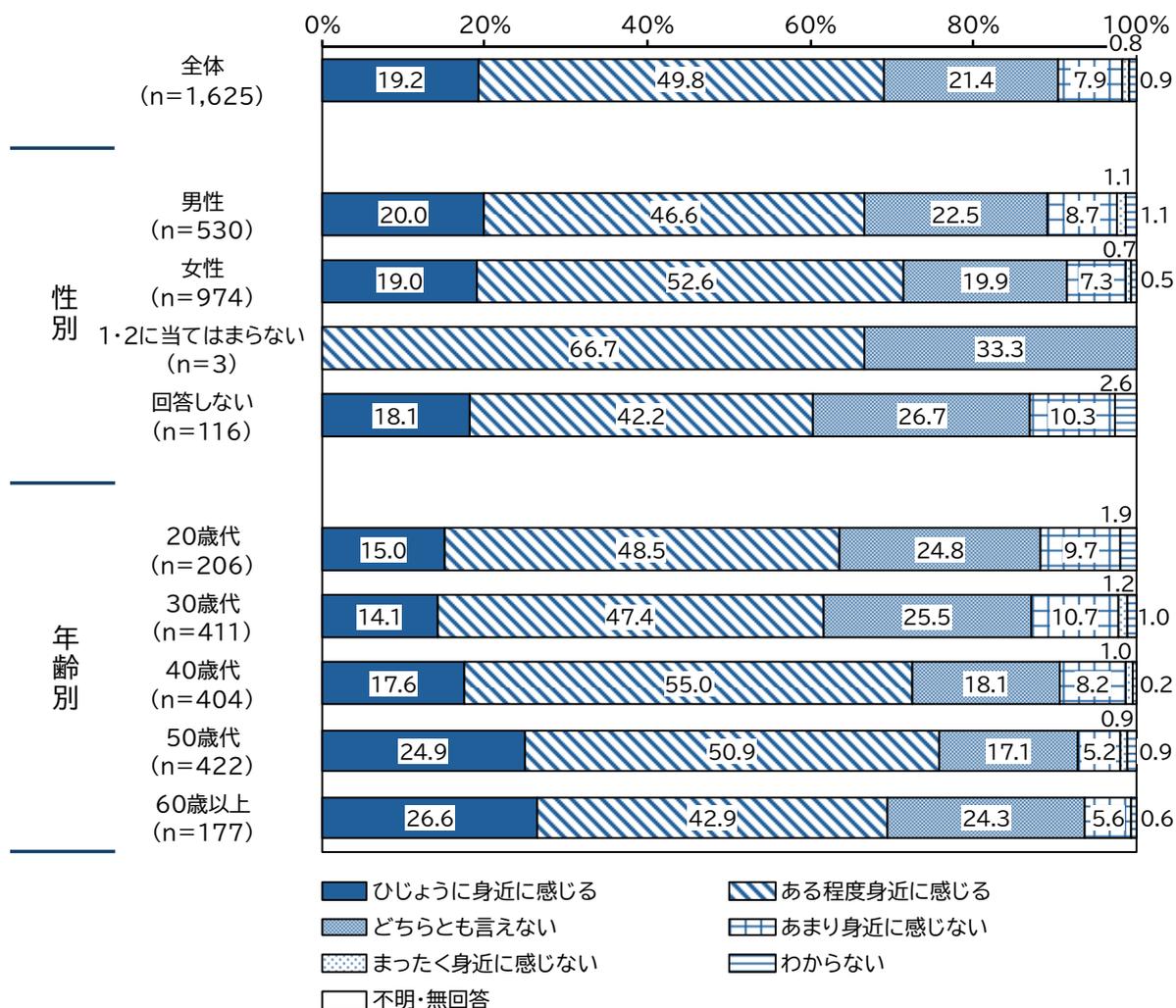
市民調査と比較すると、『身近に感じる』（69.0%）では、市民調査（54.2%）よりも14.8ポイント高くなっています。

図表 1-2 人権を身近に感じる程度 他調査との比較



令和元年度調査と比較すると、『身近に感じる』（69.0%）では、令和元年度調査（63.5%）よりも5.5ポイント高くなっています。

図表 1-3 人権を身近に感じる程度 性別・年齢別



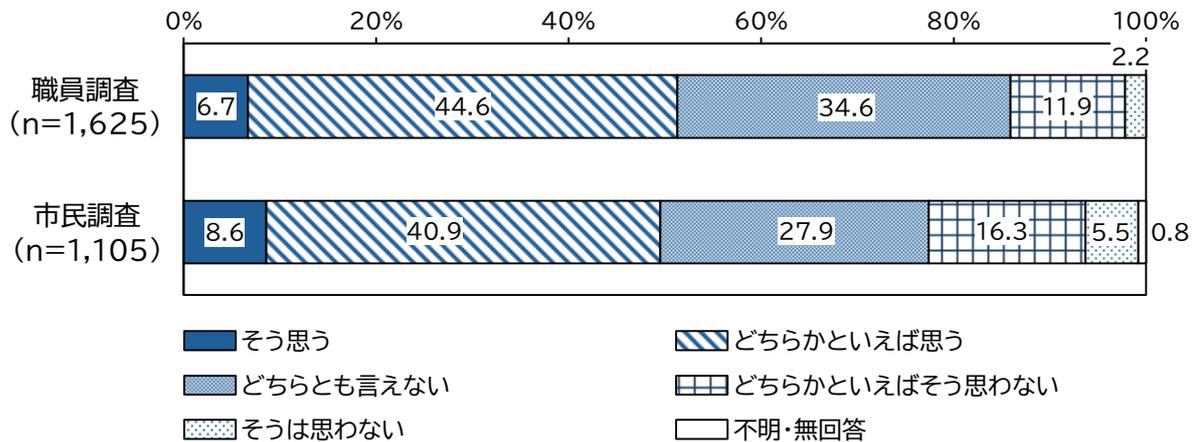
性別で見ると、『身近に感じる』では、女性が71.6%で、男性(66.6%)より5ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、すべての年代において「ある程度身近に感じる」が最も高くなっています。『身近に感じる』では、50歳代が75.8%で最も高く、30歳代が61.5%で最も低くなっており、差が14.3ポイントとなっています。

問 2①

今の日本の社会は、人権が尊重されていると思いますか。(○は1つだけ)

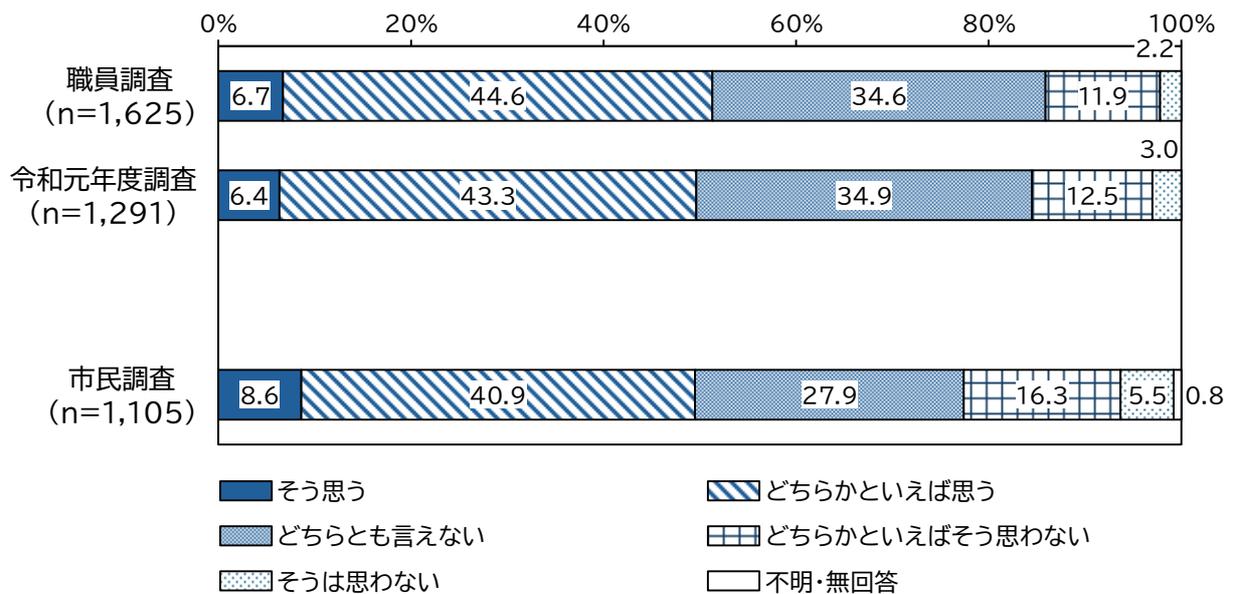
図表 2①-1 日本の社会は人権が尊重されているか



日本の社会は人権が尊重されているかについて、「どちらかといえば思う」が44.6%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が34.6%、「どちらかといえばそう思わない」が11.9%となっています。『そう思う』（「そう思う」と「どちらかといえば思う」の合計）では51.3%となっています。

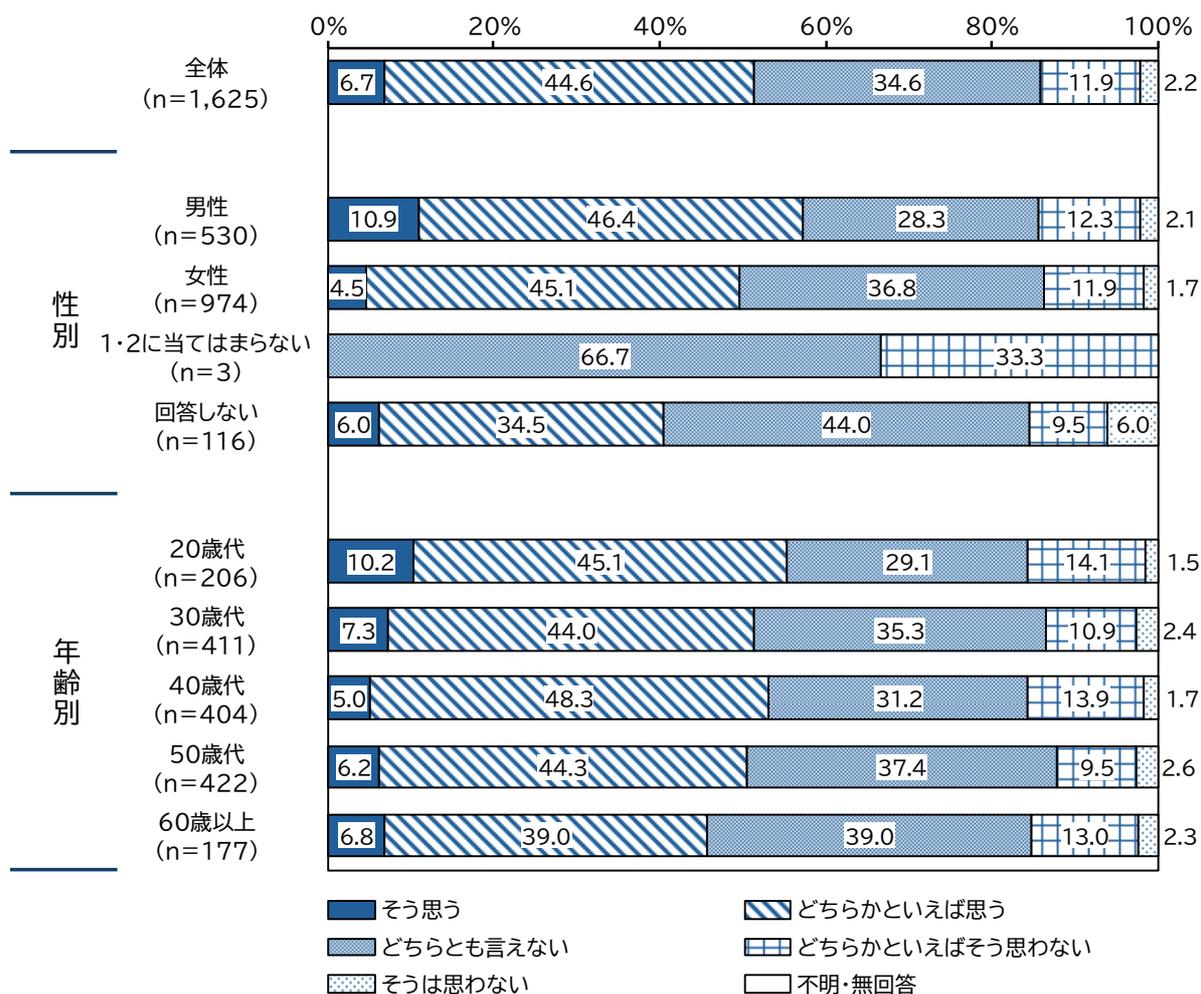
市民調査と比較すると、「どちらとも言えない」（34.6%）は、市民調査（27.9%）よりも6.7ポイント高くなっています。

図表 2①-2 日本の社会は人権が尊重されているか 他調査との比較



令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 2①-3 日本の社会は人権が尊重されているか 性別・年齢別

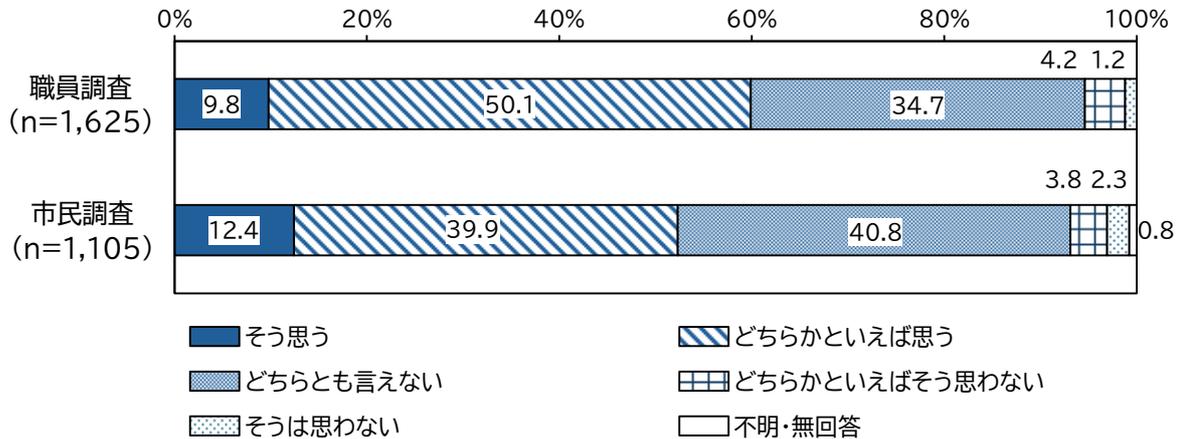


性別で見ると、『そう思う』では、男性が57.3%で、女性(49.6%)より7.7ポイント高くなっています。また、「どちらとも言えない」は、女性が36.8%で、男性(28.3%)より8.5ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、すべての年代において「どちらかといえば思う」が最も高くなっています。『そう思う』では、20歳代が55.3%で最も高く、60歳以上が45.8%で最も低くなっており、差が9.5ポイントとなっています。

問 2②	芦屋市では、人権が尊重されていると思いますか。(○は 1 つだけ)
------	-----------------------------------

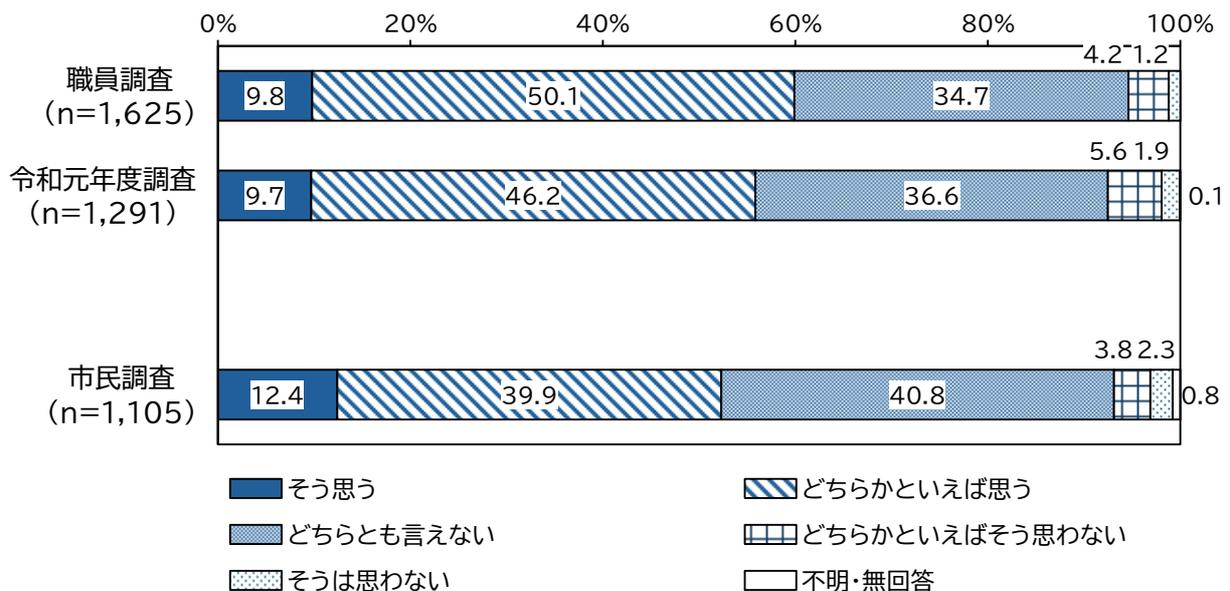
図表 2②-1 芦屋市では人権が尊重されているか



芦屋市では人権が尊重されているかについて、「どちらかといえば思う」が50.1%で最も高く、次いで「どちらとも言えない」が34.7%、「そう思う」が9.8%となっています。『そう思う』では59.9%となっています。

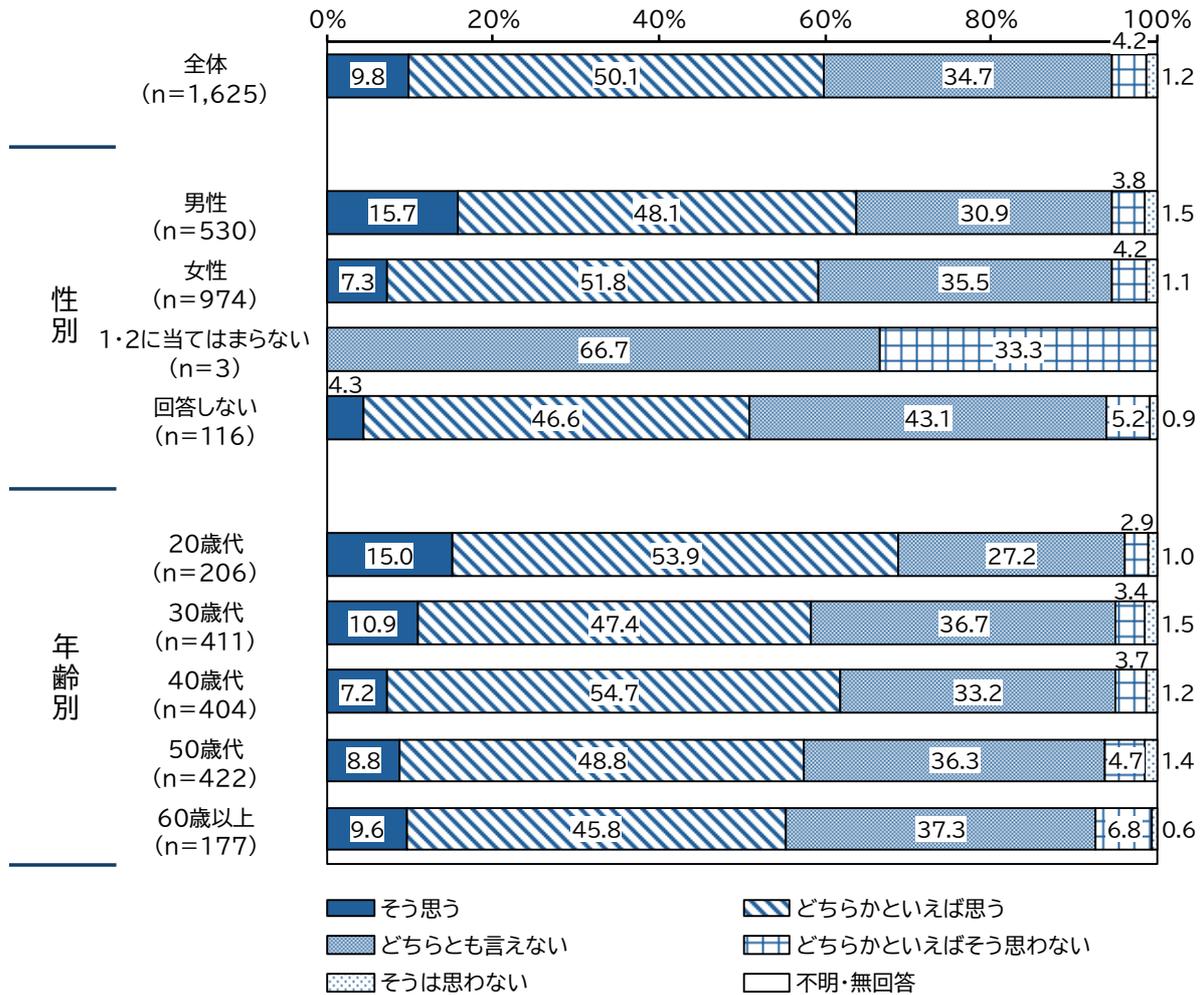
市民調査と比較すると、『そう思う』(59.9%)では市民調査(52.3%)より7.6ポイント高くなっています。また、「どちらとも言えない」(34.7%)は市民調査(40.8%)より6.1ポイント低くなっています。

図表 2②-2 芦屋市では人権が尊重されているか 他調査との比較



令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 2②-3 芦屋市では人権が尊重されているか 性別・年齢別



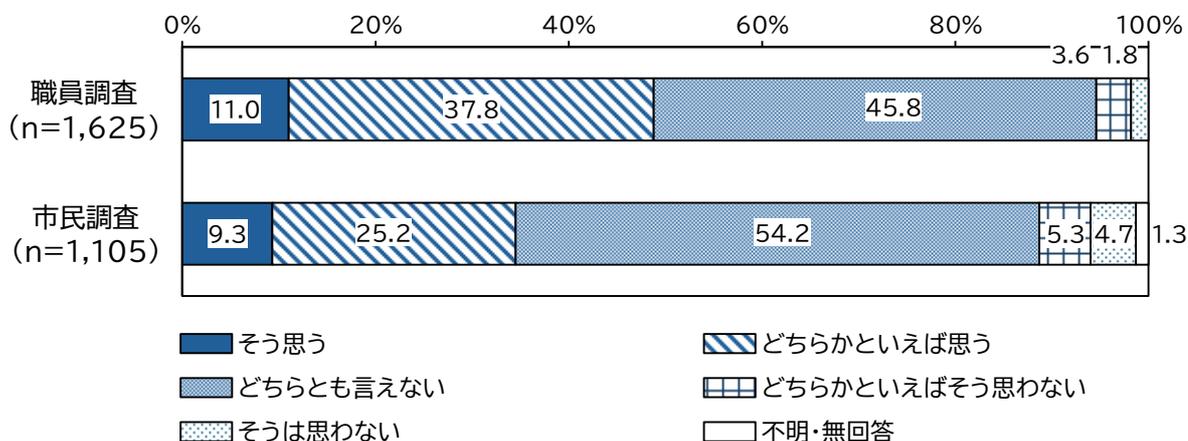
性別で見ると、『そう思う』では、男性が63.8%、女性が59.1%となっています。また、男性・女性ともに「どちらかといえば思う」が最も高く、男性48.1%、女性51.8%となっています。

年齢別で見ると、すべての年代において「どちらかといえば思う」が最も高くなっており、『そう思う』では、20歳代が68.9%で最も高く、60歳以上が55.4%で最も低くなっており、差が13.5ポイントとなっています。

問 2③

芦屋市民の人権意識(お互いの人権を尊重する意識)は5～6年前に比べて高くなっていると思いますか。(〇は1つだけ)

図表 2③-1 芦屋市民の人権意識は高くなっているか

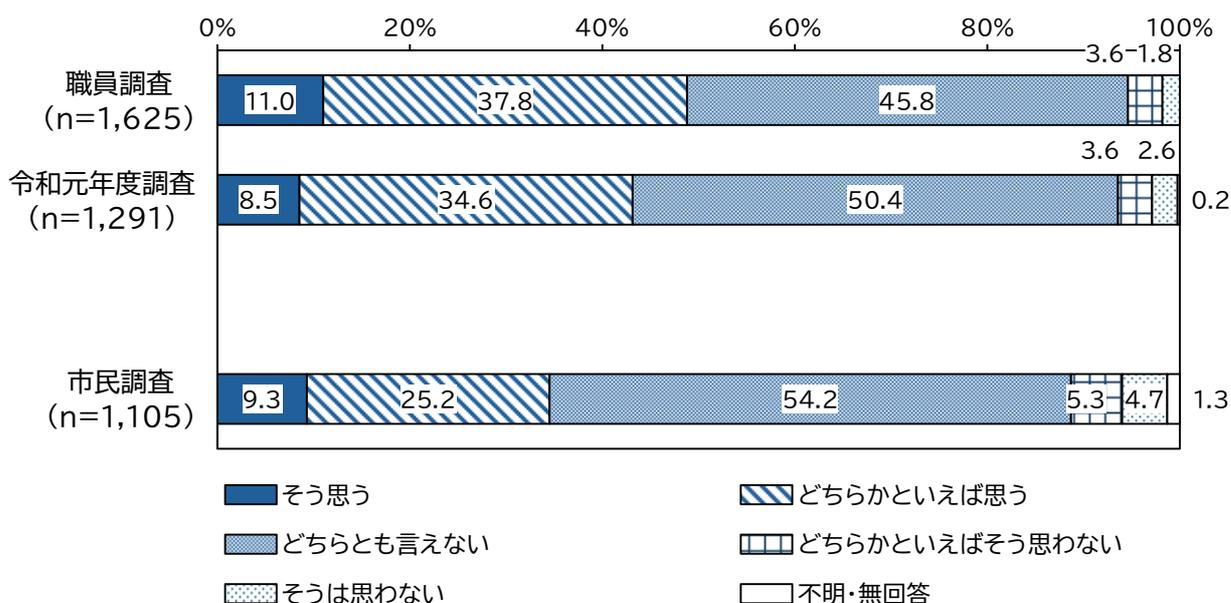


芦屋市民の人権意識は高くなっているかについて、「どちらとも言えない」が45.8%で最も高く、次いで「どちらかといえば思う」が37.8%、「そう思う」が11.0%となっています。『そう思う』では48.8%となっています。

市民調査と比較すると、『そう思う』(48.8%)では市民調査(34.5%)より14.3ポイント高くなっています。

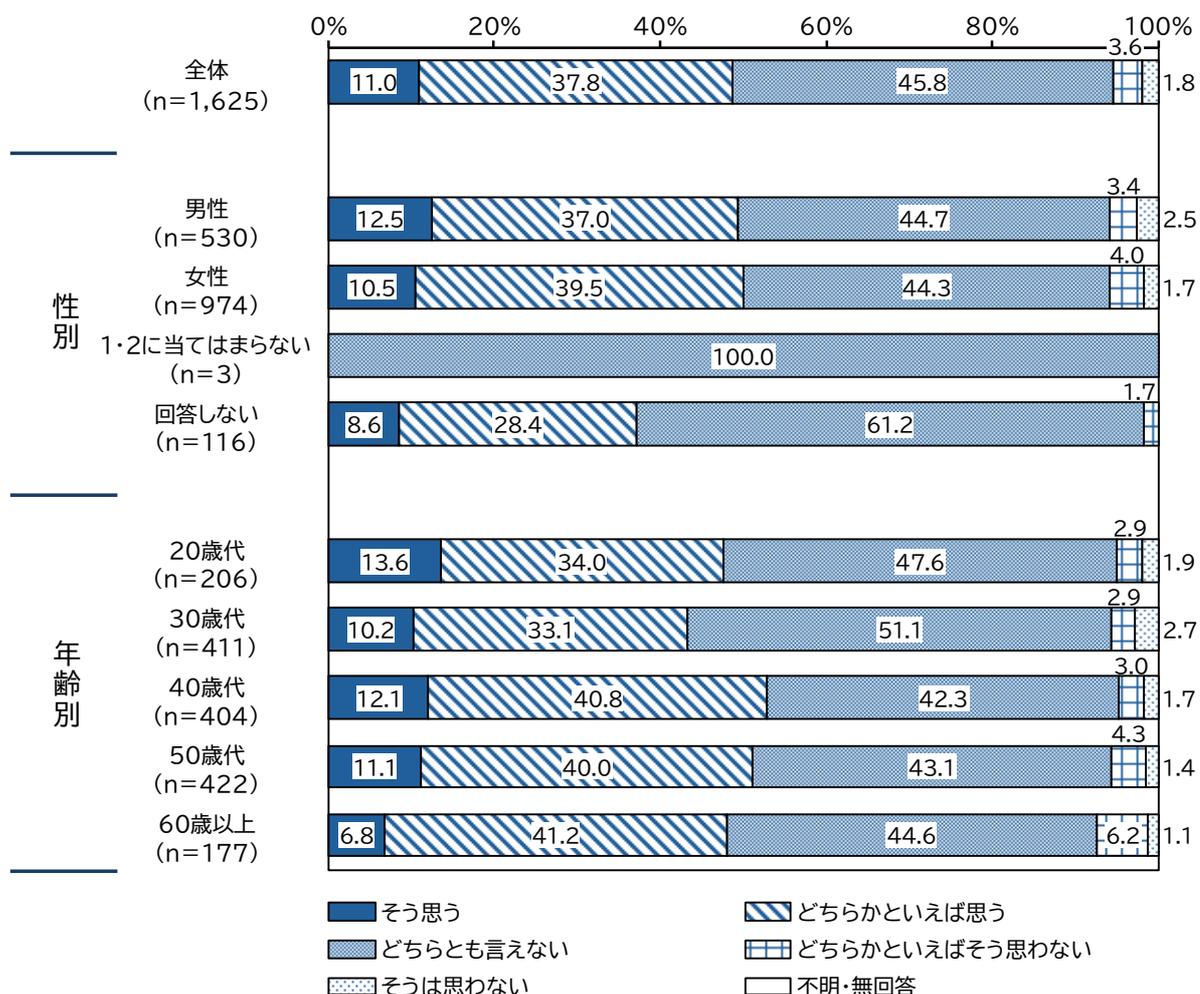
「どちらとも言えない」(45.8%)は市民調査(54.2%)より8.4ポイント低くなっています。

図表 2③-2 芦屋市民の人権意識は高くなっているか 他調査との比較



令和元年度調査と比較すると、『そう思う』(48.8%)では令和元年度調査(43.1%)より5.7ポイント高くなっています。

図表 2③-3 芦屋市民の人権意識は高くなっているか 性別・年齢別

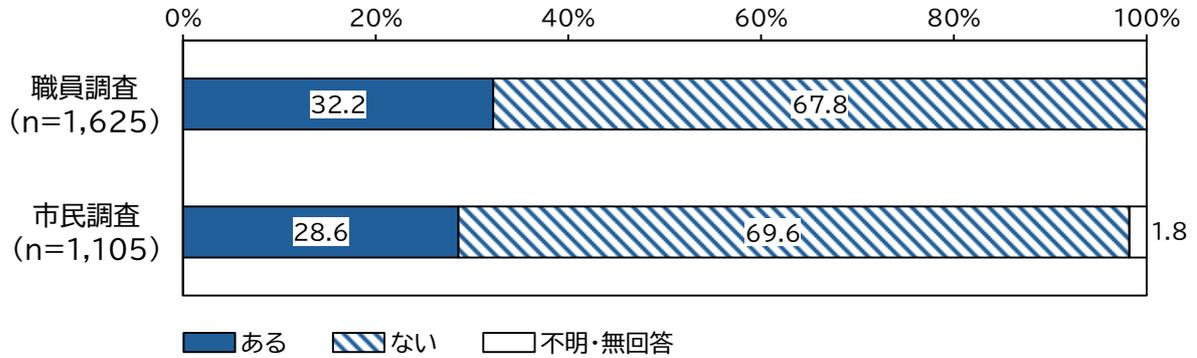


性別で見ると、『そう思う』では、男性が49.5%、女性が50.0%となっています。

年齢別で見ると、『そう思う』では、40歳代が52.9%で最も高く、30歳代が43.3%で最も低くなっており、差が9.6ポイントとなっています。また、すべての年齢層で「どちらとも言えない」が最も高くなっています。

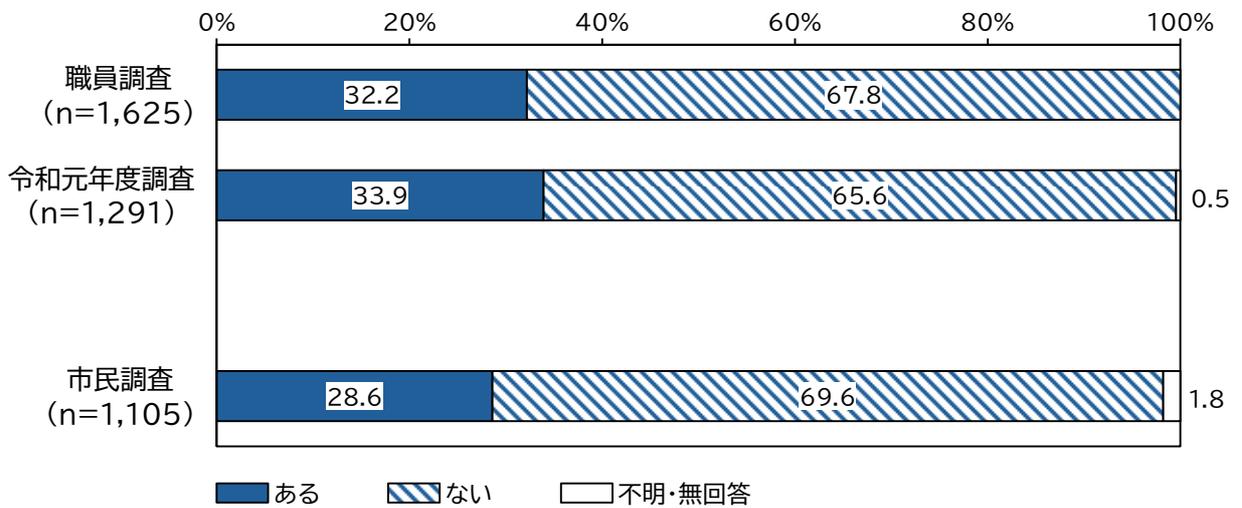
問3	あなたは、今までに、自己的人権が侵害されたと思ったことがありますか。
----	------------------------------------

図表 3-1 人権を侵害された経験



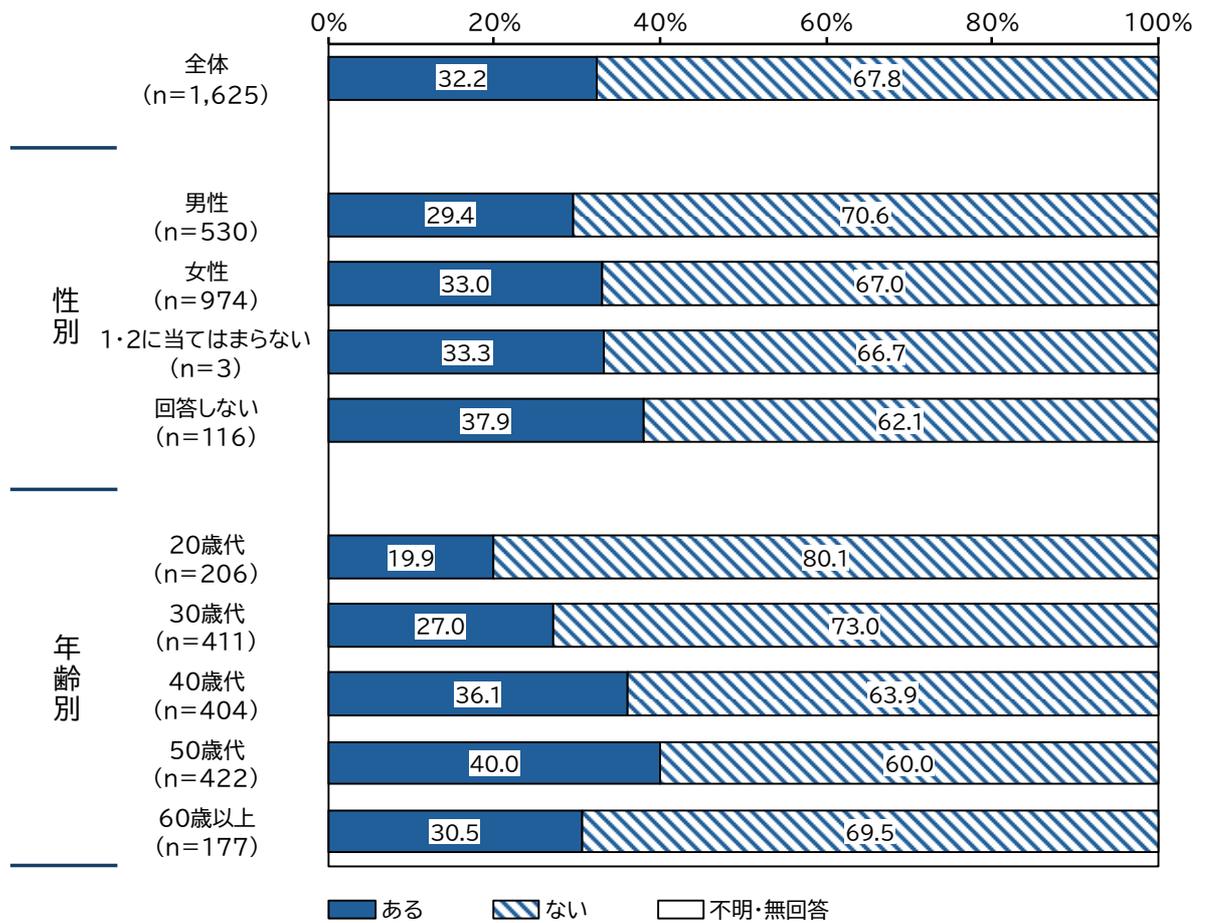
人権を侵害された経験について、「ない」が67.8%、「ある」が32.2%となっています。市民調査との大きな差はみられません。

図表 3-2 人権を侵害された経験 他調査との比較



令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 3-3 人権を侵害された経験 性別・年齢別



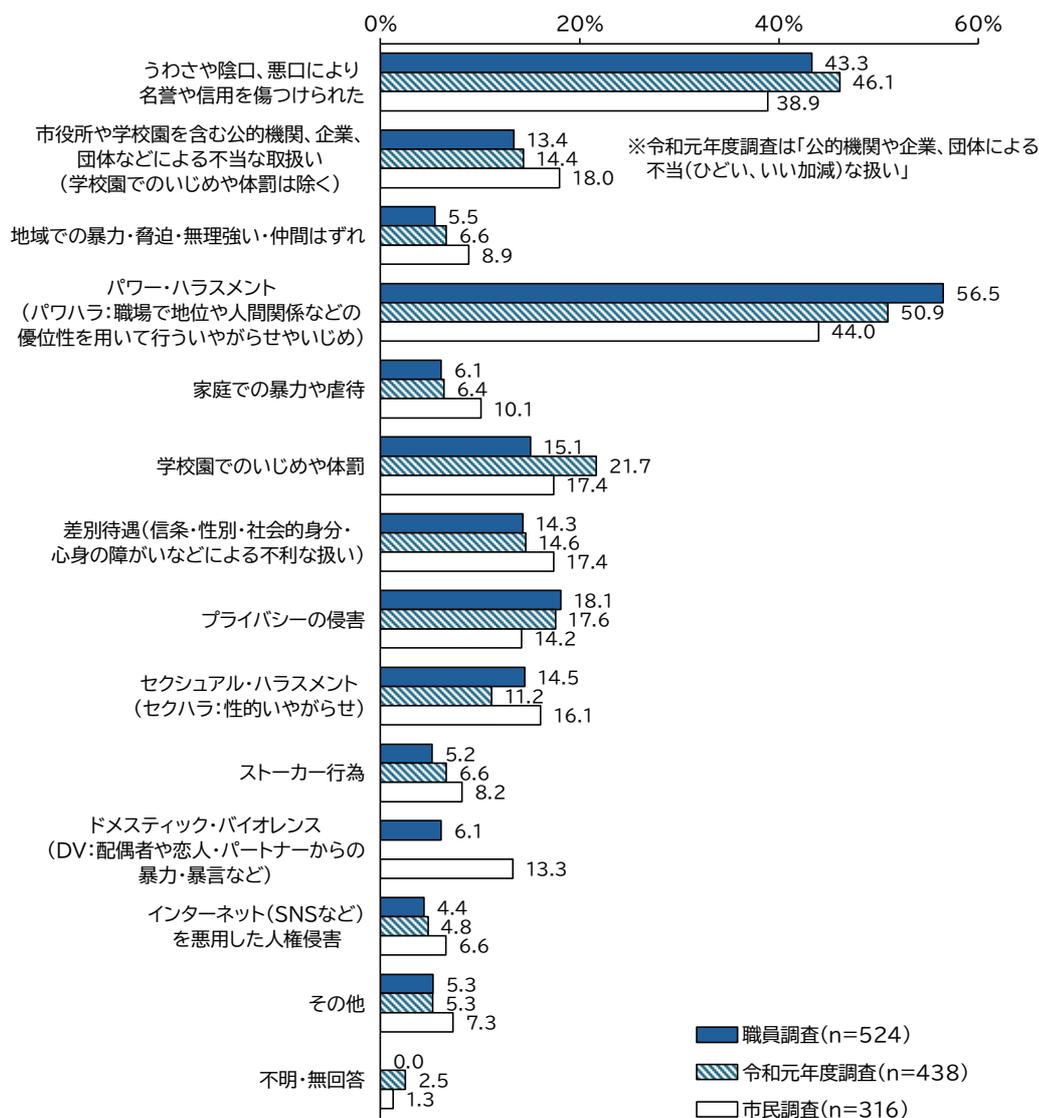
性別で見ると、男性・女性ともに「ない」の方が高く、男性70.6%、女性67.0%となっています。「ある」は男性29.4%、女性33.0%となっています。

年齢別で見ると、すべての年代で「ない」の方が高く、20歳代は80.0%を超えています。

問 3-1

【問 3 で「ある」を回答した人】
 どのような人権侵害でしたか。(〇はいくつでも)

図表 3-1-1 受けた人権侵害の内容



受けた人権侵害の内容について、「パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)」が56.5%で最も高く、次いで「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」が43.3%、「プライバシーの侵害」が18.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)」(56.5%)は、令和元年度調査(50.9%)より5.6ポイント高くなっています。また、「学校園でのいじめや体罰」(15.1%)は、令和元年度調査(21.7%)より6.6ポイント低くなっています。

市民調査と比較すると、「パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)」(56.5%)は、市民調査(44.0%)より12.5ポイント高くなっています。「ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者や恋人・パートナーからの暴力・暴言など)」(6.1%)は市民調査(13.3%)より7.2ポイント低くなっています。

図表 3-1-2 受けた人権侵害の内容 性別

(単位:%)

		n (人)	うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた	市役所や学校園を含む公的機関、企業、団体などによる不当な取扱い(学校園でのいじめや体罰は除く)	地域での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれ	職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ	パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)	家庭での暴力や虐待	学校園でのいじめや体罰	差別待遇(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)	プライバシーの侵害	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ:性的いやがらせ)	ストーカー行為
全体		524	43.3	13.4	5.5	56.5	6.1	15.1	14.3	18.1	14.5	5.2	
性別	男性	156	47.4	16.7	7.7	59.6	4.5	18.6	9.6	16.7	3.2	3.2	
	女性	321	41.7	11.5	5.3	54.5	6.9	12.1	16.2	16.5	18.4	5.6	
	1・2に当てはまらない	1	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	回答しない	44	43.2	15.9	0.0	59.1	6.8	22.7	18.2	36.4	27.3	9.1	
		n (人)	パート・ドメスティック・バイオレンス(パートナリー・パートナーからの暴力・暴言など)	インターネット(SNS など)を悪用した人権侵害	その他	不明・無回答							
全体		524	6.1	4.4	5.3	0.0							
性別	男性	156	0.6	6.4	3.2	0.0							
	女性	321	8.1	2.2	6.5	0.0							
	1・2に当てはまらない	1	100.0	100.0	0.0	0.0							
	回答しない	44	6.8	11.4	4.5	0.0							

性別で見ると、男性・女性ともに「パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)」が最も高く、男性59.6%、女性54.5%となっています。次いで「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」が男性47.4%、女性41.7%となっています。続いて、男性は「学校園でのいじめや体罰」が18.6%、女性は「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ:性的いやがらせ)」が18.4%となっています。

図表 3-1-3 受けた人権侵害の内容 年齢別

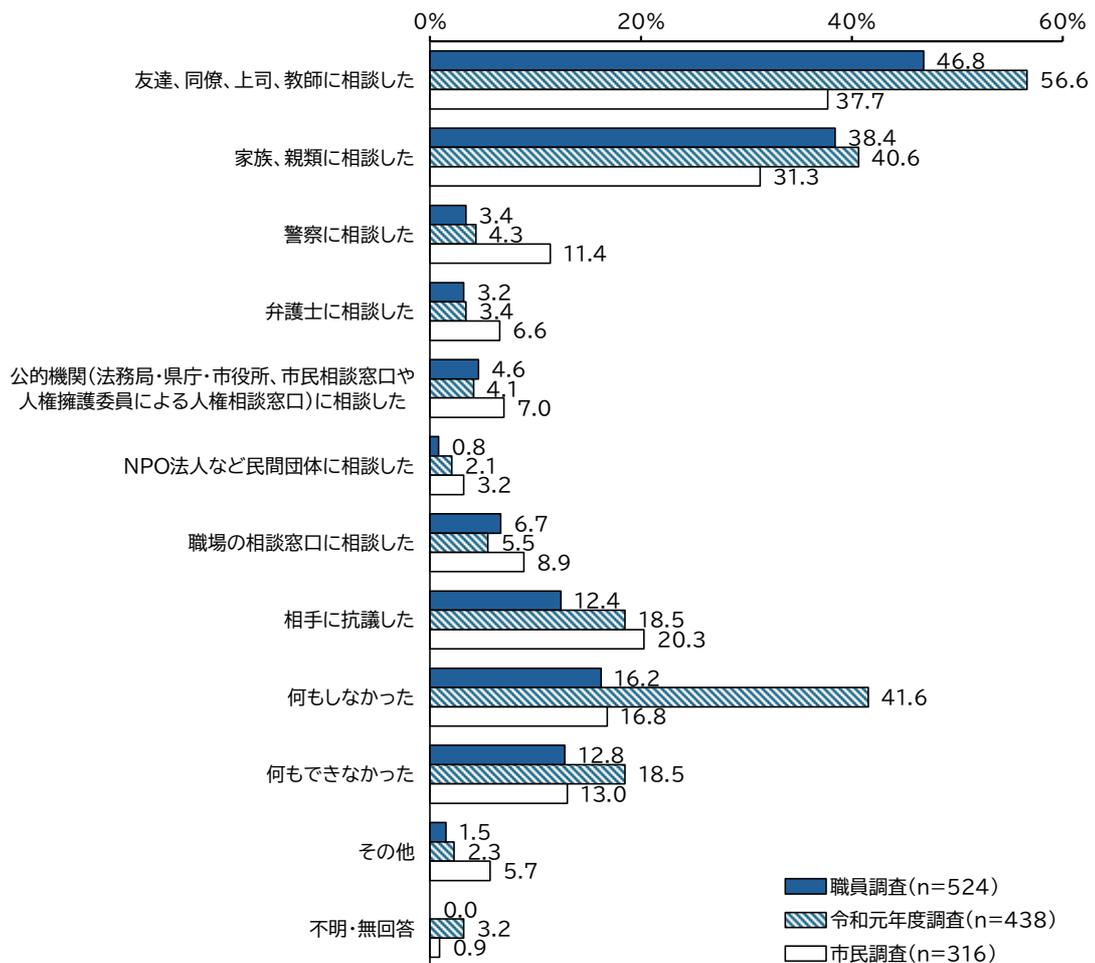
(単位:%)

		n (人)	うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた	市役所や学校園を含む公的機関、企業、団体などによる不当な取扱い（学校園でのいじめや体罰は除く）	地域での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれ	職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ	パワー・ハラスメント（パワハラ：職場での地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ）	家庭での暴力や虐待	学校園でのいじめや体罰	差別待遇（信条・性別・社会的不利な扱い）	プライバシーの侵害	セクシュアル・性的いやがらせ（セクハラ）	ストーカー行為
全体		524	43.3	13.4	5.5	56.5	6.1	15.1	14.3	18.1	14.5	5.2	
年齢別	20歳代	41	65.9	12.2	7.3	56.1	2.4	24.4	17.1	26.8	9.8	7.3	
	30歳代	111	40.5	19.8	9.9	53.2	3.6	11.7	14.4	18.0	18.9	7.2	
	40歳代	146	40.4	11.0	4.1	56.2	6.2	15.1	12.3	18.5	12.3	3.4	
	50歳代	169	43.2	12.4	4.1	59.2	8.3	14.2	13.6	15.4	16.6	4.7	
	60歳以上	54	42.6	11.1	3.7	55.6	7.4	16.7	20.4	20.4	9.3	5.6	
		n (人)	パート・ドメス・インターネット・配業者や恋人・暴力・暴言など	インターネット（SNSなど）を悪用した人権侵害	その他	不明・無回答							
全体		524	6.1	4.4	5.3	0.0							
年齢別	20歳代	41	0.0	7.3	2.4	0.0							
	30歳代	111	4.5	6.3	4.5	0.0							
	40歳代	146	6.8	5.5	5.5	0.0							
	50歳代	169	7.1	1.8	6.5	0.0							
	60歳以上	54	7.4	3.7	5.6	0.0							

年齢別でみると、20歳代は「うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた」、その他の年代では「パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)」が最も高くなっています。

問 3-2 【問 3 で「ある」を回答した人】
 人権が侵害されたとき、どうしましたか。(〇はいくつでも)
 また、1～8を選んだ方は相談することによって、その問題は解決しましたか。
 9を選んだ方は、その後どうなりましたか。

図表 3-2-1 人権が侵害されたときの対処



人権が侵害されたときの対処について、「友達、同僚、上司、教師に相談した」が46.8%で最も高く、次いで「家族、親類に相談した」が38.4%、「何もしなかった」が16.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「友達、同僚、上司、教師に相談した」、「相手に抗議した」、「何もしなかった」、「何もできなかった」は令和元年度調査より5.0ポイント以上低くなっています。特に「何もしなかった」(16.2%)は令和元年度調査(41.6%)より25.4ポイント低くなっています。

市民調査と比較すると、「友達、同僚、上司、教師に相談した」、「家族、親類に相談した」は市民調査より7.0ポイント以上高くなっています。また、「警察に相談した」、「相手に抗議した」は7.5ポイント以上低くなっています。

図表 3-2-2 人権が侵害されたときの対処 性別

(単位:%)

		n (人)	友達、同僚、上司、教師に相談した	家族、親類に相談した	警察に相談した	弁護士に相談した	公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口）や人権擁護委員による人権相談窓口）に相談した	NPO法人など民間団体に相談した	職場の相談窓口相談した	相手に抗議した	何もしなかった	何もできなかった
全体		524	46.8	38.4	3.4	3.2	4.6	0.8	6.7	12.4	16.2	12.8
性別	男性	156	39.7	26.3	1.9	1.9	2.6	1.3	9.6	14.7	21.8	13.5
	女性	321	50.5	45.5	4.0	3.4	5.3	0.6	5.3	11.5	12.8	12.1
	1・2に当てはまらない	1	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	44	45.5	29.5	4.5	6.8	4.5	0.0	6.8	11.4	18.2	15.9
全体		524	1.5	0.0								
性別	男性	156	0.6	0.0								
	女性	321	0.9	0.0								
	1・2に当てはまらない	1	0.0	0.0								
	回答しない	44	9.1	0.0								

性別で見ると、男性・女性ともに「友達、同僚、上司、教師に相談した」が最も高く、男性39.7%、女性50.5%となっています。次いで「家族、親類に相談した」が男性26.3%、女性45.5%となっています。続いて「何もしなかった」が男性21.8%、女性12.8%となっています。

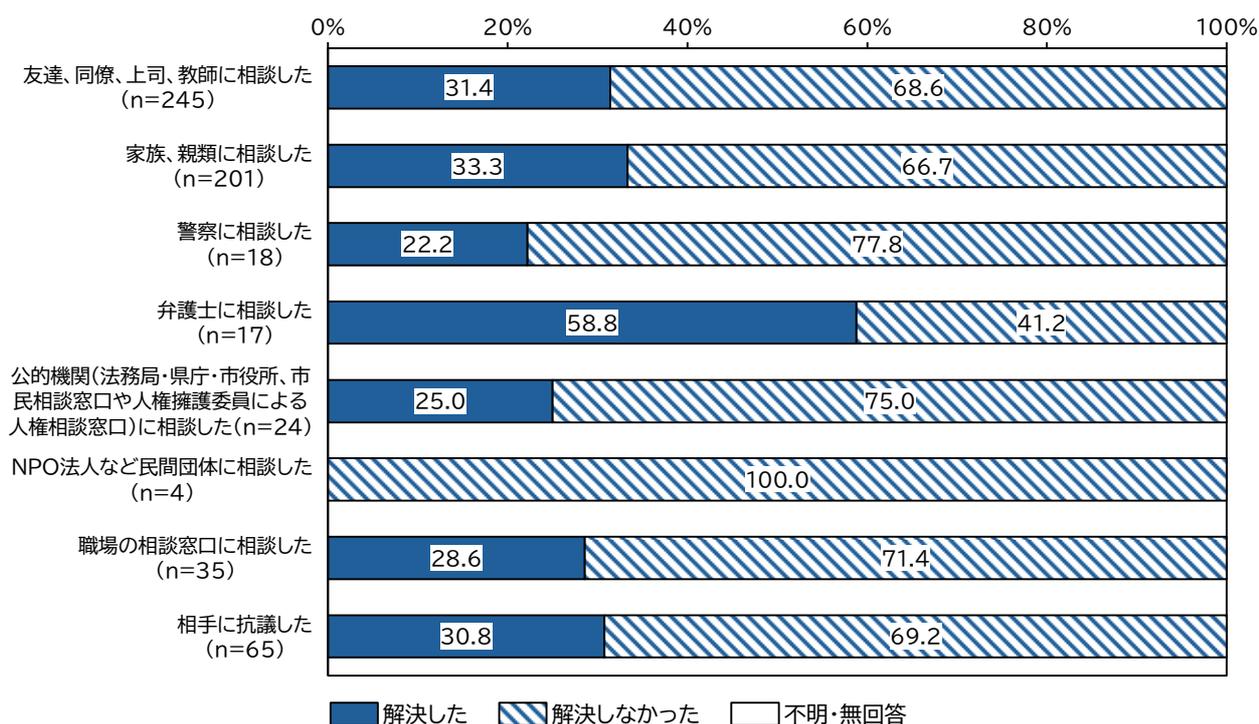
図表 3-2-3 人権が侵害されたときの対処 年齢別

(単位:%)

		n (人)	友達、同僚、上司、教師に相談した	家族、親類に相談した	警察に相談した	弁護士に相談した	公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口）や人権擁護委員による人権相談窓口）に相談した	NPO法人など民間団体に相談した	職場の相談窓口）に相談した	相手に抗議した	何もしなかった	何もできなかった
全体		524	46.8	38.4	3.4	3.2	4.6	0.8	6.7	12.4	16.2	12.8
年齢別	20歳代	41	61.0	56.1	2.4	0.0	7.3	0.0	4.9	14.6	22.0	2.4
	30歳代	111	46.8	38.7	7.2	4.5	4.5	0.0	4.5	9.9	18.0	9.0
	40歳代	146	46.6	44.5	2.7	2.1	2.1	0.7	4.1	15.1	14.4	13.0
	50歳代	169	45.6	32.5	1.8	4.1	5.9	1.8	8.9	10.7	12.4	16.0
	60歳以上	54	42.6	27.8	3.7	3.7	5.6	0.0	13.0	14.8	22.2	16.7
全体		524	1.5	0.0								
年齢別	20歳代	41	0.0	0.0								
	30歳代	111	2.7	0.0								
	40歳代	146	0.0	0.0								
	50歳代	169	3.0	0.0								
	60歳以上	54	0.0	0.0								

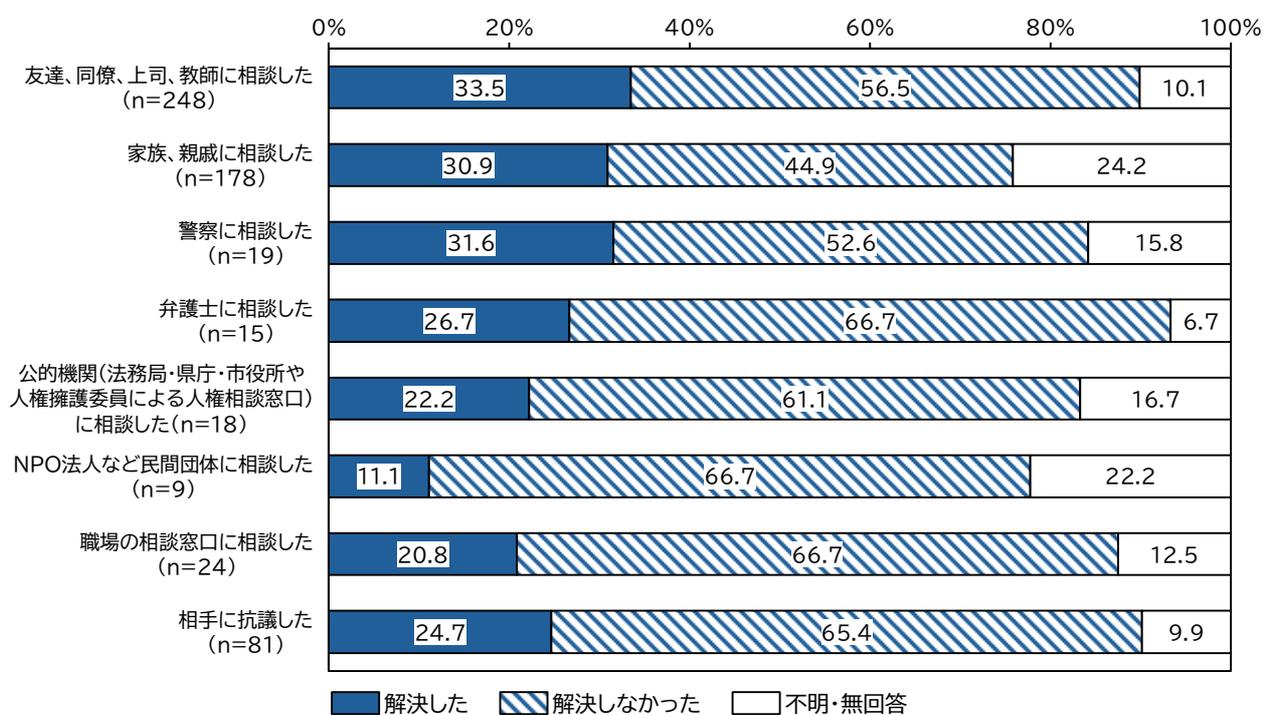
年齢別で見ると、すべての年代で「友達、同僚、上司、教師に相談した」が最も高く、次いで「家族、親類に相談した」となっています。

図表 3-2-4 相談先別にみる問題解決の有無



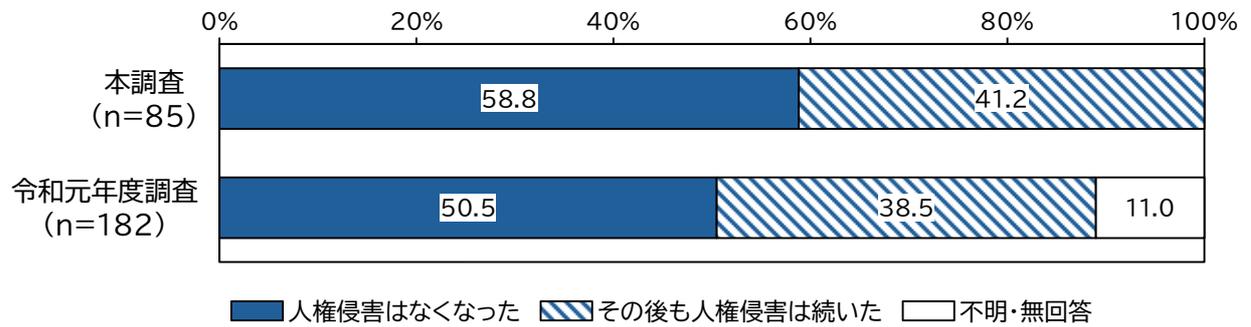
相談先別にみる問題解決の有無について、「弁護士に相談した」以外で「解決しなかった」が65.0%以上と高くなっています。

図表 3-2-5 相談先別にみる問題解決の有無 令和元年度調査



令和元年度調査と比較すると、「弁護士に相談した」、「職場の相談窓口に相談した」、「相手に抗議した」の中で「解決した」は令和元年度調査より高くなっています。

図表 3-2-6 何もしなかった人の人権侵害のその後について



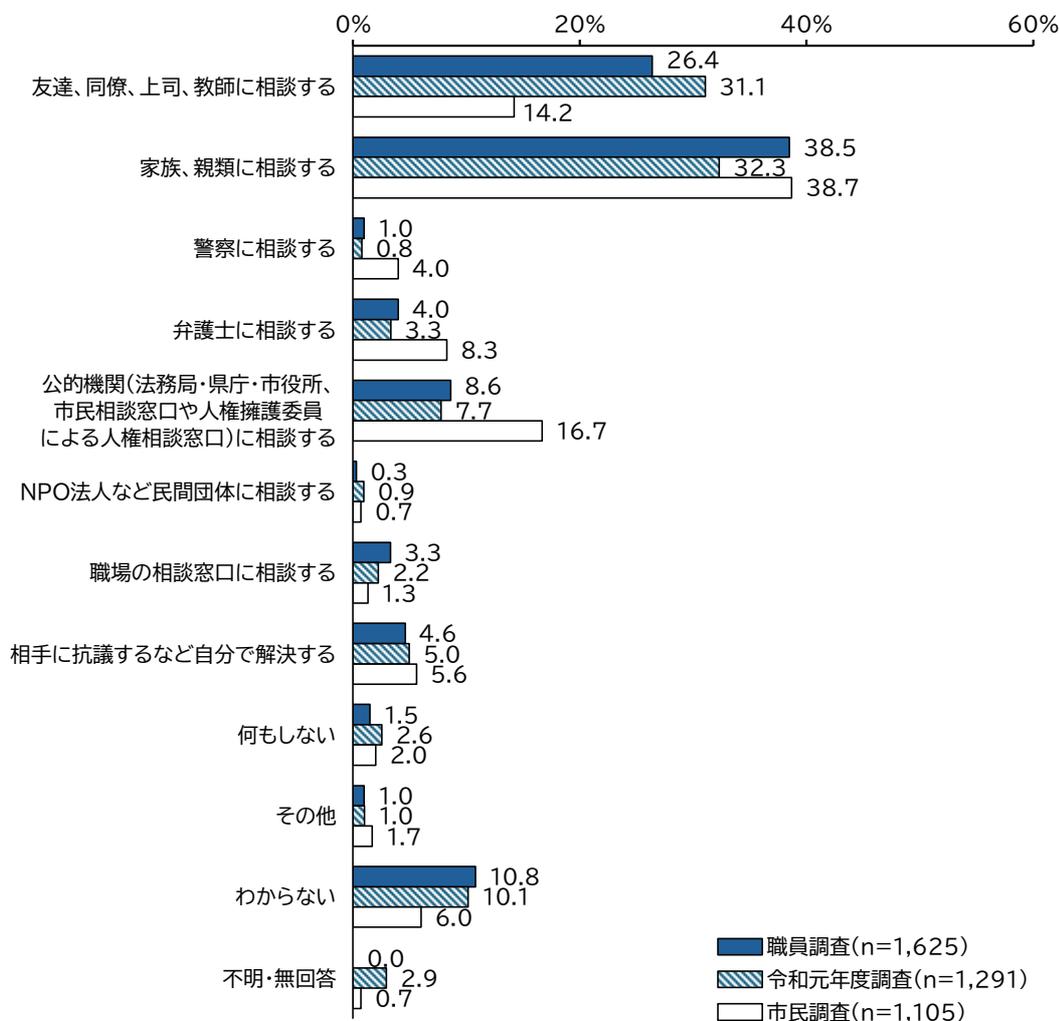
何もしなかった人の人権侵害のその後について、「人権侵害はなくなった」が58.8%、「その後も人権侵害は続いた」が41.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「人権侵害はなくなった」(58.8%)は令和元年度調査(50.5%)より8.3ポイント高くなっています。

問 4

今後もし、あなたが、自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。(〇は1つだけ)

図表 4-1 今後人権が侵害された場合の対処



今後人権が侵害された場合の対処について、「家族、親類に相談する」が38.5%で最も高く、次いで「友達、同僚、上司、教師に相談する」が26.4%、「わからない」が10.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「家族、親類に相談する」(38.5%)は、令和元年度調査(32.3%)より6.2ポイント高くなっています。

市民調査と比較すると、「友達、同僚、上司、教師に相談する」(26.4%)は、市民調査(14.2%)より12.2ポイント高くなっています。また、「公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談する」(8.6%)は、市民調査(16.7%)より8.1ポイント低くなっています。

図表 4-2 今後人権が侵害された場合の対処 性別

(単位:%)

		n(人)	友達、同僚、上司、教師に相談する	家族、親類に相談する	警察に相談する	弁護士に相談する	公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口)や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談する	NPO法人など民間団体に相談する	職場の相談窓口相談する	相手に抗議するなど自分で解決する	何もしない	その他
全体		1,625	26.4	38.5	1.0	4.0	8.6	0.3	3.3	4.6	1.5	1.0
性別	男性	530	28.1	26.4	2.1	6.0	11.3	0.2	4.2	8.5	1.7	1.3
	女性	974	26.5	46.4	0.4	2.7	7.3	0.2	2.9	2.2	1.5	0.6
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
	回答しない	116	18.1	27.6	0.9	6.0	7.8	1.7	3.4	7.8	0.9	1.7
		n(人)	わからない	不明・無回答								
全体		1,625	10.8	0.0								
性別	男性	530	10.2	0.0								
	女性	974	9.3	0.0								
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0								
	回答しない	116	24.1	0.0								

性別で見ると、男性は「友達、同僚、上司、教師に相談する」が28.1%、女性は「家族、親類に相談する」が46.4%で最も高く、次いで男性は「家族、親類に相談する」が26.4%、女性は「友達、同僚、上司、教師に相談する」が26.5%となっています。続いて男性は「公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口)や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談する」が11.3%、女性は「わからない」が9.3%となっています。「家族、親類に相談する」は、女性が男性より20.0ポイント高くなっています。

図表 4-3 今後人権が侵害された場合の対処 年齢別

(単位:%)

		n(人)	友達、同僚、上司、教師に相談する	家族、親類に相談する	警察に相談する	弁護士に相談する	窓口()に相談する 公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口)や人権擁護委員による人権相談	NPO法人など民間団体に相談する	職場の相談窓口相談する	相手に抗議するなど自分で解決する	何もしない	その他
全体		1,625	26.4	38.5	1.0	4.0	8.6	0.3	3.3	4.6	1.5	1.0
年齢別	20歳代	206	32.0	44.7	1.5	2.9	2.4	0.5	1.9	5.3	2.4	0.0
	30歳代	411	25.1	42.3	1.2	2.9	7.1	0.0	3.2	5.1	0.7	1.0
	40歳代	404	26.2	41.3	0.7	3.5	7.2	0.2	2.5	3.5	2.2	1.0
	50歳代	422	25.8	34.6	0.5	5.0	11.1	0.7	5.7	4.5	0.7	1.4
	60歳以上	177	24.9	25.4	1.7	6.8	16.9	0.0	1.7	5.6	2.8	1.1
		n(人)	わからない	不明・無回答								
全体		1,625	10.8	0.0								
年齢別	20歳代	206	6.3	0.0								
	30歳代	411	11.4	0.0								
	40歳代	404	11.6	0.0								
	50歳代	422	10.0	0.0								
	60歳以上	177	13.0	0.0								

年齢別で見ると、すべての年代で「家族、親類に相談する」が最も高く、次いで「友達、同僚、上司、教師に相談する」となっています。

図表 4-4 今後人権が侵害された場合の対処 人権が侵害されたときの対処別

(単位:%)

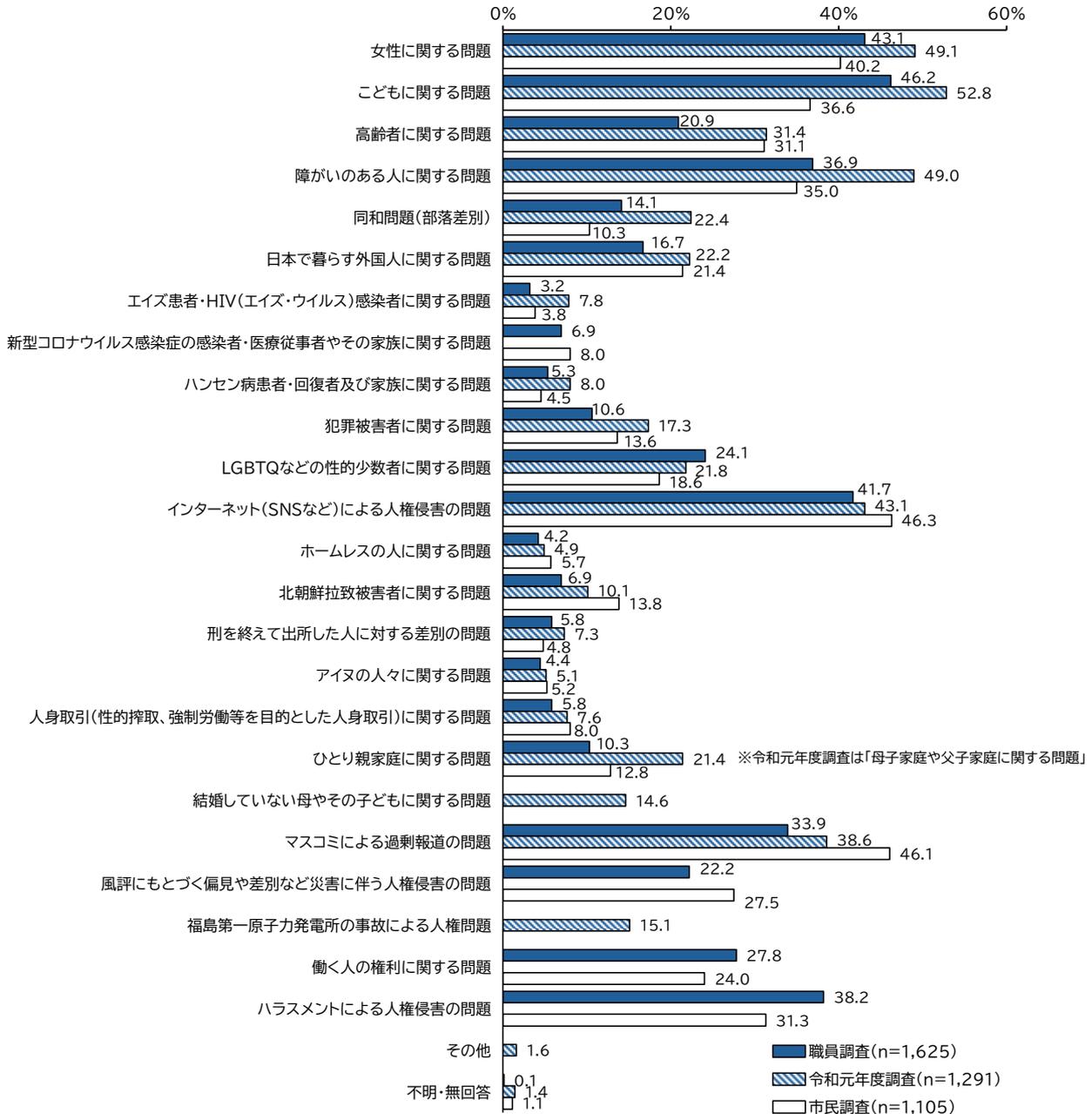
	n(人)	友達、同僚、上司、 教師に相談する	家族、親類に相談する	警察に相談する	弁護士に相談する	公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談する	NPO法人など民間団体に相談する	職場の相談窓口に相談する	相手に抗議するなど
全体	1,625	26.4	38.5	1.0	4.0	8.6	0.3	3.3	4.6
友達、同僚、上司、教師に相談した	245	38.8	23.7	1.2	7.3	7.3	0.4	7.8	2.4
家族、親類に相談した	201	18.9	42.3	1.5	7.5	9.0	0.5	5.5	3.5
警察に相談した	18	11.1	27.8	0.0	16.7	5.6	0.0	5.6	5.6
弁護士に相談した	17	17.6	5.9	0.0	52.9	5.9	0.0	0.0	5.9
公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談した	24	16.7	12.5	0.0	16.7	20.8	0.0	8.3	4.2
NPO法人など民間団体に相談した	4	50.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0
職場の相談窓口に相談した	35	20.0	8.6	0.0	11.4	22.9	0.0	22.9	2.9
相手に抗議した	65	23.1	15.4	1.5	15.4	9.2	0.0	1.5	21.5
何もしなかった	85	23.5	15.3	0.0	3.5	10.6	0.0	0.0	8.2
何もできなかった	67	20.9	20.9	1.5	4.5	14.9	0.0	6.0	1.5
その他	8	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	25.0
	n(人)	何もしない	その他	わからない	不明・無回答				
全体	1,625	1.5	1.0	10.8	0.0				
友達、同僚、上司、教師に相談した	245	0.8	0.4	9.8	0.0				
家族、親類に相談した	201	0.5	0.5	10.4	0.0				
警察に相談した	18	5.6	5.6	16.7	0.0				
弁護士に相談した	17	0.0	5.9	5.9	0.0				
公的機関(法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口)に相談した	24	0.0	12.5	8.3	0.0				
NPO法人など民間団体に相談した	4	0.0	0.0	0.0	0.0				
職場の相談窓口に相談した	35	0.0	0.0	11.4	0.0				
相手に抗議した	65	0.0	1.5	10.8	0.0				
何もしなかった	85	9.4	4.7	24.7	0.0				
何もできなかった	67	1.5	1.5	26.9	0.0				
その他	8	0.0	12.5	25.0	0.0				

今後人権が侵害された場合の対処について、人権が侵害されたときの対処別にみると、「何もしなかった」、「何もできなかった」と回答した人は、「わからない」が24.7%（「何もしなかった」）、26.9%（「何もできなかった」）と他の対処をした人より高くなっています。

問 5

日本の社会には、人権に関するいろいろな問題がありますが、あなたが特に
心を持っているのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

図表 5-1 関心のある人権問題



関心のある人権問題について、「子どもに関する問題」が46.2%で最も高く、次いで「女性に関する問題」が43.1%、「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」が41.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「女性に関する問題」、「子どもに関する問題」、「高齢者に関する問題」、「障がいのある人に関する問題」、「同和問題(部落差別)」、「日本で暮らす外国人に関する問題」、「犯罪被害者に関する問題」、「ひとり親家庭に関する問題」は、令和元年度調査より5.0ポイント以上低くなっています。

市民調査と比較すると、「高齢者に関する問題」、「北朝鮮拉致被害者に関する問題」、「マスコミによる過剰報道の問題」、「風評にもとづく偏見や差別など災害に伴う人権侵害の問題」は市民調査より5.0ポイント以上低く、「子どもに関する問題」、「LGBTQなどの性的少数者に関する問題」、「ハラスメントによる人権侵害の問題」は市民調査より5.0%以上高くなっています。

図表 5-2 関心のある人権問題 性別

(単位:%)

		n (人)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がいのある人に関する問題	同和問題 (部落差別)	日本で暮らす外国人に関する問題	エイズ患者・HIV (エイズ・ウイルス) 感染者に関する問題	新型コロナウイルス感染症の感染者・医療従事者やその家族に関する問題	ハンセン病患者・回復者及び家族に関する問題	犯罪被害者に関する問題
全体		1,625	43.1	46.2	20.9	36.9	14.1	16.7	3.2	6.9	5.3	10.6
性別	男性	530	25.3	40.4	15.5	33.8	18.5	20.2	3.8	6.0	7.0	10.2
	女性	974	53.4	50.4	24.1	39.3	12.5	15.9	3.2	7.6	4.5	10.0
	1・2に当てはまらない	3	100.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0
	回答しない	116	37.1	36.2	19.0	31.9	7.8	7.8	0.9	4.3	4.3	18.1
		n (人)	LGBTQなどの性的少数者に関する問題	インターネット (SNSなど) による人権侵害の問題	ホームレスの人に関する問題	北朝鮮拉致被害者に関する問題	刑を終えて出所した人に対する差別の問題	アイヌの人々に関する問題	人身取引 (性的搾取、強制引) に関する問題	ひとり親家庭に関する問題	マスコミによる過剰報道の問題	風評に伴う人権侵害の問題など
全体		1,625	24.1	41.7	4.2	6.9	5.8	4.4	5.8	10.3	33.9	22.2
性別	男性	530	24.7	41.3	4.3	8.3	6.8	6.2	4.3	9.1	37.7	22.3
	女性	974	23.9	41.2	4.0	6.2	5.5	3.4	6.6	11.3	31.6	22.0
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	24.1	48.3	5.2	6.0	4.3	4.3	6.9	7.8	36.2	24.1
		n (人)	働く人の権利に関する問題	人権侵害の問題	ハラスメントによる	不明・無回答						
全体		1,625	27.8	38.2	0.1							
性別	男性	530	24.5	36.2	0.4							
	女性	974	29.4	38.6	0.0							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	0.0							
	回答しない	116	30.2	44.8	0.0							

性別で見ると、男性は「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」が41.3%、女性は「女性に関する問題」が53.4%で最も高く、次いで「子どもに関する問題」が男性40.4%、女性50.4%となっています。続いて男性は「マスコミによる過剰報道の問題」が37.7%、女性は「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」が41.2%となっています。

図表 5-3 関心のある人権問題 年齢別

(単位:%)

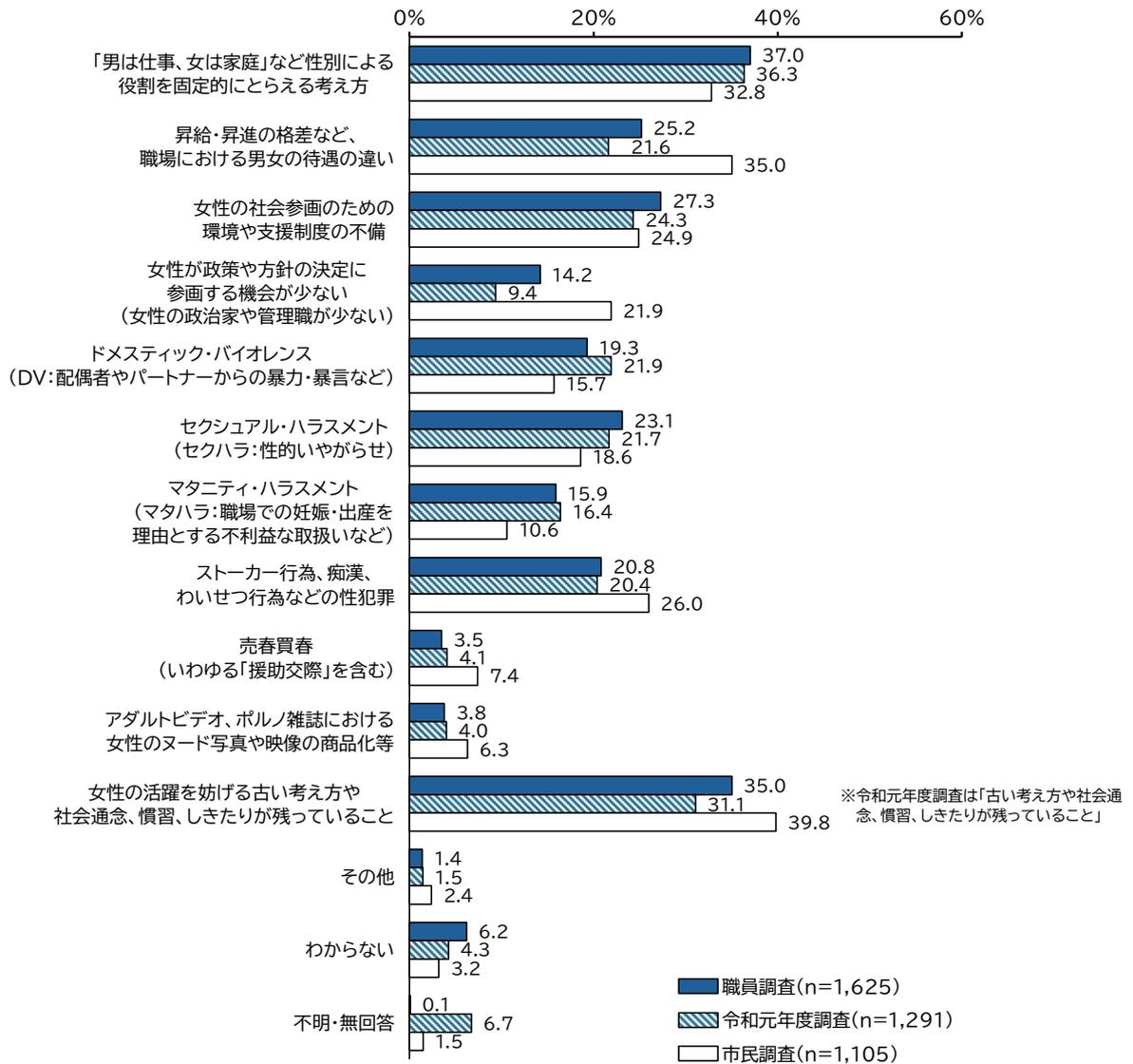
		n (人)	女性に関する問題	子どもに関する問題	高齢者に関する問題	障がいのある人に関する問題	同和問題 (部落差別)	日本で暮らす外国人に関する問題	感染者に関する問題 (エイズ患者・HIV)	新型コロナウイルス感染症の家族に関する問題	ハンセン病患者・回復者及び家族に関する問題	犯罪被害者に関する問題
全体		1,625	43.1	46.2	20.9	36.9	14.1	16.7	3.2	6.9	5.3	10.6
年齢別	20歳代	206	41.7	42.2	14.1	31.1	9.7	18.4	2.4	4.9	3.4	8.3
	30歳代	411	41.1	49.6	11.7	33.3	11.2	16.8	2.4	6.3	2.7	8.3
	40歳代	404	45.0	51.7	20.8	40.1	16.6	15.8	4.5	5.7	5.0	10.9
	50歳代	422	43.1	40.3	28.2	37.9	15.2	17.3	2.6	8.3	7.8	11.4
	60歳以上	177	45.2	44.6	33.3	41.8	18.1	15.3	4.5	10.2	8.5	16.4
全体		1,625	24.1	41.7	4.2	6.9	5.8	4.4	5.8	10.3	33.9	22.2
年齢別	20歳代	206	20.9	26.2	7.3	4.4	2.9	2.9	4.9	10.7	28.2	15.5
	30歳代	411	26.8	37.2	4.1	4.6	3.9	4.4	4.4	10.2	32.6	18.2
	40歳代	404	26.2	47.5	2.7	7.2	7.7	4.7	6.9	10.9	34.2	24.3
	50歳代	422	21.6	42.9	4.7	7.8	7.3	4.7	7.6	9.0	36.3	24.6
	60歳以上	177	23.7	54.2	2.8	11.9	6.2	4.5	4.0	11.9	36.7	28.2
全体		1,625	27.8	38.2	0.1							
年齢別	20歳代	206	24.8	27.2	0.0							
	30歳代	411	27.7	37.0	0.2							
	40歳代	404	28.2	40.8	0.0							
	50歳代	422	29.4	42.4	0.0							
	60歳以上	177	27.1	39.0	0.6							

年齢別で見ると、50歳代は「女性に関する問題」、60歳以上は「インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題」、その他の年代では「子どもに関する問題」が最も高くなっています。

3. 女性の人権について

問 6	女性に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	--------------------------------------------------------------

図表 6-1 女性の人権に関する問題点



女性の人権に関する問題点について、「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえること」が37.0%で最も高く、次いで「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」が35.0%、「女性の社会参画のための環境や支援制度の不備」が27.3%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

市民調査と比較すると、「昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い」、「女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ない)」、「ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪」は市民調査より5.0ポイント以上低くなっています。また、「マタニティ・ハラスメント(マタハラ:職場での妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いなど)」(15.9%)は市民調査(10.6%)より5.3ポイント高くなっています。

図表 6-2 女性の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方	昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い	女性の社会参画のための環境や支援制度の不備	女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ない)	ドメスティック・バイオレンス(DV)・配偶者やパートナーからの暴力・暴言など	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)・性的いやがらせ	マタニティ・ハラースメント(マタハラ)・職場での妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いなど	ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪	「売春買春」「援助交際」を含む	アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等
全体		1,625	37.0	25.2	27.3	14.2	19.3	23.1	15.9	20.8	3.5	3.8
性別	男性	530	32.6	20.0	24.9	14.2	17.2	22.6	16.6	18.7	3.6	0.6
	女性	974	39.0	28.7	29.2	15.0	20.8	22.9	16.0	21.9	3.3	5.3
	1・2に当てはまらない	3	66.7	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	38.8	18.1	24.1	6.9	16.4	28.4	12.9	21.6	5.2	5.2
全体		1,625	35.0	1.4	6.2	0.1						
性別	男性	530	29.1	1.7	10.0	0.2						
	女性	974	37.8	0.5	4.1	0.0						
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	0.0	0.0						
	回答しない	116	37.9	6.9	6.9	0.0						

性別で見ると、男性・女性ともに「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方が最も高く、男性32.6%、女性39.0%となっています。次いで「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」が男性29.1%、女性37.8%となっています。続いて「女性の社会参画のための環境や支援制度の不備」が男性24.9%、女性29.2%となっています。

図表 6-3 女性の人権に関する問題点 年齢別

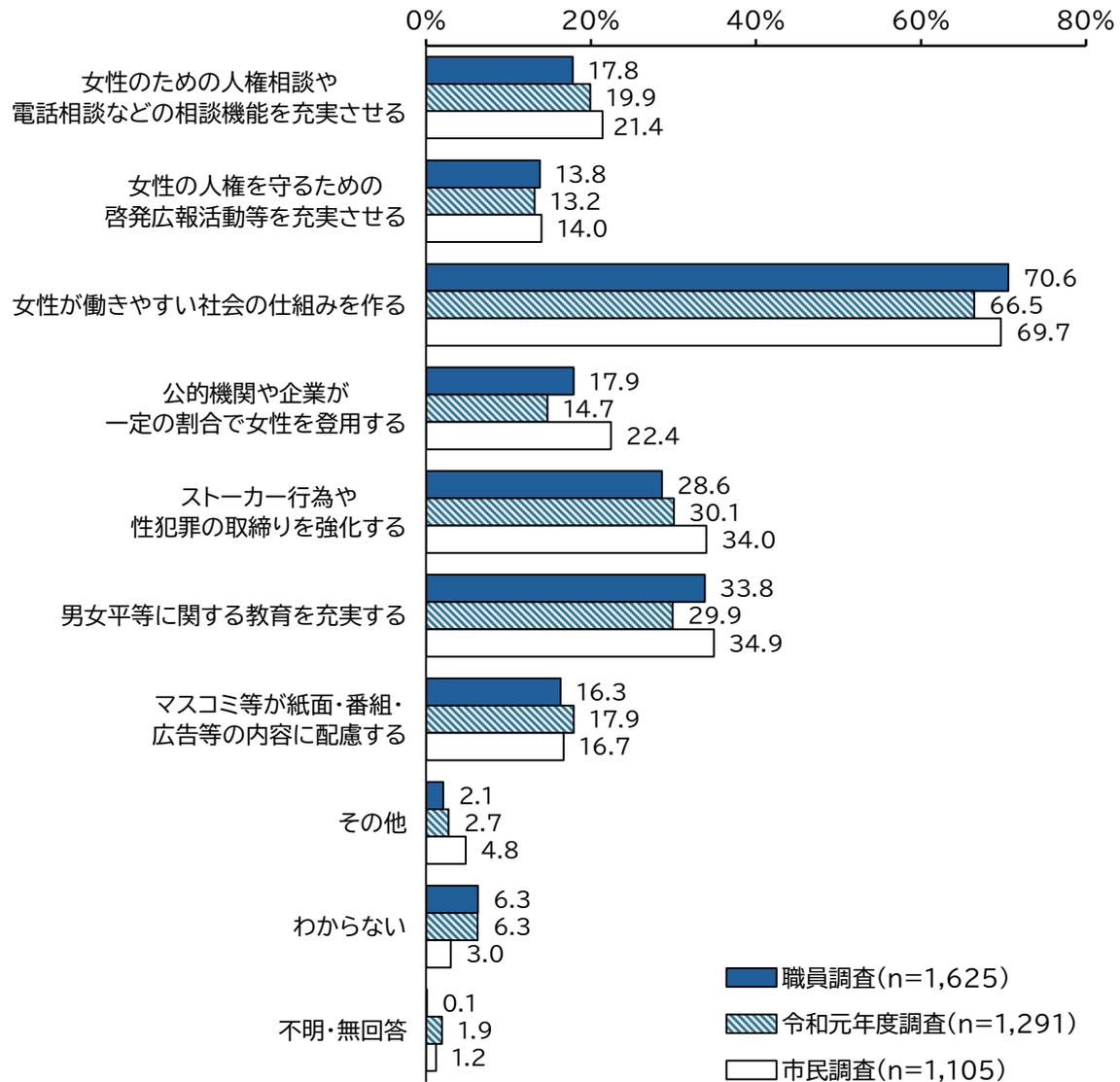
(単位:%)

		n (人)	「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方	昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い	女性の社会参画のための環境や支援制度の不備	女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ない)	ドメスティック・バイオレンス(DV)・配偶者やパートナーからの暴力・暴言など	(セクシュアル・ハラスメント)	セクシュアル・ハラスメントを理由とする不利益な取扱いなど	マタニティ・ハラスメント(妊娠・出産)	ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪	売春買春(いわゆる「援助交際」を含む)	アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性の商品化等
全体		1,625	37.0	25.2	27.3	14.2	19.3	23.1	15.9	20.8	3.5	3.8	
年齢別	20歳代	206	41.7	26.7	19.4	10.2	11.2	25.7	24.8	18.4	2.4	3.4	
	30歳代	411	37.7	22.4	29.2	13.9	12.7	25.3	22.1	17.3	3.2	1.7	
	40歳代	404	39.4	27.2	29.5	12.1	23.5	21.8	16.3	21.8	4.5	4.2	
	50歳代	422	33.9	27.5	28.4	14.5	24.4	22.3	9.0	21.8	3.6	5.7	
	60歳以上	177	32.2	20.3	25.4	23.2	22.6	20.3	7.3	27.1	3.4	2.8	
全体		1,625	35.0	1.4	6.2	0.1							
年齢別	20歳代	206	27.7	0.0	4.4	0.0							
	30歳代	411	30.7	2.7	7.3	0.0							
	40歳代	404	36.4	2.0	5.4	0.0							
	50歳代	422	40.3	0.5	5.9	0.0							
	60歳以上	177	36.7	0.6	8.5	0.0							

年齢別で見ると、50歳以上は「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」、その他の年代は「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方が最も高くなっています。

問 7	あなたは、女性の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)
-----	-------------------------------------------------

図表 7-1 女性の人権を守るために特に必要なこと



女性の人権を守るために特に必要なことについて、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が70.6%で最も高く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」が33.8%、「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」が28.6%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

市民調査と比較すると、「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」(28.6%)は、市民調査(34.0%)より5.4ポイント低くなっています。

図表 7-2 女性の人権を守るために特に必要なこと 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	女性のための人権相談機能や電話相談などの相談機能を充実させる	女性の人権を守るための啓発広報活動等を充実させる	女性が働きやすい社会の仕組みを作る	公的機関や企業が一定の割合で女性を登用する	ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する	男女平等に関する教育を充実する	マスコミ等が紙面・番組・広告等の内容に配慮する	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,625	17.8	13.8	70.6	17.9	28.6	33.8	16.3	2.1	6.3	0.1
性別	男性	530	18.1	14.2	60.4	15.8	23.6	32.6	12.5	1.7	9.2	0.2
	女性	974	18.3	14.4	77.4	19.6	31.1	35.3	18.2	1.4	3.8	0.0
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	13.8	6.9	59.5	11.2	30.2	28.4	19.0	9.5	14.7	0.0
年齢別	20歳代	206	16.0	10.7	68.4	18.0	33.0	23.3	14.1	1.0	5.3	0.0
	30歳代	411	12.9	14.1	66.9	15.8	28.5	33.6	14.4	2.7	8.5	0.0
	40歳代	404	15.3	13.1	74.3	19.3	29.5	35.6	16.1	2.5	4.7	0.0
	50歳代	422	23.7	17.5	71.6	16.4	25.8	38.4	16.1	2.1	6.2	0.0
	60歳以上	177	23.7	9.6	71.2	22.6	28.2	32.2	24.9	1.1	6.8	0.0

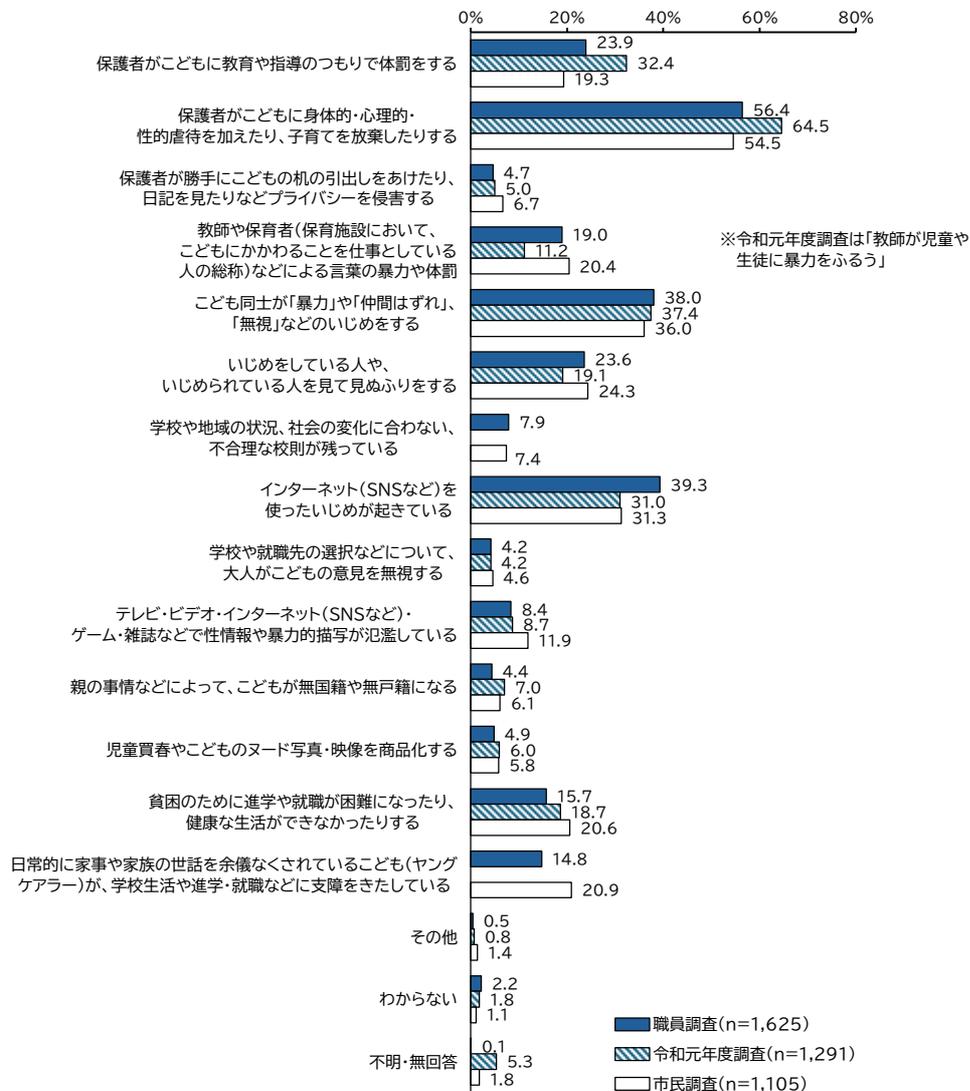
性別で見ると、男性・女性ともに「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が最も高く、男性60.4%、女性77.4%となっています。次いで「男女平等に関する教育を充実する」が男性32.6%、女性35.3%となっています。続いて「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」が男性23.6%、女性31.1%となっています。「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」は、女性は男性より17.0ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、すべての年代で「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が最も高くなっています。次いで20歳代は「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」、その他の年代は「男女平等に関する教育を充実する」となっています。

4. こどもの人権について

問 8	こどもに関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	---------------------------------------------------------------

図表 8-1 こどもの人権に関する問題点



こどもの人権に関する問題点について、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が56.4%で最も高く、次いで「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」が39.3%、「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」が38.0%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする」、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」は令和元年度調査より8.0ポイント以上低く、「教師や保育者(保育施設において、こどもにかかわることを仕事としている人の総称)などによる言葉の暴力や体罰」、「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」は7.0ポイント以上高くなっています。

市民調査と比較すると、「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」(39.3%)は市民調査(31.3%)より8.0ポイント高く、「日常的に家事や家族の世話を余儀なくされているこども(ヤングケアラー)が、学校生活や進学・就職などに支障をきたしている」(14.8%)は市民調査(20.9%)より6.1ポイント低くなっています。

図表 8-2 こどもの人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする	保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする	保護者が勝手にこどもの机の引出しをあけたり、日記を見たりなどプライバシーを侵害する	保護者が勝手にこどもの机の引出しをあけたり、日記を見たりなどプライバシーを侵害する	教師や保育者（保育施設において、こどもにかかわることを仕事としている人の総称）などによる言葉の暴力や体罰	こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする	いじめをしている人や、いじめられている人を見ている人	学校や地域の状況、社会の変化に合わない、不合理な校則が残っている	インターネット（SNSなど）を使ったいじめが起きている	学校や就職先の選択などについて、大人がこどもの意見を無視する	テレビ・ビデオ・インターネット（SNSなど）・ゲーム・雑誌などで情報や暴力的描写が氾濫している
全体		1,625	23.9	56.4	4.7	19.0	38.0	23.6	7.9	39.3	4.2	8.4	
性別	男性	530	24.0	53.0	5.1	15.5	41.1	23.8	9.4	37.7	6.0	6.0	
	女性	974	24.0	58.7	4.3	21.4	37.2	24.6	6.6	39.0	3.3	9.4	
	1・2に当てはまらない	3	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	
	回答しない	116	19.8	52.6	6.9	16.4	31.9	14.7	12.1	48.3	3.4	10.3	
		n (人)	に親の事情などによって、こどもが無国籍や無戸籍になる	児童買春やこどものヌード写真・映像を商品化する	貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活がでできなかったりする	就労など（ヤングケアラー）が、学校生活や進学・日常的に家事や家族の世話を余儀なくされている	その他	わからない	不明・無回答				
全体		1,625	4.4	4.9	15.7	14.8	0.5	2.2	0.1				
性別	男性	530	2.8	3.4	12.6	11.9	0.4	3.4	0.0				
	女性	974	4.9	5.7	17.8	16.8	0.2	1.1	0.0				
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0				
	回答しない	116	6.9	5.2	12.9	10.3	3.4	5.2	0.9				

性別で見ると、男性・女性ともに「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が最も高く、男性53.0%、女性58.7%となっています。次いで男性は「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」が41.1%、女性は「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」が39.0%となっています。続いて男性は「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」が37.7%、女性は「こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」が37.2%となっています。

図表 8-3 こどもの人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

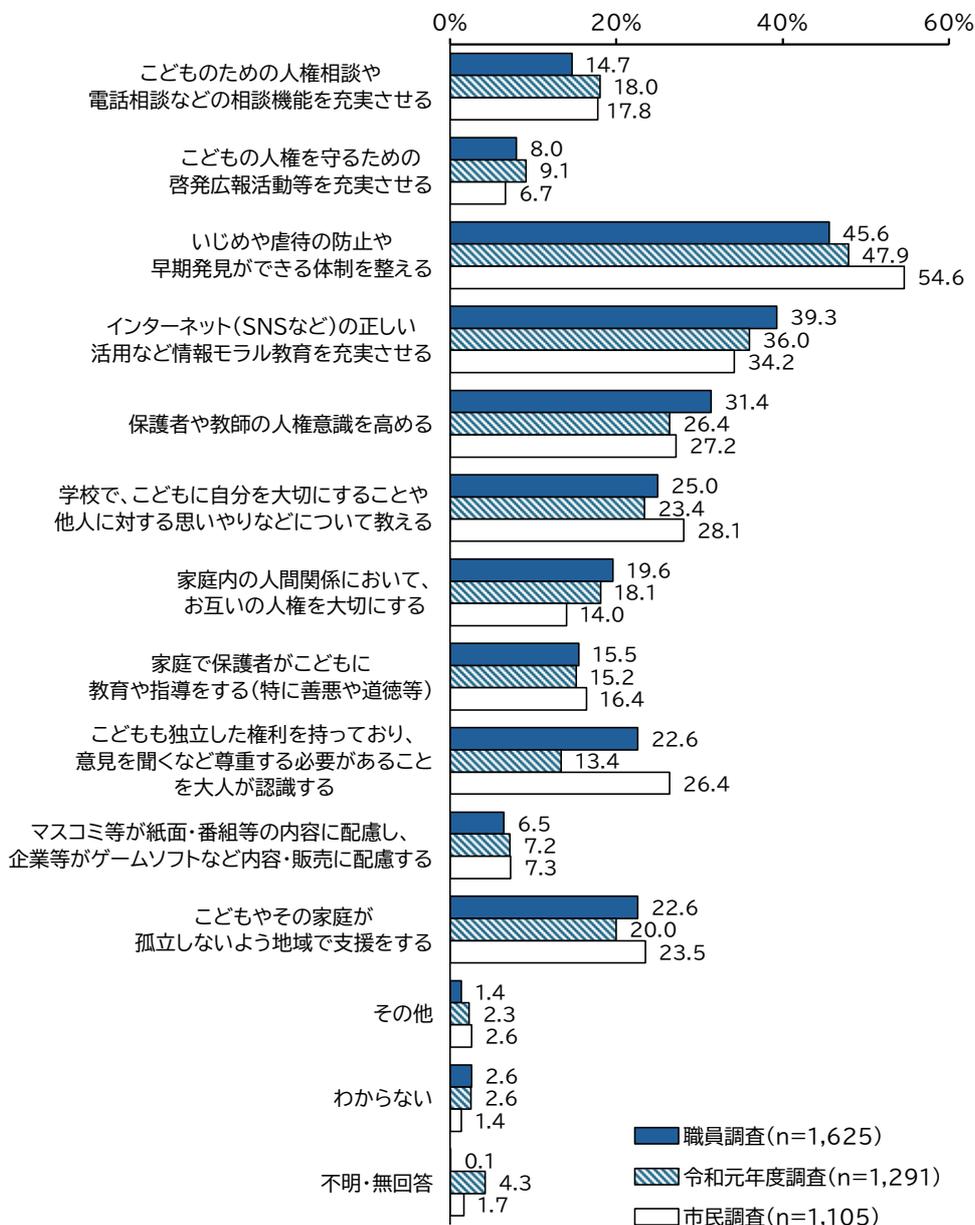
		n(人)	保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする	保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする	保護者が勝手にこどもの机の引出しをあけたり、日記を見たりなどプライバシーを侵害する	保護者が勝手による言葉の暴力や体罰(総称)などによる言葉の暴力や体罰	教師や保育者(保育施設において、こどもにかかわることを仕事としている人の総称)などによる言葉の暴力や体罰	子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする	いじめをしている人や、いじめられている人を見ている人	学校や地域の状況、社会の変化に合わない、不合理な校則が残っている	インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている	学校や就職先の選択などについて、大人がこどもの意見を無視する	テレビ・ビデオ・インターネット(SNSなど)・ゲーム・雑誌などで性的暴力的描写が氾濫している
全体		1,625	23.9	56.4	4.7	19.0	38.0	23.6	7.9	39.3	4.2	8.4	
年齢別	20歳代	206	25.2	58.3	6.8	12.6	31.1	24.3	10.2	25.7	4.9	6.8	
	30歳代	411	20.4	52.8	5.1	17.3	39.9	22.1	10.9	41.8	4.9	5.1	
	40歳代	404	23.0	58.9	4.5	23.5	39.9	21.3	9.9	43.8	3.7	7.4	
	50歳代	422	28.4	55.5	4.3	19.7	35.3	25.4	4.5	40.5	3.8	10.9	
	60歳以上	177	20.9	59.3	3.4	19.2	44.6	27.1	1.7	35.0	4.0	14.1	
		n(人)	に親の事情などによって、こどもが無国籍や無戸籍になる	児童買春やこどものヌード写真・映像を商品化する	貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活がでけなかつたりする	就職などに支障をきたしている	日常的に家事や家族の世話を余儀なくされているこども(ヤングケアラー)が、学校生活や進学・就職などに支障をきたしている	その他	わからない	不明・無回答			
全体		1,625	4.4	4.9	15.7	14.8	0.5	2.2	0.1				
年齢別	20歳代	206	1.5	2.4	12.6	18.0	0.0	2.4	0.0				
	30歳代	411	4.1	5.4	14.8	14.1	0.5	3.4	0.2				
	40歳代	404	3.2	5.7	14.1	17.1	1.0	0.7	0.0				
	50歳代	422	6.6	5.7	19.2	12.3	0.0	1.9	0.0				
	60歳以上	177	5.6	3.4	15.8	13.6	1.1	2.8	0.0				

年齢別で見ると、すべての年代で「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が最も高くなっています。次いで20歳代及び60歳以上は「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」、その他の年代は「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」となっています。

問 9

あなたは、こどもの人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 9-1 こどもの人権を守るために特に必要なこと



こどもの人権を守るために特に必要なことについて、「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が45.6%で最も高く、次いで「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」が39.3%、「保護者や教師の人権意識を高める」が31.4%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「こどもも独立した権利を持っており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する」、「保護者や教師の人権意識を高める」は令和元年度調査より5.0ポイント以上高くなっています。

市民調査と比較すると、「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」(45.6%)は市民調査(54.6%)より9.0ポイント低くなっています。また、「家庭内の人間関係において、お互いの人権意識を大切にする」、「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」は市民調査より5.0ポイント以上高くなっています。

図表 9-2 こどもの人権を守るために特に必要なこと 性別

(単位:%)

		n (人)	こどものための相談機能や電話を充実させる	こどもの人権を守るための啓発活動等を充実させる	いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える	インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる	保護者や教師の人権意識を高める	学校で、子どもに自分に対する思いやりなどについて教える	家庭内の人間関係において、お互いの人権を大切に	家庭で保護者がこどもに教育や指導をする(特に善悪や道徳等)	こどもも独立した権利を持つており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する	マスコミ等が紙面・番組の内容などに配慮し、企業等がゲームソフトなどに配慮する
全体		1,625	14.7	8.0	45.6	39.3	31.4	25.0	19.6	15.5	22.6	6.5
性別	男性	530	15.5	8.9	44.7	35.3	31.9	25.5	21.1	22.1	16.2	4.3
	女性	974	15.1	8.0	47.7	41.0	31.0	25.6	18.7	12.4	25.8	7.4
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	7.8	3.4	32.8	45.7	32.8	19.0	20.7	12.1	25.0	9.5
全体		1,625	22.6	1.4	2.6	0.1						
性別	男性	530	15.7	1.7	3.4	0.0						
	女性	974	26.5	0.8	1.8	0.0						
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	0.0	0.0						
	回答しない	116	23.3	5.2	6.0	0.9						

性別で見ると、男性・女性ともに「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が最も高く、男性44.7%、女性47.7%となっています。次いで「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」が男性35.3%、女性41.0%となっています。続いて「保護者や教師の人権意識を高める」が男性31.9%、女性31.0%となっています。

図表 9-3 こどもの人権を守るために特に必要なこと 年齢別

(単位:%)

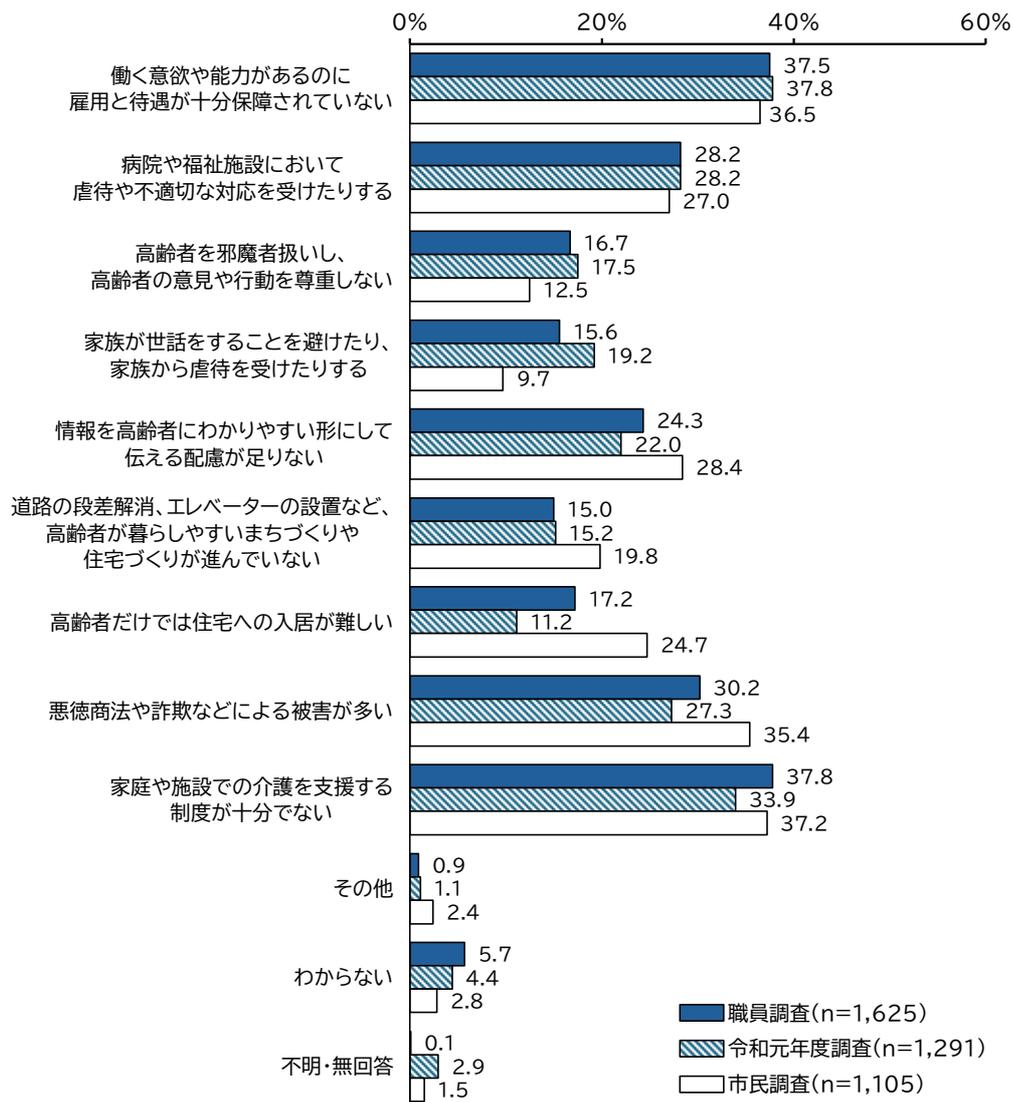
		n (人)	こどものための相談機能や電話を充実させる	こどもの人権を守るための啓発活動等を充実させる	いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える	インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる	保護者や教師の人権意識を高める	学校で、子どもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える	家庭内の人間関係において、お互いの人権を大切に	家庭で保護者がこどもに教育や指導をする(特に善悪や道徳等)	こどもも独立した権利を持つており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する	マスコミ等が紙面・番組等の内容に配慮し、企業等がゲームソフトなどに内容・販売に配慮する
全体		1,625	14.7	8.0	45.6	39.3	31.4	25.0	19.6	15.5	22.6	6.5
年齢別	20歳代	206	16.0	5.8	46.1	30.6	28.6	19.4	22.8	16.0	18.9	4.9
	30歳代	411	13.1	10.0	45.0	39.9	32.1	29.9	22.1	16.5	20.2	3.9
	40歳代	404	14.1	6.4	44.6	45.0	33.4	24.5	20.3	17.6	20.8	8.2
	50歳代	422	16.4	9.5	43.4	37.4	30.1	25.6	17.8	12.3	28.0	7.3
	60歳以上	177	14.7	5.6	54.8	40.1	32.2	19.8	13.0	15.8	23.2	9.0
全体		n (人)	よこどもやその地域で支援をする	その他	わからない	不明・無回答						
全体		1,625	22.6	1.4	2.6	0.1						
年齢別	20歳代	206	17.5	0.5	2.9	0.0						
	30歳代	411	18.2	1.9	3.2	0.2						
	40歳代	404	24.3	2.5	1.2	0.0						
	50歳代	422	27.7	0.5	3.1	0.0						
	60歳以上	177	23.7	1.1	3.4	0.0						

年齢別でみると、40歳代は「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」、その他の年代は「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が最も高くなっています。次いで40歳代は「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」、その他の年代は「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」となっています。

5. 高齢者の人権について

問10	高齢者に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	---------------------------------------------------------------

図表 10-1 高齢者の人権に関する問題点



高齢者の人権に関する問題点について、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が37.8%で最も高く、次いで「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」が37.5%、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」が30.2%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「高齢者だけでは住宅への入居が難しい」(17.2%)は令和元年度調査(11.2%)より6.0ポイント高くなっています。

市民調査と比較すると、「家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりする」(15.6%)は市民調査(9.7%)より5.9ポイント高くなっています。また、「高齢者だけでは住宅への入居が難しい」(17.2%)は市民調査(24.7%)より7.5ポイント、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」(30.2%)は市民調査(35.4%)より5.2ポイント低くなっています。

図表 10-2 高齢者の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない	病院や福祉施設において虐待や不適切な対応を受けたりする	高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の意見や行動を尊重しない	家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりする	情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない	高齢者だけでは住宅への入居が難しい	悪徳商法や詐欺などによる被害が多い	家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない	その他
全体		1,625	37.5	28.2	16.7	15.6	24.3	15.0	17.2	30.2	37.8	0.9
性別	男性	530	30.9	22.1	17.4	16.2	16.0	10.8	14.2	32.1	30.4	1.3
	女性	974	42.7	32.1	16.8	15.3	28.6	17.4	18.4	29.3	41.1	0.5
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	23.3	23.3	12.1	13.8	25.0	15.5	21.6	31.0	44.8	2.6
		n (人)	わからない	不明・無回答								
全体		1,625	5.7	0.1								
性別	男性	530	10.2	0.0								
	女性	974	2.9	0.0								
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0								
	回答しない	116	8.6	0.9								

性別で見ると、男性は「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」が32.1%、女性は「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」が42.7%で最も高く、次いで男性は「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」が30.9%、女性は「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が41.1%となっています。続いて男性は「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が30.4%、女性は「病院や福祉施設において虐待や不適切な対応を受けたりする」が32.1%となっています。「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」は、女性が男性より11.8ポイント高くなっています。

図表 10-3 高齢者の人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

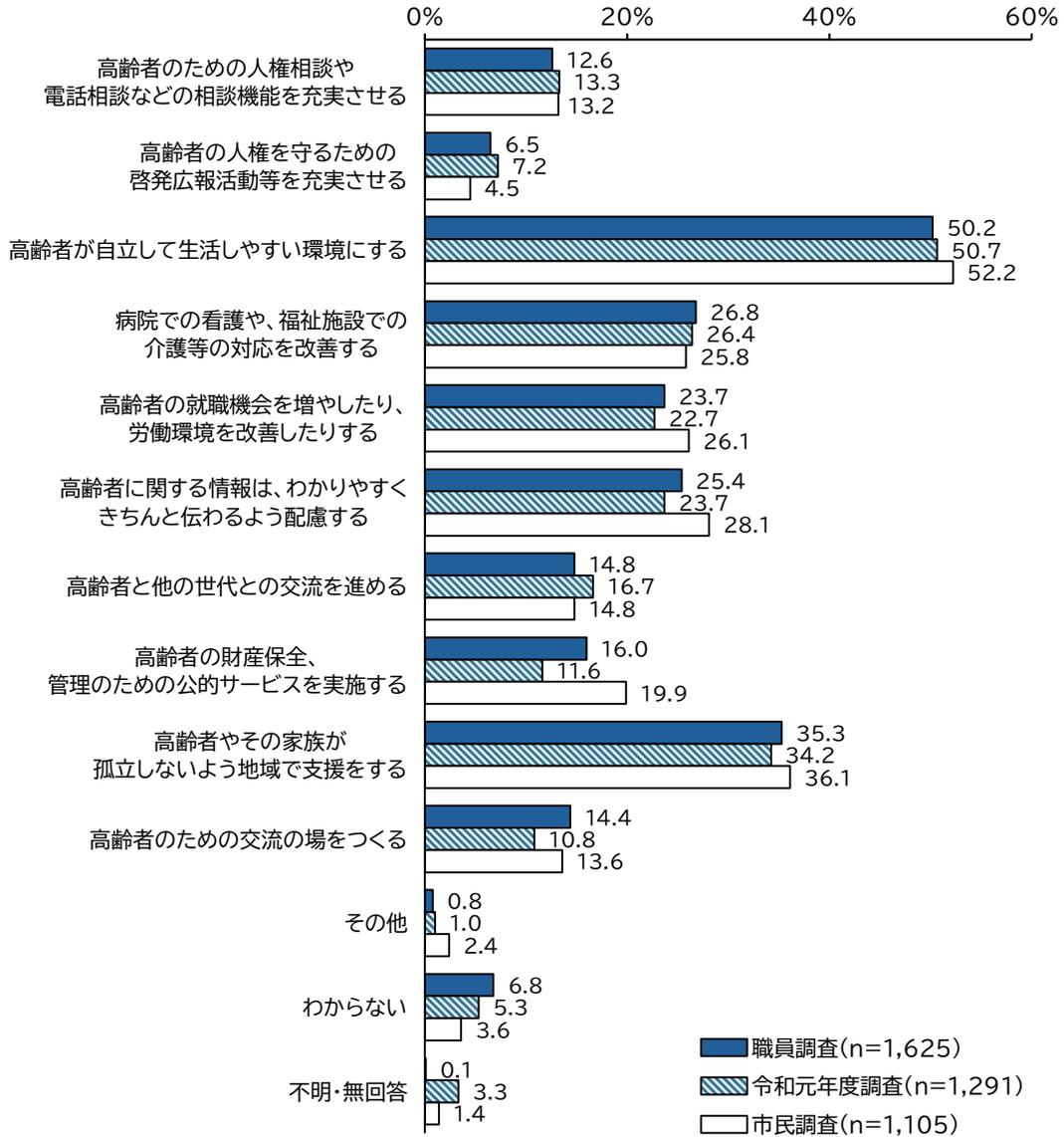
		n (人)	働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない	病院や福祉施設において虐待や不適切な対応を受けたりする	高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の意見や行動を尊重しない	家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりする	情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない	道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない	高齢者だけでは住宅への入居が難しい	悪徳商法や詐欺などによる被害が多い	家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない	その他
全体		1,625	37.5	28.2	16.7	15.6	24.3	15.0	17.2	30.2	37.8	0.9
年齢別	20歳代	206	29.1	24.8	17.5	17.5	17.5	12.6	14.1	21.4	30.1	0.5
	30歳代	411	33.8	28.2	14.4	14.6	15.1	13.1	14.8	33.6	34.3	1.5
	40歳代	404	36.6	29.0	16.3	17.3	26.5	17.3	17.1	30.2	39.6	1.2
	50歳代	422	39.8	29.6	18.5	14.2	32.5	15.6	18.2	31.8	41.0	0.5
	60歳以上	177	52.0	27.7	17.5	14.7	28.8	15.8	23.7	29.4	42.4	0.6
		n (人)	わからない	不明・無回答								
全体		1,625	5.7	0.1								
年齢別	20歳代	206	9.7	0.0								
	30歳代	411	6.8	0.2								
	40歳代	404	5.9	0.0								
	50歳代	422	3.6	0.0								
	60歳以上	177	2.8	0.0								

年齢別でみると、60歳以上は「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」、その他の年代は「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が最も高くなっています。

問11

あなたは、高齢者の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 11-1 高齢者の人権を守るために特に必要なこと



高齢者の人権を守るために特に必要なことについて、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が50.2%で最も高く、次いで「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」が35.3%、「病院での看護や、福祉施設での介護等の対応を改善する」が26.8%となっています。

令和元年度調査及び市民調査との大きな差はみられません。

図表 11-2 高齢者の人権を守るために特に必要なこと 性別

(単位:%)

		n (人)	高齢者などのための相談機能や電話を充実させる	高齢者の人権を守るための啓発活動等を充実させる	高齢者が自立して生活しやすい環境にする	病院での看護や、福祉施設での介護等の対応を改善する	高齢者の就職機会を増やしたり、労働環境を改善したりする	高齢者に関する情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する	高齢者と他の世代との交流を進める	高齢者の財産保全、管理のためのサービスを実施する	高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする	高齢者のための交流の場をつくる
全体		1,625	12.6	6.5	50.2	26.8	23.7	25.4	14.8	16.0	35.3	14.4
性別	男性	530	15.1	7.9	40.4	22.3	19.1	16.2	16.2	14.9	29.1	13.2
	女性	974	11.5	6.1	56.7	29.5	27.4	30.6	13.4	16.6	39.0	15.5
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	66.7	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	9.5	4.3	40.5	26.7	14.7	24.1	20.7	16.4	33.6	11.2
全体		1,625	0.8	6.8	0.1							
性別	男性	530	1.3	12.3	0.0							
	女性	974	0.3	3.0	0.0							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	0.0							
	回答しない	116	2.6	12.1	0.9							

性別で見ると、男性・女性ともに「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が最も高く、男性40.4%、女性56.7%となっています。次いで「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」が男性29.1%、女性39.0%となっています。続いて男性は「病院での看護や、福祉施設での介護等の対応を改善する」が22.3%、女性は「高齢者に関する情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する」が30.6%となっています。

図表 11-3 高齢者の人権を守るために特に必要なこと 年齢別

(単位:%)

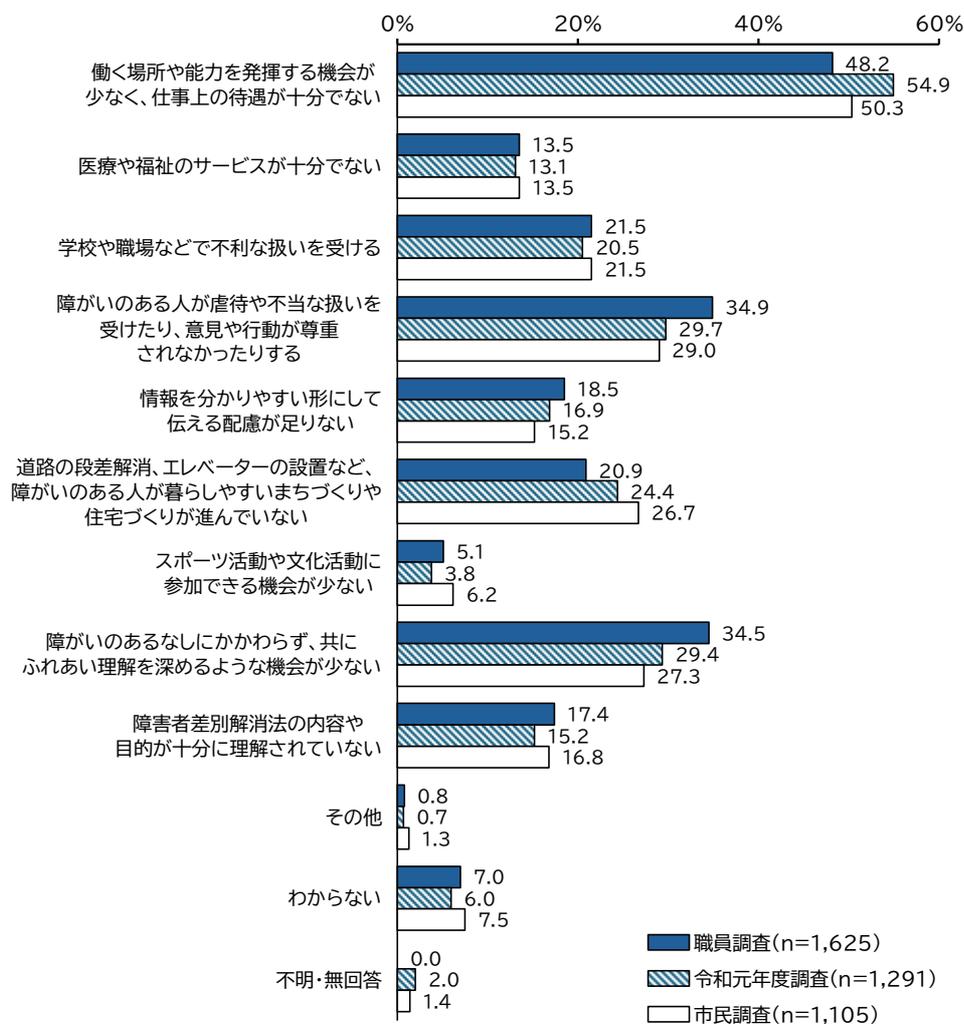
		n (人)	高齢者のための相談機能や電話を充実させる	高齢者の人権を守るための啓発	高齢者が自立して生活しやすい環境にする	病院での看護や、福祉施設での介護等の対応を改善する	高齢者の就職機会を増やしたり、労働環境を改善したりする	高齢者に関する情報を、わかりやすくきちんと伝える	高齢者や他の世代との交流を進める	高齢者の財産保全、管理のためのサービスを実施する	高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする	高齢者のための交流の場をつくる
全体		1,625	12.6	6.5	50.2	26.8	23.7	25.4	14.8	16.0	35.3	14.4
年齢別	20歳代	206	9.2	5.3	41.3	24.8	19.9	18.0	12.6	8.7	30.6	15.0
	30歳代	411	13.1	10.0	42.6	24.1	18.5	17.8	13.6	15.1	31.4	15.3
	40歳代	404	10.6	5.4	54.5	27.7	25.0	28.7	17.1	16.1	36.1	14.6
	50歳代	422	13.5	5.7	53.8	30.1	25.1	33.4	15.2	18.0	41.0	13.5
	60歳以上	177	16.9	4.0	59.9	26.6	34.5	25.4	14.1	21.5	34.5	13.6
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,625	0.8	6.8	0.1							
年齢別	20歳代	206	1.0	10.7	0.0							
	30歳代	411	1.0	10.9	0.2							
	40歳代	404	1.0	5.2	0.0							
	50歳代	422	0.5	2.6	0.0							
	60歳以上	177	0.6	5.6	0.0							

年齢別でみると、すべての年代で「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が最も高く、次いで「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」となっています。60歳以上は「高齢者の就職機会を増やしたり、労働環境を改善したりする」もともに高くなっています。

6. 障がいのある人の人権について

問12	障がいのある人に関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	--------------------------------------------------------------------

図表 12-1 障がいのある人の人権に関する問題点



障がいのある人の人権に関する問題点について、「働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が48.2%で最も高く、次いで「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかつたりする」が34.9%、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」が34.5%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」(48.2%)は、令和元年度調査(54.9%)より6.7ポイント低く、「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかつたりする」、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」は、令和元年度調査より5.0ポイント以上高くなっています。

市民調査と比較すると、同様に「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかつたりする」、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」は、市民調査よりも5.5ポイント以上高く、「道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない」(20.9%)は市民調査(26.7%)より5.8ポイント低くなっています。

図表 12-2 障がいのある人の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	働く場所や能力を發揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない	医療や福祉のサービスが十分でない	学校や職場などで不利な扱いを受ける	障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかつたりする	情報を分かりやすい形にして伝える配慮が足りない	道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がい住人が暮らしやすい環境づくりが進んでいない	スポーツ活動や文化活動に参加できる機会が少ない	障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない	障害者差別解消法の内容や目的が十分に理解されていない	その他
全体		1,625	48.2	13.5	21.5	34.9	18.5	20.9	5.1	34.5	17.4	0.8
性別	男性	530	46.6	13.6	23.4	31.9	13.2	15.8	7.4	28.7	14.3	1.1
	女性	974	50.9	14.0	20.4	36.7	21.7	23.8	4.1	38.1	18.8	0.6
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	33.6	9.5	22.4	33.6	16.4	19.8	3.4	31.9	19.8	0.9
		n (人)	わからない	不明・無回答								
全体		1,625	7.0	0.0								
性別	男性	530	10.2	0.0								
	女性	974	4.5	0.0								
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0								
	回答しない	116	12.1	0.0								

性別で見ると、男性・女性ともに「働く場所や能力を發揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が最も高く、男性46.6%、女性50.9%となっています。次いで男性は「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかつたりする」が31.9%、女性は「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」が38.1%となっています。続いて男性は「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」が28.7%、女性は「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかつたりする」が36.7%となっています。

図表 12-3 障がいのある人の人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

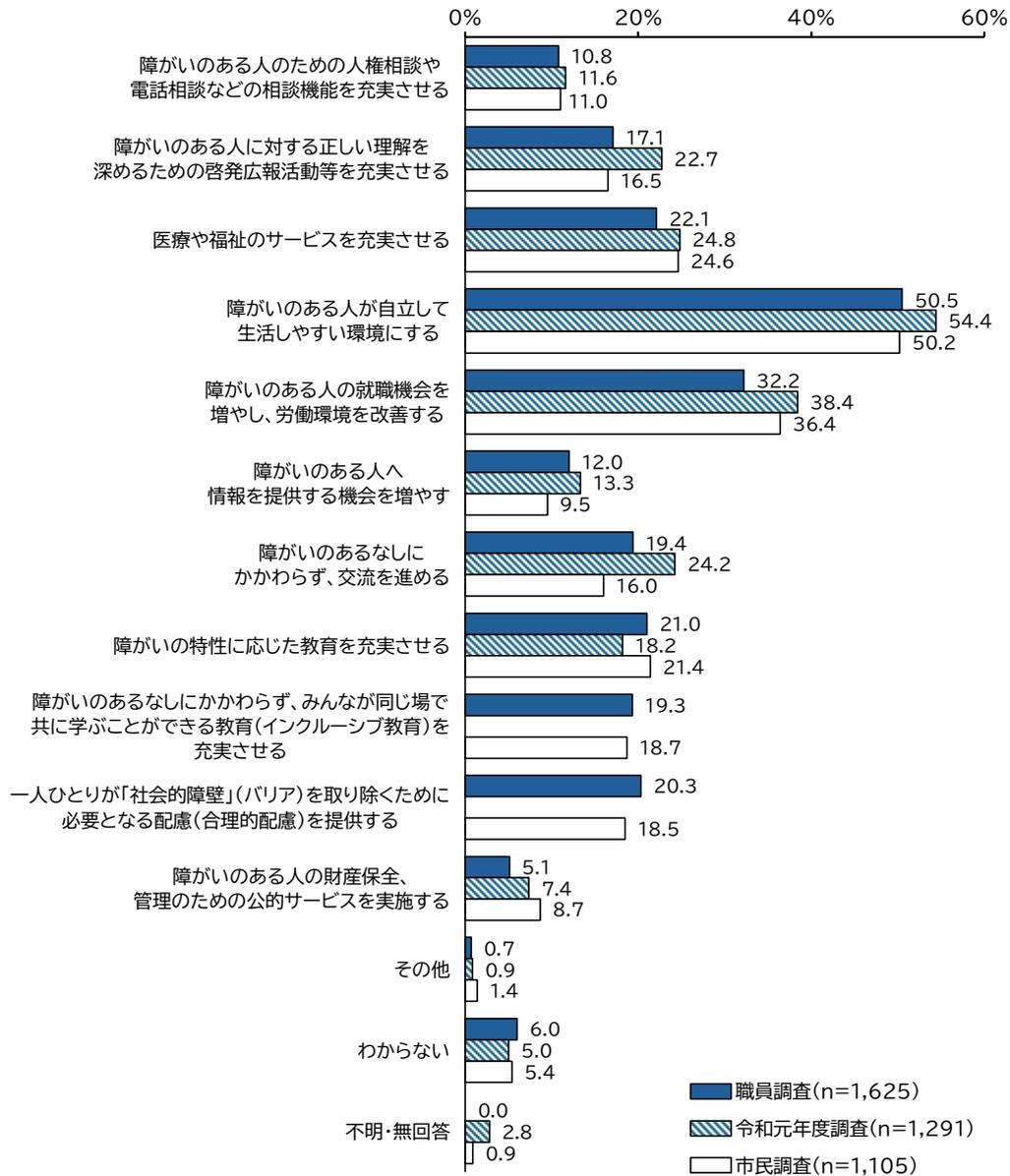
		n (人)	働く場所や能力を 発揮する機会が 少なく、仕事上の 待遇が十分でない	医療や福祉のサー ビスが十分でない	学校や職場などで 不利な扱いを受ける	障がいのある人が 虐待や不当な 扱いを受けたり、 意見や行動が 尊重されなかつ たりする	情報を分かりやす い形にして 伝える配慮が足 りない	道路の段差解消、 エレベーターの 設置など、障が いのある人が暮 らしやすい環境 づくりが進んで いない	スポーツ活動や文 化活動に参加で きる機会が少な い	障がいのある人 がふれあいや 交流の機会が少 ない	障害者差別解消 法の理解が十分 でない	その他
全体		1,625	48.2	13.5	21.5	34.9	18.5	20.9	5.1	34.5	17.4	0.8
年齢別	20歳代	206	40.3	12.1	33.0	36.4	12.1	9.2	6.3	27.7	15.5	0.5
	30歳代	411	45.3	15.8	25.5	35.3	14.1	21.7	3.6	27.5	14.6	1.2
	40歳代	404	49.3	12.4	19.6	36.6	22.3	22.8	4.2	36.1	16.6	0.5
	50歳代	422	51.7	12.3	18.7	33.2	22.0	20.9	5.5	39.3	20.6	1.2
	60歳以上	177	53.7	15.3	10.7	32.8	18.6	28.2	8.5	43.5	19.8	0.0
全体		1,625	7.0	不明・無回答								
年齢別	20歳代	206	5.8	0.0								
	30歳代	411	8.8	0.0								
	40歳代	404	7.7	0.0								
	50歳代	422	6.4	0.0								
	60歳以上	177	4.0	0.0								

年齢別で見ると、すべての年代で「働く場所や能力を發揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が最も高くなっています。

問13

あなたは、障がいのある人の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 13-1 障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと



障がいのある人の人権を守るために特に必要なことについて、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が50.5%で最も高く、次いで「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」が32.2%、「医療や福祉のサービスを充実させる」が22.1%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発広報活動を充実させる」(17.1%)は、令和元年度調査(22.7%)より5.6ポイント、「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」(32.2%)は、令和元年度調査(38.4%)より6.2ポイント低くなっています。

市民調査との大きな差はみられません。

図表 13-2 障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと 性別

(単位:%)

		n (人)	障がいのある人のための相談機能を充実させる	障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発広報活動等を充実させる	医療や福祉のサービスを充実させる	障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする	障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する	障がいのある人へ情報を提供する機会を増やす	障がいのある人しにかかわらず、交流を進める	障がいの特性に応じた教育を充実させる	障がいのある人しにかかわらず、みんなが同じ場で共に学ぶことができる教育（インクルーシブ教育）を充実させる	一人ひとりが「社会的障壁」（バリア）を（合理的配慮）を提供する必要がある
全体		1,625	10.8	17.1	22.1	50.5	32.2	12.0	19.4	21.0	19.3	20.3
性別	男性	530	14.0	16.8	20.9	44.3	29.6	10.6	17.7	16.4	14.2	18.7
	女性	974	9.7	18.1	23.6	54.9	34.5	13.3	20.0	23.2	21.9	21.0
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	6.9	11.2	13.8	42.2	26.7	6.9	22.4	25.0	22.4	22.4
全体		1,625	5.1	0.7	6.0	0.0						
性別	男性	530	3.4	0.8	9.6	0.0						
	女性	974	5.7	0.5	3.2	0.0						
	1・2に当てはまらない	3	0.0	0.0	33.3	0.0						
	回答しない	116	7.8	2.6	11.2	0.0						

性別で見ると、男性・女性ともに「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が最も高く、男性44.3%、女性54.9%となっています。次いで「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」が男性29.6%、女性34.5%となっています。続いて「医療や福祉のサービスを充実させる」が男性20.9%、女性23.6%となっています。

図表 13-3 障がいのある人の人権を守るために特に必要なこと 年齢別

(単位:%)

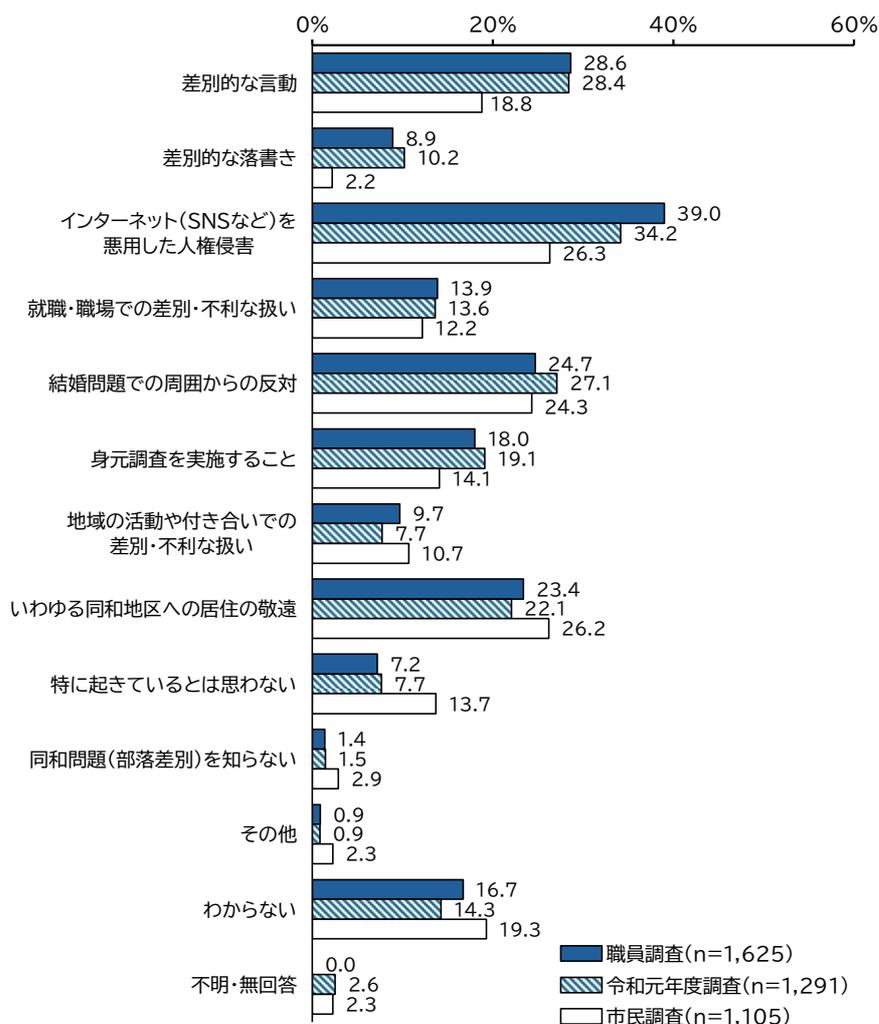
		n (人)	障がいのある人のための相談機能を充実させる	障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発広報活動等を充実させる	医療や福祉のサービスを充実させる	障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする	障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する	障がいのある人へ情報を提供する機会を増やす	障がいのある人しにかかわらず、交流を進める	障がいの特性に応じた教育を充実させる	障がいのある人しにかかわらず、みんなが同じ場で共に学ぶことができる教育（インクルーシブ教育）を充実させる	一人ひとりが「社会的障壁」（バリア）を（合理的配慮）を提供する必要がある
全体		1,625	10.8	17.1	22.1	50.5	32.2	12.0	19.4	21.0	19.3	20.3
年齢別	20歳代	206	10.7	15.0	21.8	41.7	28.6	9.2	20.4	20.4	15.5	16.5
	30歳代	411	11.9	16.5	20.9	45.5	30.2	11.9	16.3	20.0	16.3	20.2
	40歳代	404	7.2	16.6	21.8	49.3	34.4	11.9	23.8	24.0	18.6	23.5
	50歳代	422	11.8	18.7	22.3	58.3	31.0	14.9	19.7	20.1	23.2	18.5
	60歳以上	177	14.7	18.1	26.0	56.5	40.1	9.0	15.3	19.8	23.2	22.6
全体		1,625	5.1	0.7	6.0	0.0						
年齢別	20歳代	206	3.4	0.0	5.3	0.0						
	30歳代	411	4.6	1.2	8.8	0.0						
	40歳代	404	6.4	0.7	5.4	0.0						
	50歳代	422	5.5	0.9	4.5	0.0						
	60歳以上	177	4.0	0.0	4.5	0.0						

年齢別で見ると、すべての年代で「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が最も高く、次いで「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」となっています。

7. 同和問題(部落差別)について

問14	同和問題(部落差別)に関して、あなたは、今どのような人権問題が起きていると思いますか。(〇は3つまで)
-----	-----------------------------------------------------

図表 14-1 同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題



同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題について、「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」が39.0%で最も高く、次いで「差別的な言動」が28.6%、「結婚問題での周囲からの反対」が24.7%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

市民調査と比較すると、「差別的な言動」、「差別的な落書き」、「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」は市民調査より6.0ポイント以上高く、「特に起きているとは思わない」(7.2%)は市民調査(13.7%)より6.5ポイント低くなっています。

図表 14-2 同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題 性別

(単位:%)

		n (人)	差別的な言動	差別的な落書き	インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害	就職・職場での差別・不利な扱い	結婚問題での周囲からの反対	身元調査を実施すること	地域の活動や付き合いでの差別・不利な扱い	いわゆる同和地区への居住の敬遠	特に起きているとは思わない	同和問題(部落差別)を知らない
全体		1,625	28.6	8.9	39.0	13.9	24.7	18.0	9.7	23.4	7.2	1.4
性別	男性	530	31.5	10.6	40.9	11.1	17.9	15.8	9.1	19.1	10.9	1.5
	女性	974	28.3	7.9	37.7	16.2	28.9	19.1	10.4	26.1	5.5	1.3
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
	回答しない	116	17.2	10.3	41.4	7.8	22.4	19.0	6.0	20.7	4.3	0.9
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,625	0.9	16.7	0.0							
性別	男性	530	0.9	16.0	0.0							
	女性	974	0.7	15.6	0.0							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	0.0							
	回答しない	116	1.7	27.6	0.0							

性別で見ると、男性・女性ともに「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」が最も高く、男性40.9%、女性37.7%となっています。次いで男性は「差別的な言動」が31.5%、女性は「結婚問題での周囲からの反対」が28.9%となっています。続いて男性は「いわゆる同和地区への居住の敬遠」が19.1%、女性は「差別的な言動」が28.3%となっています。

図表 14-3 同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題 年齢別

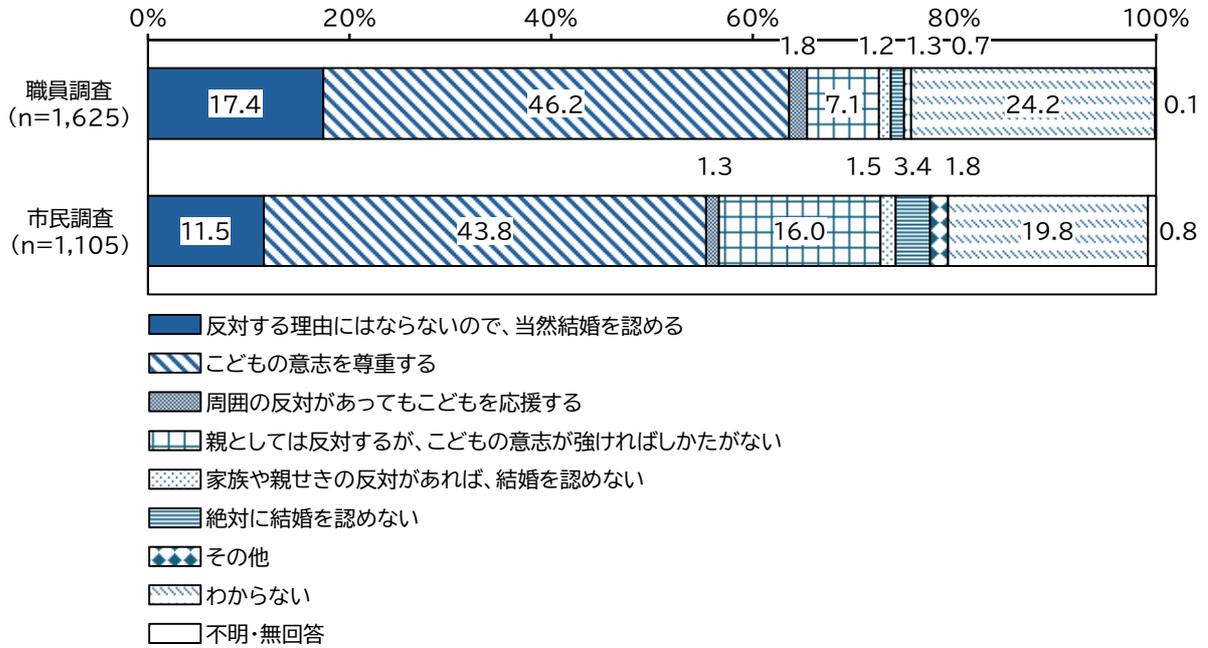
(単位:%)

		n (人)	差別的な言動	差別的な落書き	インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害	就職・職場での差別・不利な扱い	結婚問題での周囲からの反対	身元調査を実施すること	地域の活動や付き合いでの差別・不利な扱い	いわゆる同和地区への居住の敬遠	特に起きているとは思わない	同和問題(部落差別)を知らない
全体		1,625	28.6	8.9	39.0	13.9	24.7	18.0	9.7	23.4	7.2	1.4
年齢別	20歳代	206	35.4	9.2	29.1	15.0	22.3	11.7	12.1	16.5	6.8	2.4
	30歳代	411	31.6	8.0	36.0	7.5	21.2	17.8	11.9	21.2	10.2	2.2
	40歳代	404	28.0	9.2	43.8	16.6	24.5	18.6	8.7	27.5	7.7	1.0
	50歳代	422	25.6	7.6	40.5	16.6	29.1	20.6	7.6	23.7	4.5	0.2
	60歳以上	177	22.0	13.6	43.5	14.7	26.6	18.1	9.0	27.1	6.2	1.7
全体		1,625	0.9	16.7	0.0							
年齢別	20歳代	206	0.5	19.4	0.0							
	30歳代	411	1.2	14.8	0.0							
	40歳代	404	1.0	15.1	0.0							
	50歳代	422	0.9	17.3	0.0							
	60歳以上	177	0.0	18.6	0.0							

年齢別でみると、20歳代は「差別的な言動」、その他の年代は「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」が最も高くなっています。

問15	あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどのようにしますか。(〇は1つだけ)
-----	--------------------------------------------------------------

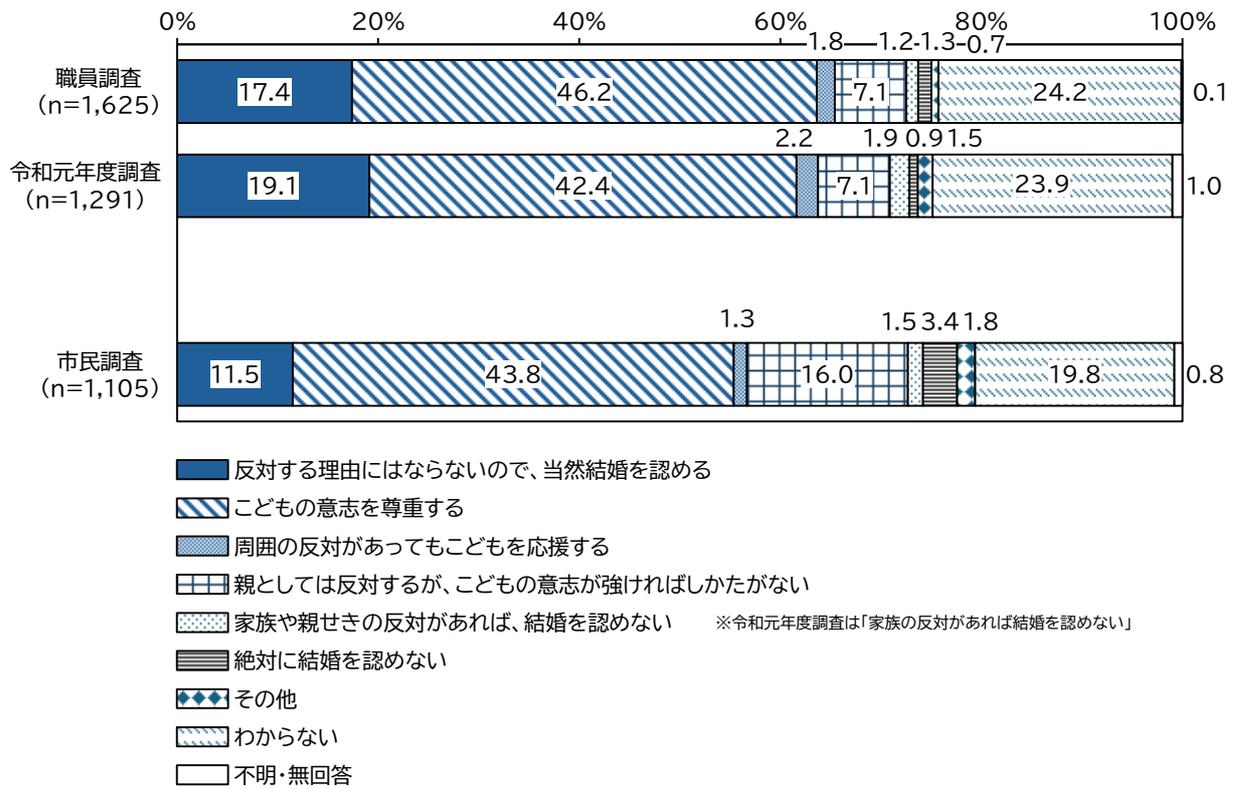
図表 15-1 こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応



こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応について、「こどもの意志を尊重する」が46.2%で最も高く、次いで「わからない」が24.2%、「反対する理由にはならないので、当然結婚を認める」が17.4%となっています。

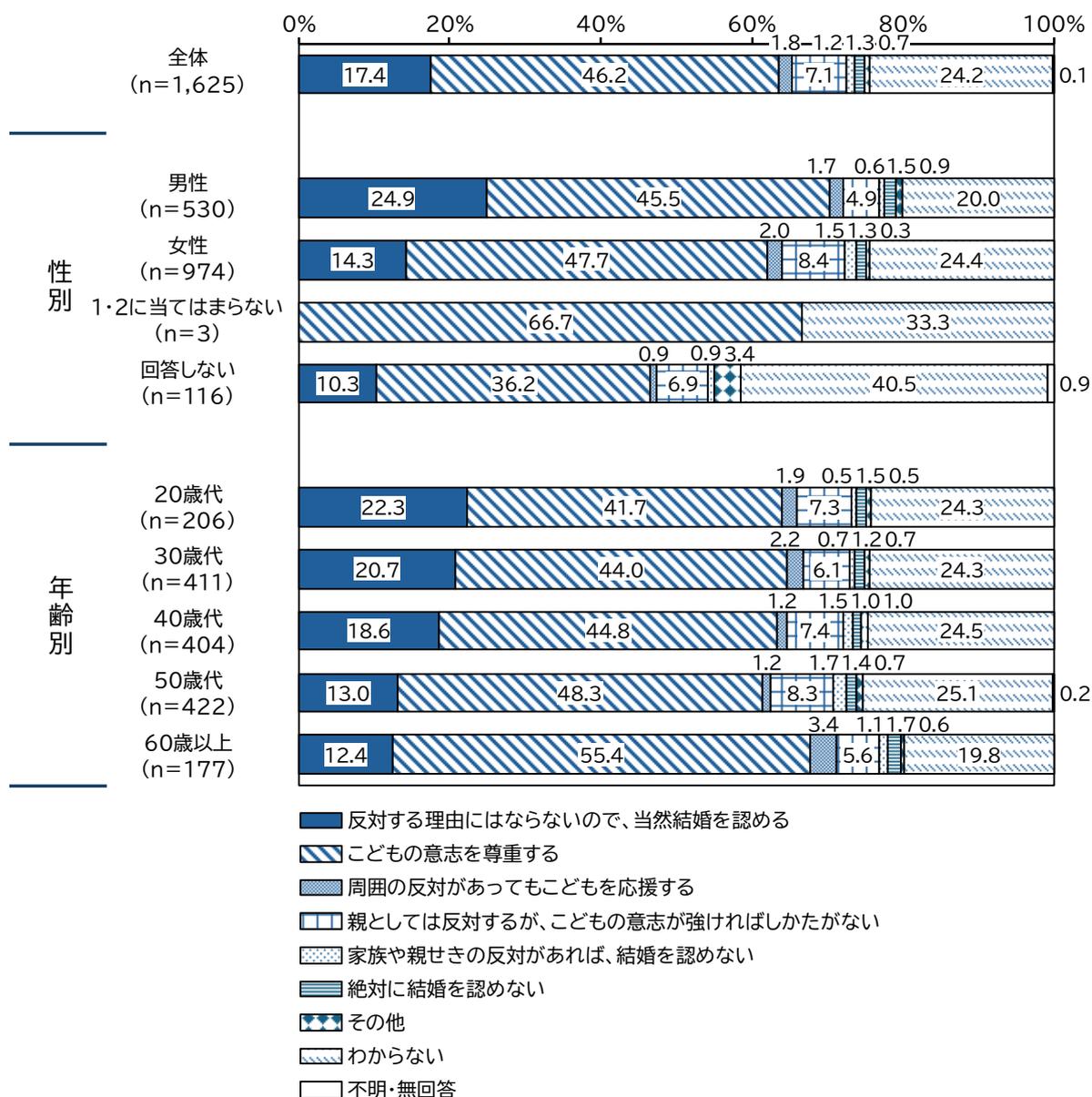
市民調査と比較すると、「反対する理由にはならないので、当然結婚を認める」(17.4%)は、市民調査(11.5%)より5.9ポイント高く、「親としては反対するが、こどもの意志が強ければしかたがない」(7.1%)は、市民調査(16.0%)より8.9ポイント低くなっています。

図表 15-2 こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応 他調査との比較



令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 15-3 こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応 性別・年齢別

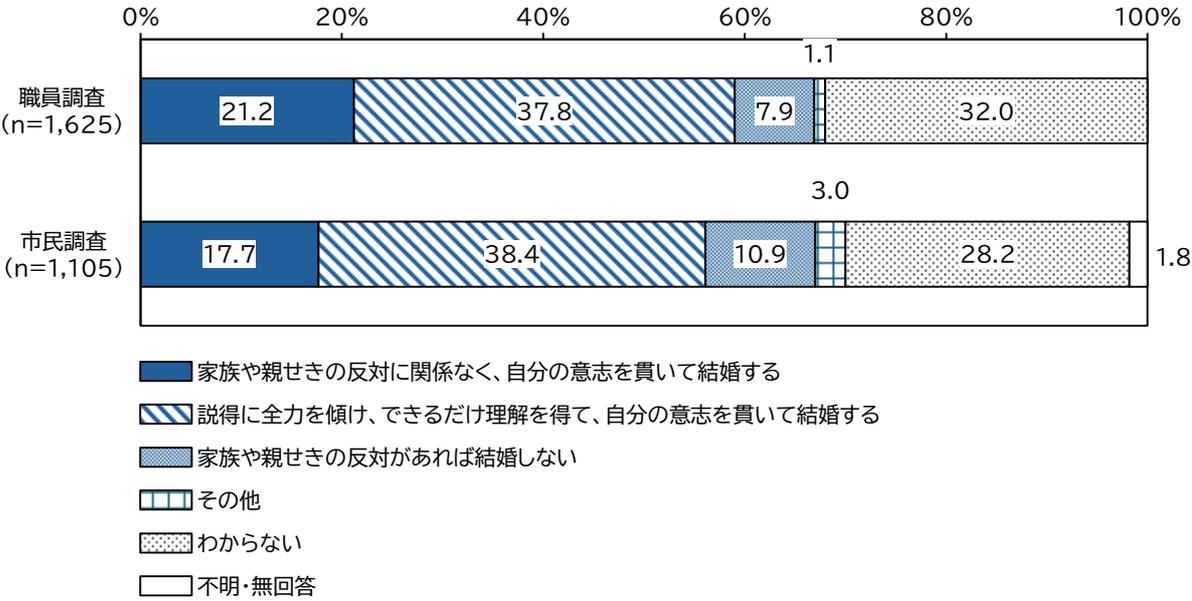


性別で見ると、男性・女性ともに「こどもの意志を尊重する」が最も高く、男性45.5%、女性47.7%となっています。次いで男性は「反対する理由にはならないので、当然結婚を認める」が24.9%、女性は「わからない」が24.4%となっています。続いて男性は「わからない」が20.0%、女性は「反対する理由にはならないので、当然結婚を認める」が14.3%となっています。「反対する理由にはならないので、当然結婚を認める」は、男性が女性より10.6ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、すべての年代で「こどもの意志を尊重する」が最も高く、次いで「わからない」、「反対する理由にはならないので、当然結婚を認める」となっています。

問16	あなたが同和地区の人と、結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。(○は1つだけ)
-----	--------------------------------------------------------------

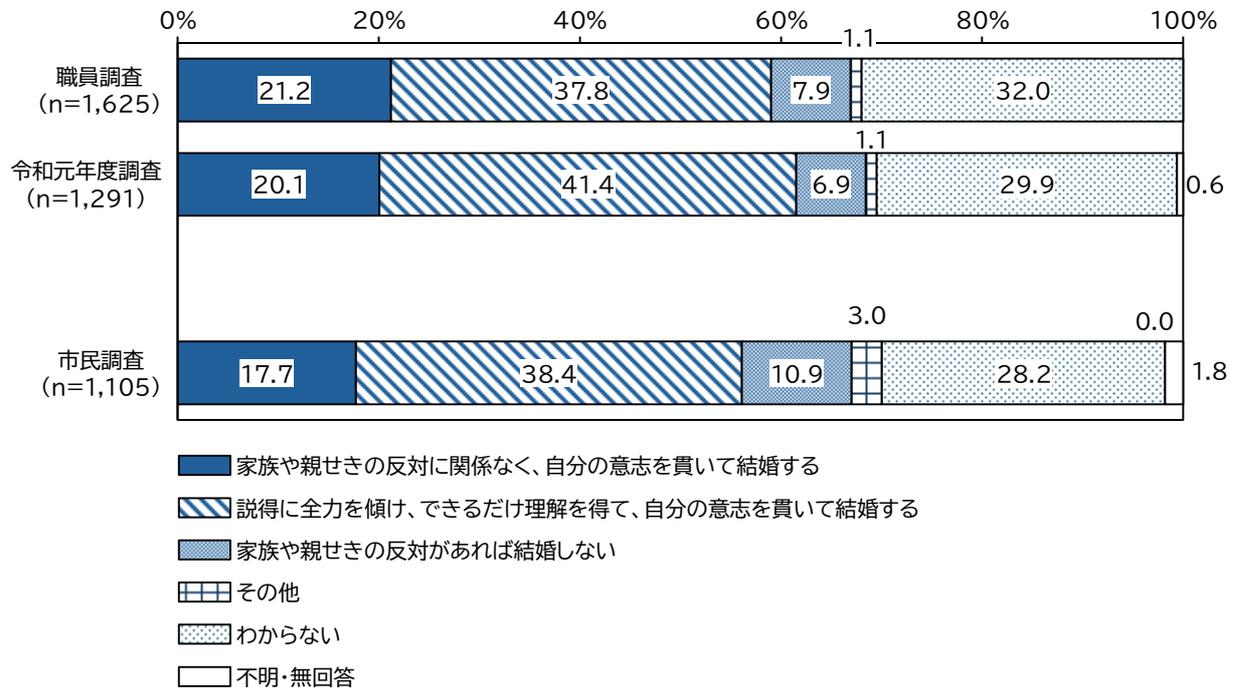
図表 16-1 同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応



同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応について、「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が37.8%で最も高く、次いで「わからない」が32.0%、「家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」が21.2%となっています。

市民調査との大きな差はみられません。

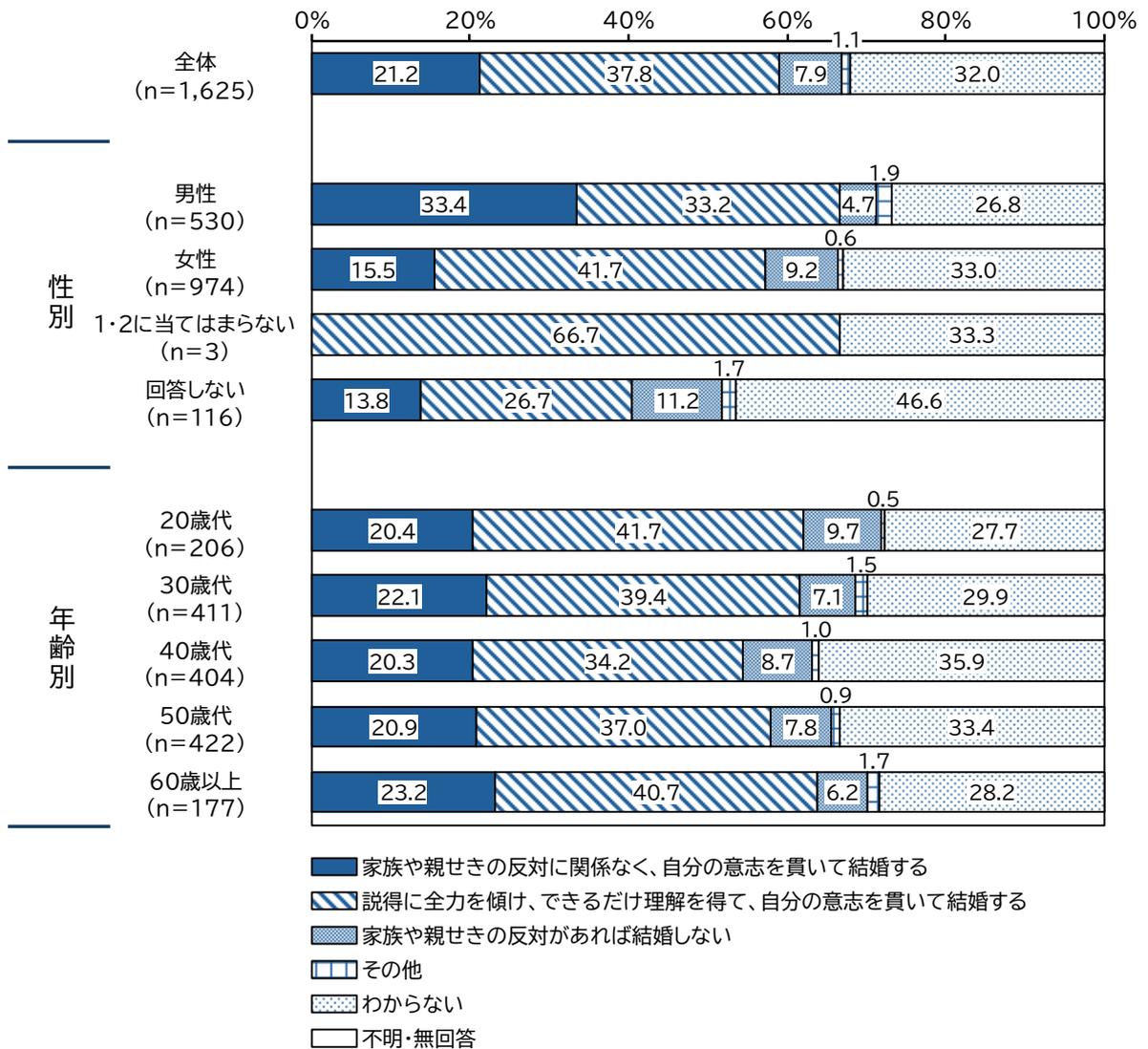
図表 16-2 同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応
他調査との比較



令和元年度調査との大きな差はみられません。

図表 16-3 同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応

性別・年齢別



性別で見ると、男性は「家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」が33.4%、女性は「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が41.7%で最も高く、次いで男性は「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が33.2%、女性は「わからない」が33.0%となっています。続いて男性は「わからない」が26.8%、女性は「家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」が15.5%となっています。

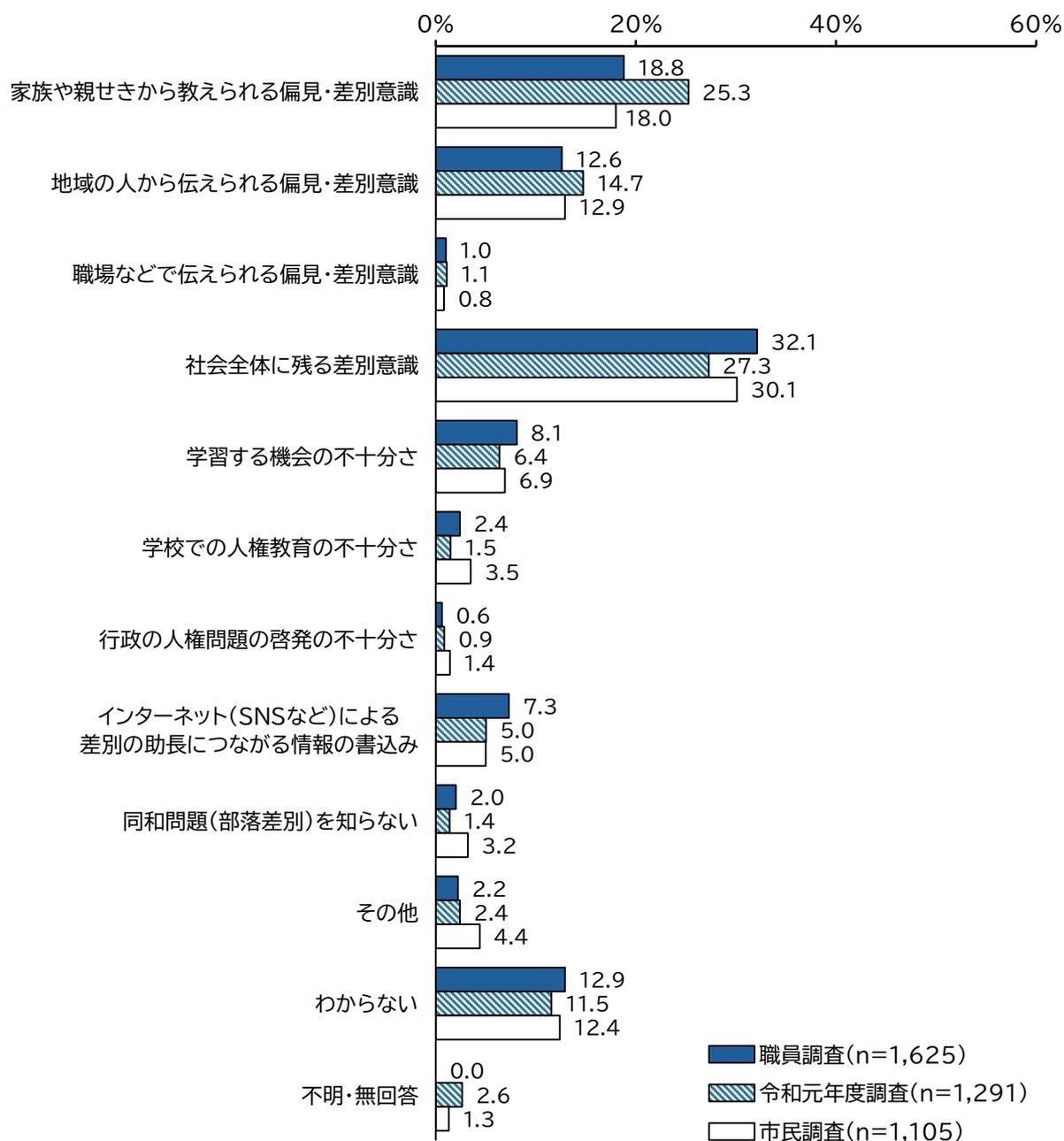
「家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」は、男性が女性より17.9ポイント高くなっています。

年齢別で見ると、40歳代は「わからない」、その他の年代は「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が最も高くなっています。

問17

同和問題(部落差別)が生じる原因や背景として、あなたが一番思い当たるのは次のどれですか。(○は1つだけ)

図表 17-1 同和問題(部落差別)が生じる原因や背景



同和問題(部落差別)が生じる原因や背景について、「社会全体に残る差別意識」が32.1%で最も高く、次いで「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」が18.8%、「わからない」が12.9%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」(18.8%)は、令和元年度調査(25.3%)より6.5ポイント低くなっています。

市民調査との大きな差はみられません。

図表 17-2 同和問題(部落差別)が生じる原因や背景 性別

(単位:%)

		n (人)	家族や親せきから教えられる 偏見・差別意識	地域の人から伝えられる 偏見・差別意識	職場などで伝えられる 偏見・差別意識	社会全体に残る差別意識	学習する機会の不十分さ	学校での人権教育の不十分さ	行政の人権問題の啓発の不十分さ	インターネット(SNS など) による差別の助長につながる 情報の書込み	同和問題(部落差別)を知らない	その他
全体		1,625	18.8	12.6	1.0	32.1	8.1	2.4	0.6	7.3	2.0	2.2
性別	男性	530	17.4	12.8	1.5	28.3	7.9	2.1	0.6	8.9	2.3	4.0
	女性	974	20.4	13.2	0.5	35.0	8.1	2.5	0.6	6.1	1.7	1.1
	1・2に当てはまらない	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	10.3	6.9	2.6	26.7	9.5	3.4	0.0	10.3	3.4	3.4
全体		1,625	12.9	0.0								
性別	男性	530	14.3	0.0								
	女性	974	10.7	0.0								
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0								
	回答しない	116	23.3	0.0								

性別で見ると、男性・女性ともに「社会全体に残る差別意識」が最も高く、男性28.3%、女性35.0%となっています。次いで「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」が男性17.4%、女性20.4%となっています。続いて男性は「わからない」が14.3%、女性は「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」が13.2%となっています。

図表 17-3 同和問題(部落差別)が生じる原因や背景 年齢別

(単位:%)

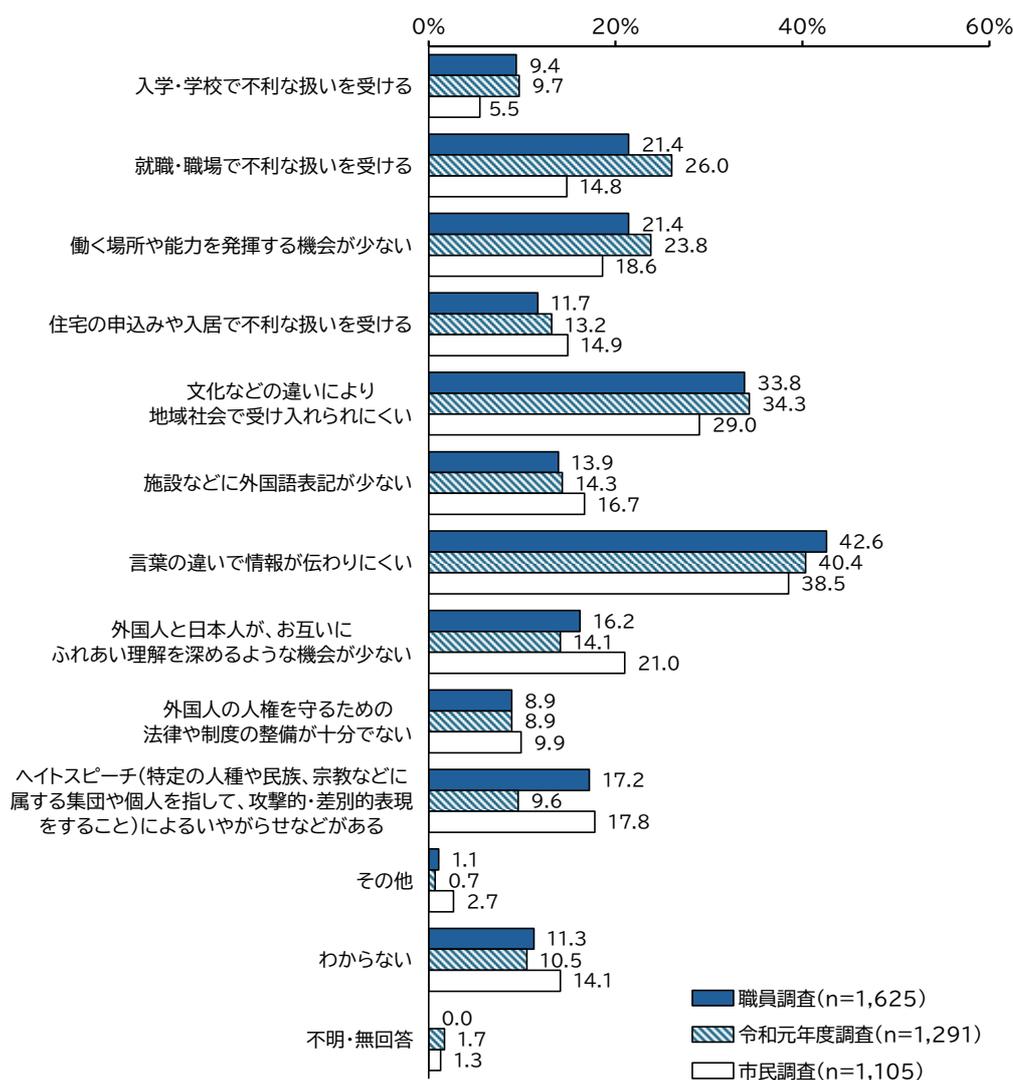
		n (人)	家族や親せきから教えられる 偏見・差別意識	地域の人から伝えられる 偏見・差別意識	職場などで伝えられる 偏見・差別意識	社会全体に残る差別意識	学習する機会の不十分さ	学校での人権教育の不十分さ	行政の人権問題の啓発の不十分さ	インターネット(SNSなど) による差別の助長につながる 情報の書込み	同和問題(部落差別)を知らない	その他
全体		1,625	18.8	12.6	1.0	32.1	8.1	2.4	0.6	7.3	2.0	2.2
年齢別	20歳代	206	23.3	13.6	1.5	22.3	10.7	3.4	0.5	3.4	2.9	1.0
	30歳代	411	19.0	14.4	1.7	23.8	9.0	1.9	0.2	9.5	2.7	4.6
	40歳代	404	18.6	11.6	0.0	33.2	8.2	3.0	0.7	9.4	2.0	2.2
	50歳代	422	16.8	14.2	1.2	38.6	7.6	2.6	0.2	5.2	1.2	1.2
	60歳以上	177	18.6	5.6	0.6	45.2	4.5	0.6	1.7	6.8	1.7	0.6
全体		1,625	12.9	0.0								
年齢別	20歳代	206	17.5	0.0								
	30歳代	411	13.1	0.0								
	40歳代	404	11.1	0.0								
	50歳代	422	11.1	0.0								
	60歳以上	177	14.1	0.0								

年齢別でみると、20歳代は「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」、その他の年代は「社会全体に残る差別意識」が最も高くなっています。

8. 外国人の人権について

問18	日本に居住している外国人に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
-----	------------------------------------------------------------------------

図表 18-1 在住外国人の人権に関する問題点



在住外国人の人権に関する問題点について、「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が42.6%で最も高く、次いで「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」が33.8%、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「働く場所や能力を発揮する機会が少ない」がともに21.4%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ヘイトスピーチ(特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること)によるいやがらせなどがある」(17.2%)は令和元年度調査(9.6%)より7.6ポイント高くなっています。

市民調査と比較すると、「就職・職場で不利な扱いを受ける」(21.4%)は、市民調査(14.8%)より6.6ポイント高くなっています。

図表 18-2 在住外国人の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	入学・学校で不利な扱いを受ける	就職・職場で不利な扱いを受ける	働く場所や能力を発揮する機会が少ない	住宅の申込みや入居で不利な扱いを受ける	文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい	施設などに外国語表記が少ない	言葉の違いで情報が伝わりにくい	外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない	外国人の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない	ハイトスピーチ（特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をするところ）によるいやがらせなどがある
全体		1,625	9.4	21.4	21.4	11.7	33.8	13.9	42.6	16.2	8.9	17.2
性別	男性	530	10.9	22.6	19.8	7.9	35.3	9.4	37.4	16.0	7.4	14.3
	女性	974	9.1	21.7	23.5	14.2	34.1	16.2	45.8	16.1	10.2	18.4
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
	回答しない	116	3.4	12.9	12.1	8.6	25.9	15.5	41.4	18.1	6.0	19.8
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,625	1.1	11.3	0.0							
性別	男性	530	2.3	12.5	0.0							
	女性	974	0.4	9.0	0.0							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	0.0							
	回答しない	116	1.7	25.0	0.0							

性別で見ると、男性・女性ともに「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が最も高く、男性37.4%、女性45.8%となっています。次いで「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」が男性35.3%、女性34.1%となっています。続いて男性は「就職・職場で不利な扱いを受ける」が22.6%、女性は「働く場所や能力を発揮する機会が少ない」が23.5%となっています。

図表 18-3 在住外国人の人権に関する問題点 年齢別

(単位:%)

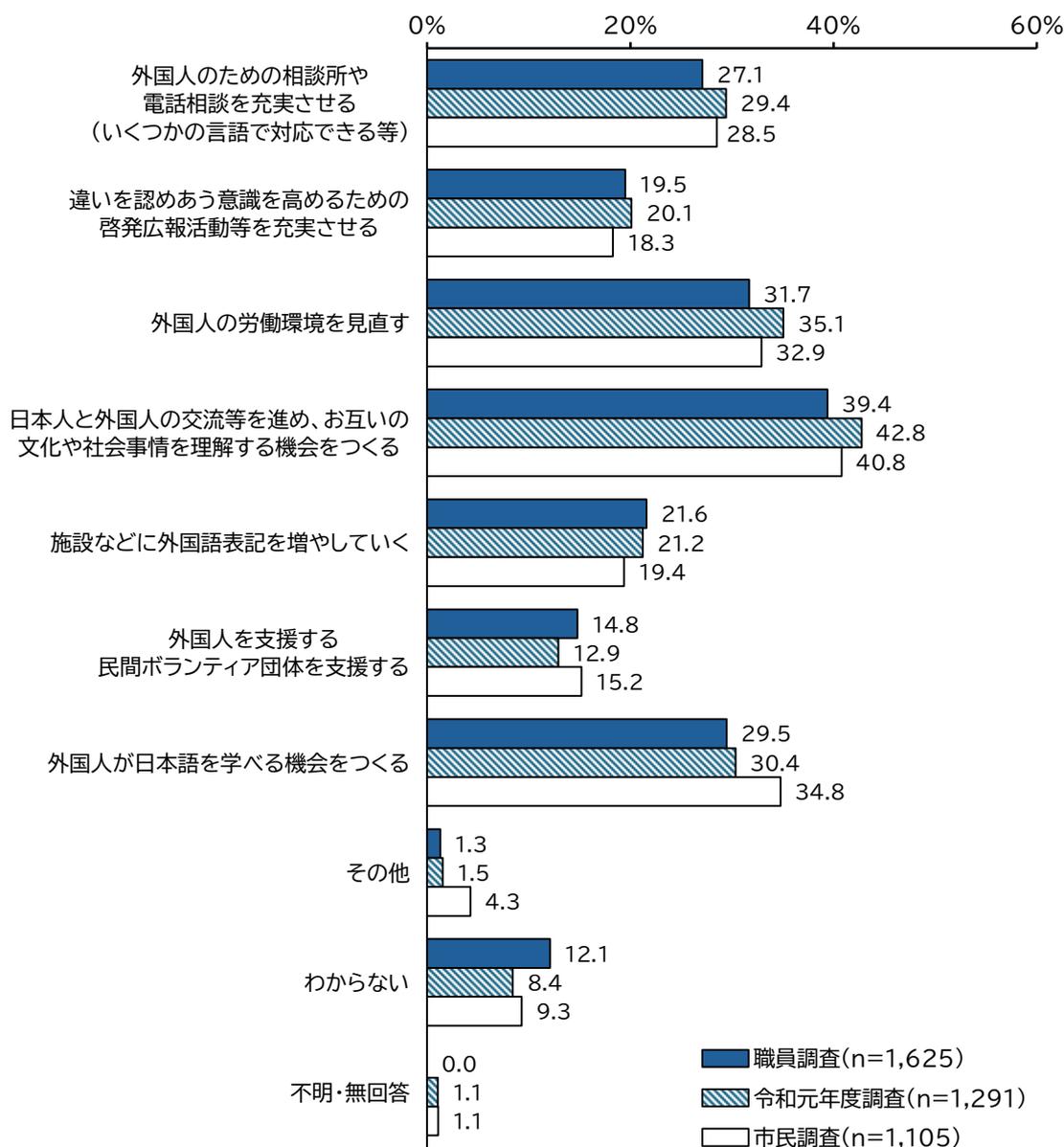
		n (人)	入学・学校で不利な扱いを受ける	就職・職場で不利な扱いを受ける	働く場所や能力を発揮する機会が少ない	住宅の申込みや入居で不利な扱いを受ける	文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい	施設などに外国語表記が少ない	言葉の違いで情報が伝わりにくい	外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない	外国人の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない	ハイトスピーチ(特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をするこ と)によるいやがらせなどがある
全体		1,625	9.4	21.4	21.4	11.7	33.8	13.9	42.6	16.2	8.9	17.2
年齢別	20歳代	206	15.0	22.8	18.0	13.6	26.7	9.2	32.0	16.5	4.4	11.7
	30歳代	411	10.5	20.4	19.0	7.8	35.3	13.4	41.6	15.1	6.3	15.6
	40歳代	404	9.7	19.8	20.5	10.9	38.4	16.3	46.0	17.8	7.9	16.1
	50歳代	422	7.1	23.2	25.6	13.7	32.0	14.9	44.5	15.9	12.1	19.7
	60歳以上	177	5.1	20.9	23.7	15.8	33.3	12.4	44.6	15.8	14.7	24.3
全体		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,625	1.1	11.3	0.0							
年齢別	20歳代	206	1.5	13.1	0.0							
	30歳代	411	2.4	11.4	0.0							
	40歳代	404	0.7	10.9	0.0							
	50歳代	422	0.0	10.9	0.0							
	60歳以上	177	1.1	10.7	0.0							

年齢別で見ると、すべての年代で「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が最も高く、次いで「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」となっています。

問19

あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 19-1 在住外国人の人権を守るために特に必要なこと



在住外国人の人権を守るために特に必要なことについて、「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が39.4%で最も高く、次いで「外国人の労働環境を見直す」が31.7%、「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が29.5%となっています。

令和元年度調査との大きな差はみられません。

市民調査と比較すると、「外国人が日本語を学べる機会をつくる」(29.5%)は、市民調査(34.8%)より5.3ポイント低くなっています。

図表 19-2 在住外国人の人権を守るために特に必要なこと 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	外国人の労働環境を見直す									
全体		1,625	27.1	19.5	31.7	39.4	21.6	14.8	29.5	1.3	12.1	0.0
性別	男性	530	25.1	17.9	29.8	36.8	16.0	10.2	30.0	2.1	15.3	0.0
	女性	974	28.9	21.6	34.0	41.4	25.4	17.8	29.5	0.8	8.2	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	回答しない	116	22.4	10.3	20.7	36.2	16.4	11.2	29.3	1.7	29.3	0.0
年齢別	20歳代	206	17.5	17.5	32.0	31.6	20.4	5.3	25.7	1.0	17.0	0.0
	30歳代	411	20.7	18.2	31.4	37.7	23.1	12.4	29.2	2.2	13.4	0.0
	40歳代	404	25.5	19.6	30.0	45.0	24.0	15.1	30.9	1.5	10.6	0.0
	50歳代	422	36.0	19.7	33.2	39.1	19.7	19.9	29.4	0.5	10.2	0.0
	60歳以上	177	36.7	24.9	32.2	40.7	18.6	18.1	32.8	1.1	10.7	0.0

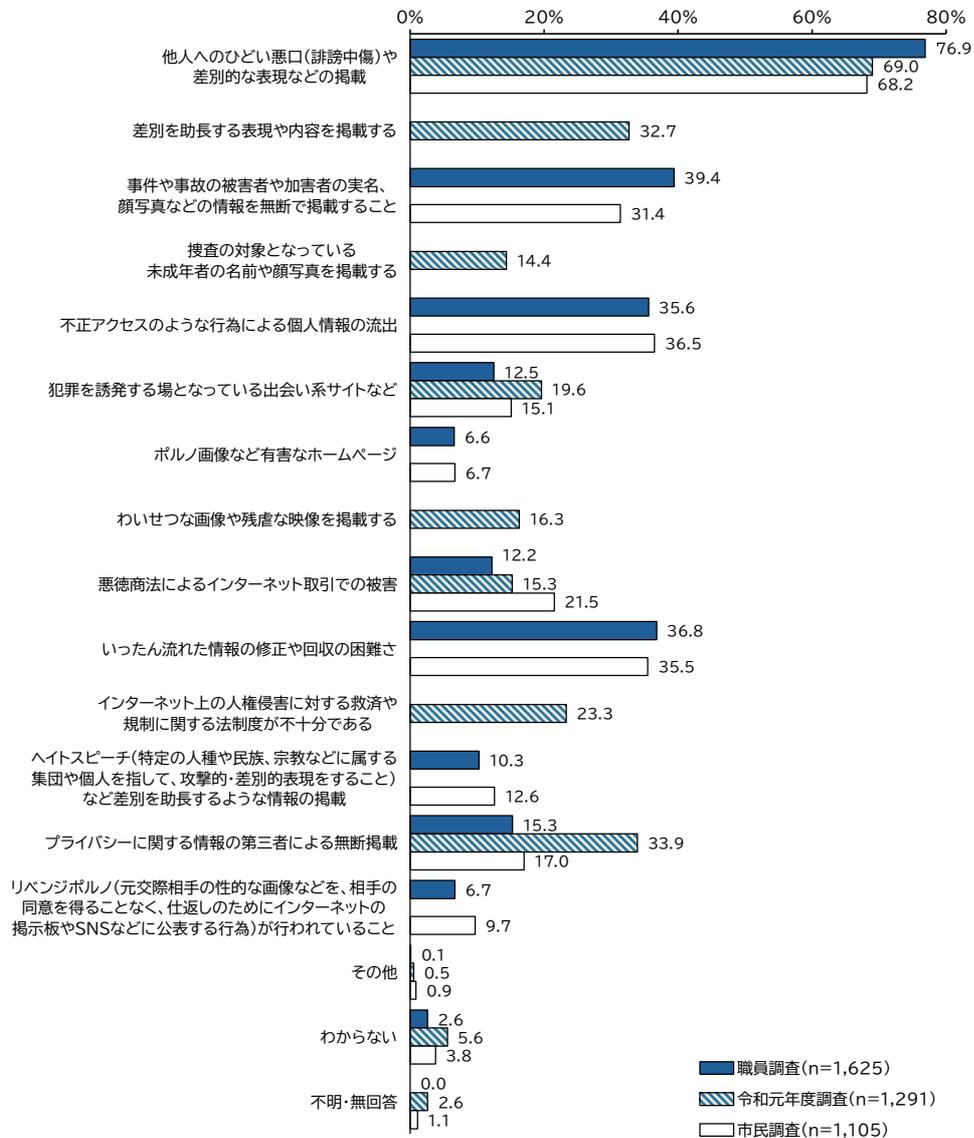
性別で見ると、男性・女性ともに「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が最も高く、男性36.8%、女性41.4%となっています。次いで男性は「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が30.0%、女性は「外国人の労働環境を見直す」が34.0%となっています。続いて男性は「外国人の労働環境を見直す」が29.8%、女性は「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が29.5%となっています。

年齢別で見ると、20歳代は「外国人の労働環境を見直す」、その他の年代は「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が最も高くなっています。

9. 情報化などに伴う人権侵害について

問 20	インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
------	----------------------------------------------------------

図表 20-1 インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点



インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点について、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」が76.9%で最も高く、次いで「事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること」が39.4%、「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」が36.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」(76.9%)は令和元年度調査(69.0%)より7.9ポイント高く、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなど」(12.5%)、「プライバシーに関する情報の第三者による無断掲載」(15.3%)は7.0ポイント以上低くなっています。

市民調査と比較すると、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」、「事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること」は市民調査より8.0ポイント以上高く、「悪徳商法によるインターネット取引での被害」(12.2%)は市民調査(21.5%)より9.3ポイント低くなっています。

図表 20-2 インターネットを悪用した人権侵害にする問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載	事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること	不正アクセスのような行為による個人情報の流出	犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなど	ポルノ画像など有害なホームページ	悪徳商法によるインターネット取引での被害	いったん流れた情報の修正や回収の困難さ	ハイトスピーチ(特定の職種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること)など差別を助長するような情報の掲載	プライバシーに関する情報の第三者による無断掲載	リベンジポルノ(元交際相手の性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、仕返しのためインターネット上で公表する行為)が行われていること
全体		1,625	76.9	39.4	35.6	12.5	6.6	12.2	36.8	10.3	15.3	6.7
性別	男性	530	74.5	34.9	34.0	10.6	3.6	10.6	36.8	13.2	15.1	3.6
	女性	974	78.7	42.1	35.5	14.1	8.5	13.1	35.9	9.4	15.1	8.3
	1・2に当てはまらない	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	71.6	38.8	44.0	8.6	5.2	12.1	44.8	4.3	18.1	7.8
		n (人)	その他	わからない	不明・無回答							
全体		1,625	0.1	2.6	0.0							
性別	男性	530	0.2	4.7	0.0							
	女性	974	0.1	1.1	0.0							
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	0.0							
	回答しない	116	0.0	4.3	0.0							

性別で見ると、男性・女性ともに「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」が最も高く、男性は74.5%、女性78.7%となっています。次いで男性は「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」が36.8%、女性は「事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること」が42.1%となっています。続いて男性は「事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること」が34.9%、女性は「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」が35.9%となっています。

図表 20-3 インターネットを悪用した人権侵害にする問題点 年齢別

(単位:%)

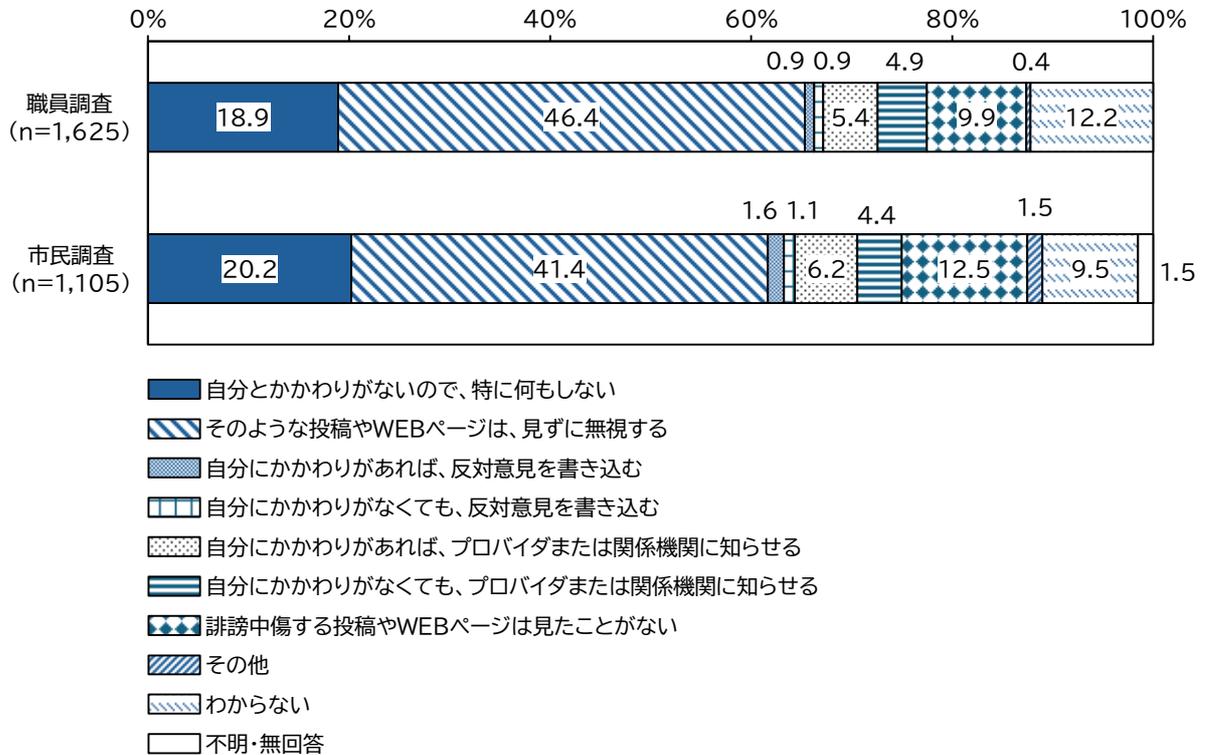
		n (人)	他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載	事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること	不正アクセスのような行為による個人情報の流出	犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなど	ポルノ画像など有害なホームページ	悪徳商法によるインターネット取引での被害	いったん流れた情報の修正や回収の困難さ	ハイトスピーチ(特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること)など差別を助長するような情報の掲載	プライバシーに関する情報の第三者による無断掲載	リベンジポルノ(元交際相手の性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、仕返しのためにインターネット上で公表する行為)が行われていること
全体		1,625	76.9	39.4	35.6	12.5	6.6	12.2	36.8	10.3	15.3	6.7
年齢別	20歳代	206	73.8	35.4	32.0	11.7	6.3	5.8	23.8	8.7	18.9	8.3
	30歳代	411	76.6	38.4	34.8	8.3	8.5	9.2	38.0	9.0	18.7	5.8
	40歳代	404	80.7	40.6	34.2	14.4	5.0	11.6	40.8	11.9	14.6	5.7
	50歳代	422	75.4	45.5	37.0	13.0	7.3	16.4	37.2	10.7	11.6	7.3
	60歳以上	177	75.7	29.4	40.1	17.5	5.1	18.1	39.0	10.7	13.6	7.9
全体		1,625	0.1	2.6	0.0							
年齢別	20歳代	206	0.0	3.4	0.0							
	30歳代	411	0.2	3.6	0.0							
	40歳代	404	0.2	1.2	0.0							
	50歳代	422	0.0	1.7	0.0							
	60歳以上	177	0.0	4.5	0.0							

年齢別で見ると、すべての年代において「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」が最も高くなっています。次いで40歳代は「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」、60歳以上は「不正アクセスのような行為による個人情報の流出」、その他の年代は「事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること」となっています。

問 21

インターネット上で他人を誹謗中傷するなど、人権侵害と思われるような投稿やWEB ページを見たとき、あなたはどうしますか。(〇は1つだけ)

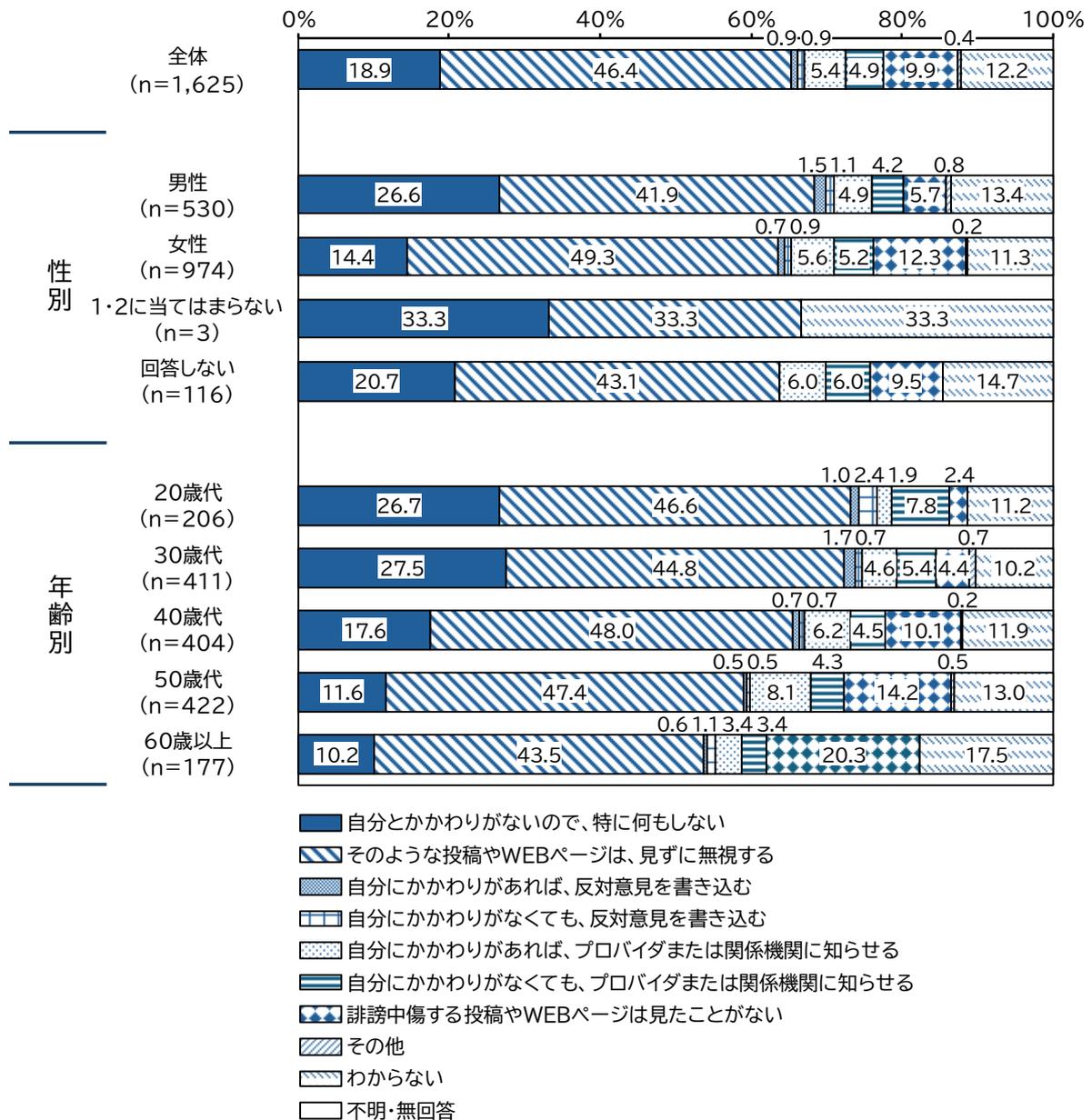
図表 21-1 インターネット上で人権侵害を見たときの対応



インターネット上で人権侵害を見たときの対応について、「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」が46.4%で最も高く、次いで「自分とかかわりがないので、特に何もしない」が18.9%、「わからない」が12.2%となっています。

市民調査と比較すると、「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」(46.4%)は市民調査(41.4%)より5.0ポイント高くなっています。

図表 21-2 インターネット上で人権侵害を見たときの対応 性別・年齢別



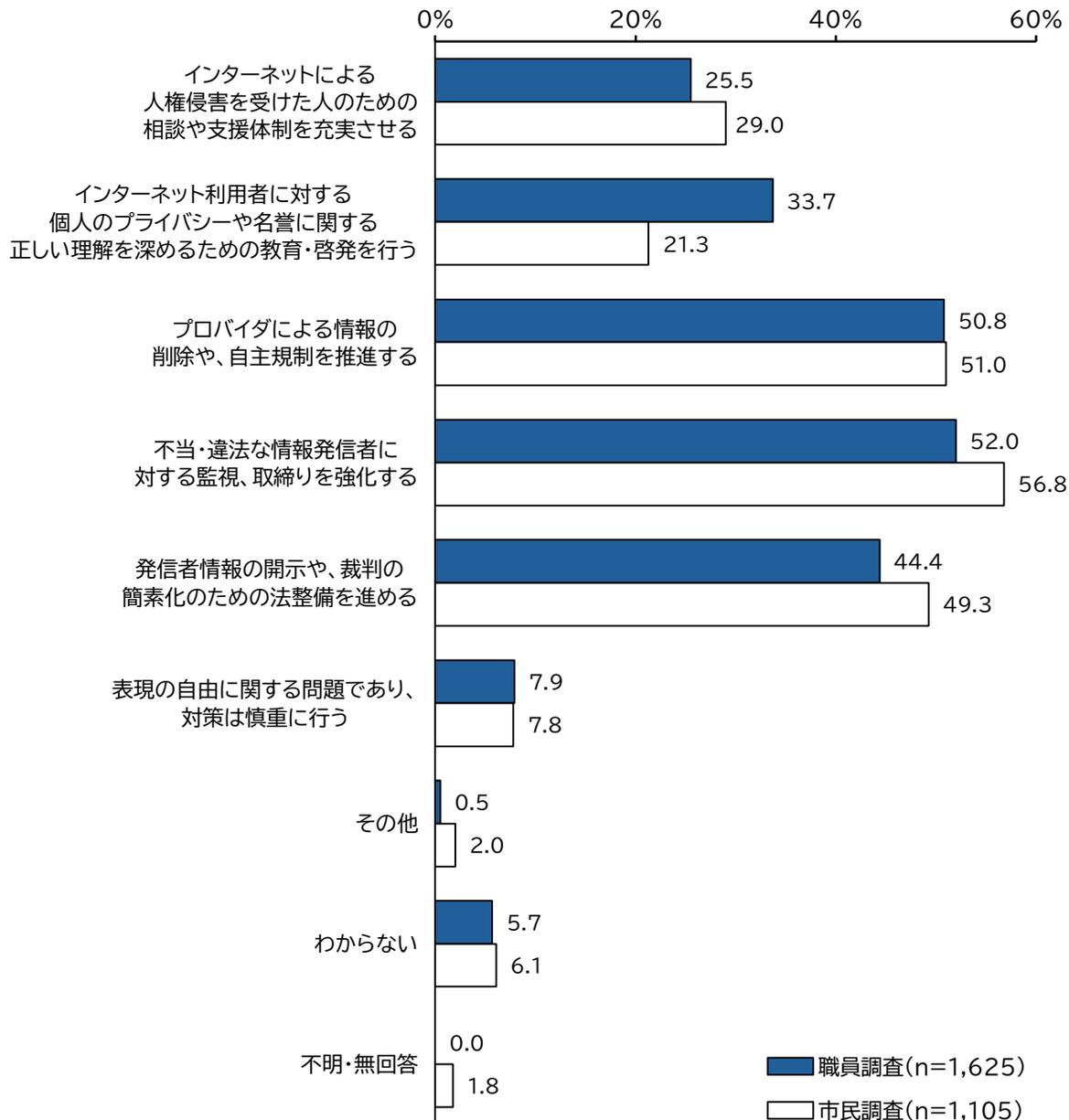
性別で見ると、男性・女性ともに「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」が最も高く、男性41.9%、女性49.3%となっています。次いで「自分とかかわりがないので、特に何もしない」が男性26.6%、女性14.4%となっています。続いて男性は「わからない」が13.4%、女性は「誹謗中傷する投稿やWEBページは見たことがない」が12.3%となっています。

年齢別で見ると、すべての年代で「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」、次いで50歳以上では「誹謗中傷する投稿やWEBページは見たことがない」、その他の年代は「自分とかかわりがないので、特に何もしない」が高くなっています。

問 22

あなたは、インターネットによる人権問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 22-1 インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なこと



インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なことについて、「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が52.0%で最も高く、次いで「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」が50.8%、「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める」が44.4%となっています。

市民調査と比較すると、「インターネット利用者に対する個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を行う」(33.7%)は、市民調査(21.3%)より12.4ポイント高くなっています。

図表 22-2 インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なこと 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	インターネットの相談や支援体制を充実させる	インターネットの名義利用に関する個人の情報やプライバシーの保護を深めるための教育・啓発を行う	プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する	不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する	発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める	表現の自由に関する問題であり、対策は慎重に行う	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,625	25.5	33.7	50.8	52.0	44.4	7.9	0.5	5.7	0.0
性別	男性	530	24.9	30.8	46.8	49.6	43.2	9.2	0.9	7.5	0.0
	女性	974	26.7	36.1	53.2	53.1	44.5	7.4	0.1	4.3	0.0
	1・2に当てはまらない	3	66.7	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	回答しない	116	18.1	27.6	50.0	54.3	51.7	6.0	1.7	7.8	0.0
年齢別	20歳代	206	24.3	33.5	39.3	46.1	39.8	8.7	0.5	6.3	0.0
	30歳代	411	23.6	38.9	44.0	51.6	42.3	9.2	0.7	6.3	0.0
	40歳代	404	23.0	33.4	58.7	54.2	47.8	8.4	1.0	3.7	0.0
	50歳代	422	29.1	32.2	50.5	51.7	44.5	6.9	0.0	5.0	0.0
	60歳以上	177	28.8	26.6	63.3	55.4	47.5	5.1	0.0	9.0	0.0

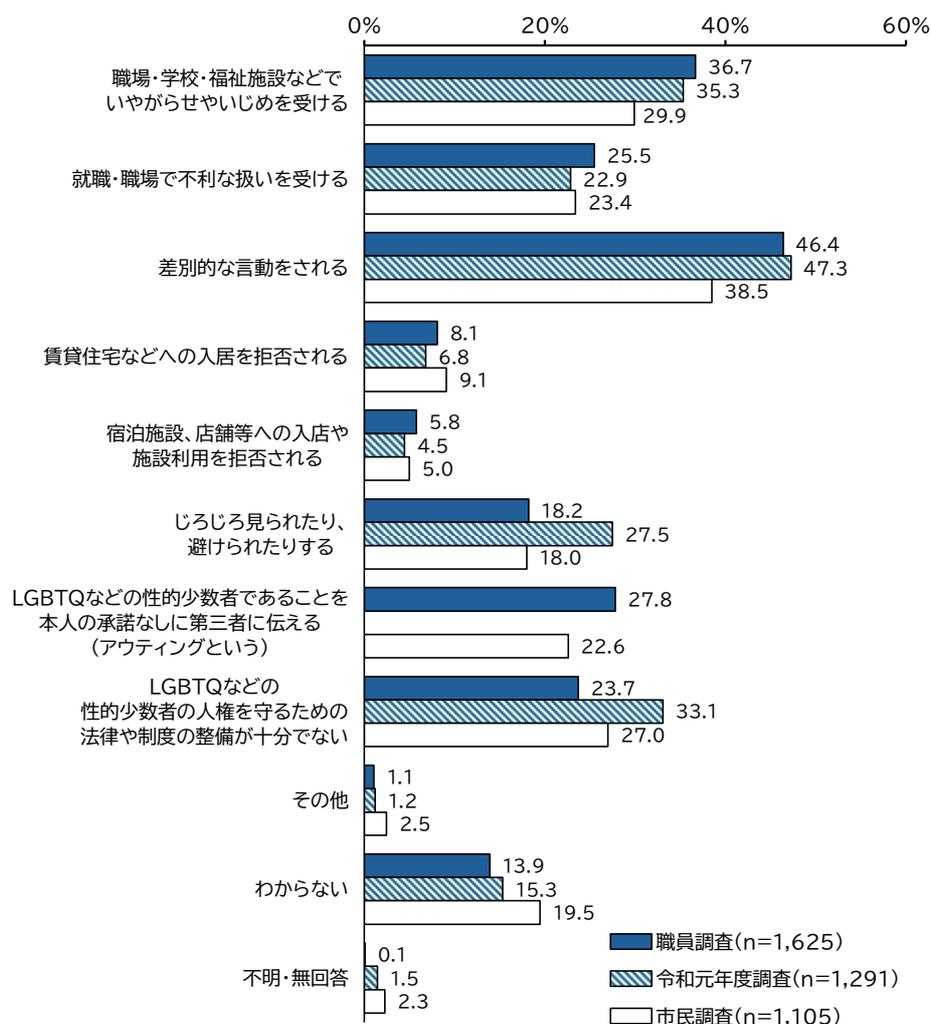
性別で見ると、男性は「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が49.6%、女性は「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」が53.2%で最も高く、次いで男性は「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」が46.8%、女性は「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が53.1%となっています。続いて「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める」が男性43.2%、女性44.5%となっています。

年齢別で見ると、40歳代及び60歳以上は「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」、その他の年代は「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が最も高くなっています。

10. LGBTQなどの性的少数者の人権について

問 23	LGBTQ などの性的少数者に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
------	--------------------------------------------------------------------------

図表 23-1 LGBTQ などの性的少数者の人権に関する問題点



LGBTQなどの性的少数者の人権に関する問題点について、「差別的な言動をされる」が46.4%で最も高く、次いで「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」が36.7%、「LGBTQなどの性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者に伝える(アウトティングという)」が27.8%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「じろじろ見られたり、避けられたりする」、「LGBTQなどの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」は元年度調査より9.0ポイント以上低くなっています。

市民調査と比較すると、「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」、「差別的な言動をされる」、「LGBTQなどの性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者に伝える(アウトティングという)」は市民調査より5.0ポイント以上高く、「わからない」(13.9%)は市民調査(19.5%)より5.6ポイント低くなっています。

図表 23-2 LGBTQ などの性的少数者の人権に関する問題点 性別

(単位:%)

		n (人)	職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける	就職・職場で不利な扱いを受ける	差別的な言動をされる	賃貸住宅などへの入居を拒否される	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される	じろじろ見られたり、避けられたりする	LGBTQなどを本人の承諾なしに第三者に伝える(アウティングという)	LGBTQなどの性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者に伝える(アウティングという)	LGBTQなどの法的や制度の整備が十分でない	その他	わからない
全体		1,625	36.7	25.5	46.4	8.1	5.8	18.2	27.8	23.7	1.1	13.9	
性別	男性	530	33.6	20.0	44.7	4.5	7.0	19.2	25.8	19.6	2.3	16.4	
	女性	974	38.3	29.9	48.5	10.0	4.8	18.2	29.0	26.3	0.3	11.5	
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	
	回答しない	116	37.1	13.8	38.8	8.6	9.5	12.9	28.4	21.6	2.6	22.4	
		n (人)	不明・無回答										
全体		1,625	0.1										
性別	男性	530	0.0										
	女性	974	0.1										
	1・2に当てはまらない	3	0.0										
	回答しない	116	0.0										

性別で見ると、男性・女性ともに「差別的な言動をされる」が最も高く、男性44.7%、女性48.5%となっています。次いで「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」が男性33.6%、女性38.3%となっています。続いて男性は「LGBTQなどの性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者に伝える(アウティングという)」が25.8%、女性は「就職・職場で不利な扱いを受ける」が29.9%となっています。

図表 23-3 LGBTQ などの性的少数者の人権に関する問題点 年齢別

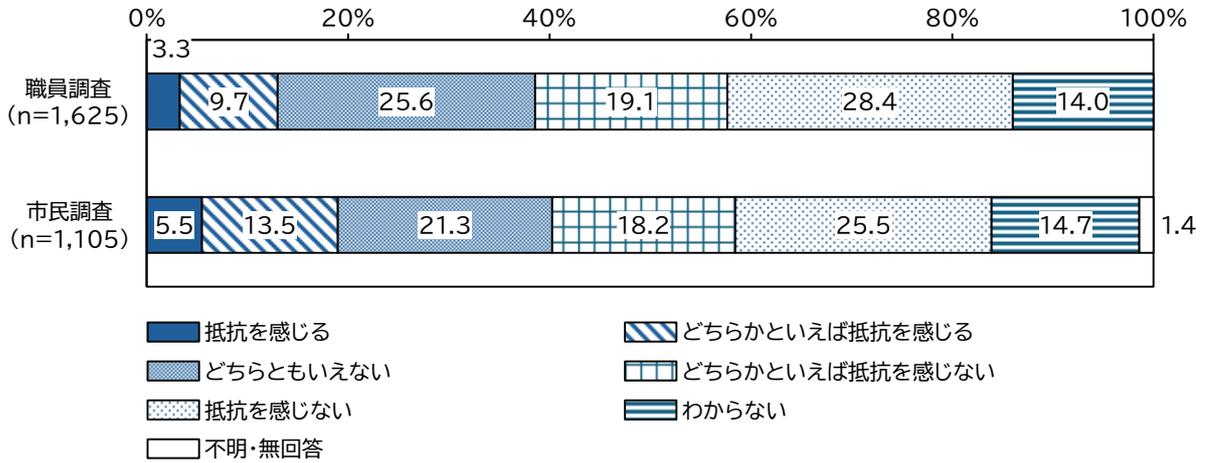
(単位:%)

		n (人)	職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける	就職・職場で不利な扱いを受ける	差別的な言動をされる	賃貸住宅などへの入居を拒否される	宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される	じろじろ見られたり、避けられたりする	伝える(本人の承諾なしに第三者に)	LGBTQなどの性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者に伝える(アウトテイングという)	LGBTQなどの法的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない	その他	わからない
全体		1,625	36.7	25.5	46.4	8.1	5.8	18.2	27.8	23.7	1.1	13.9	
年齢別	20歳代	206	37.4	27.2	49.0	11.7	5.3	17.5	22.3	18.4	1.0	9.7	
	30歳代	411	38.7	18.5	47.0	6.3	7.5	18.2	29.7	20.0	1.9	12.9	
	40歳代	404	40.8	23.8	47.8	6.2	5.9	19.6	30.7	25.5	0.7	12.6	
	50歳代	422	33.4	30.3	45.5	9.7	4.7	15.9	28.2	26.5	0.7	14.9	
	60歳以上	177	29.9	32.2	41.2	7.9	4.5	20.9	22.6	28.2	1.1	22.0	
全体		1,625	0.1										
年齢別	20歳代	206	0.0										
	30歳代	411	0.0										
	40歳代	404	0.0										
	50歳代	422	0.0										
	60歳以上	177	0.6										

年齢別で見ると、すべての年代で「差別的な言動をされる」が最も高くなっています。次いで60歳以上は「就職・職場で不利な扱いを受ける」、その他の年代は「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」となっています。

問 24	家族や親しい人から LGBTQ などの性的少数者だと打ち明けられた場合、あなたはどのように感じますか。(〇は1つだけ)
------	-------------------------------------------------------------

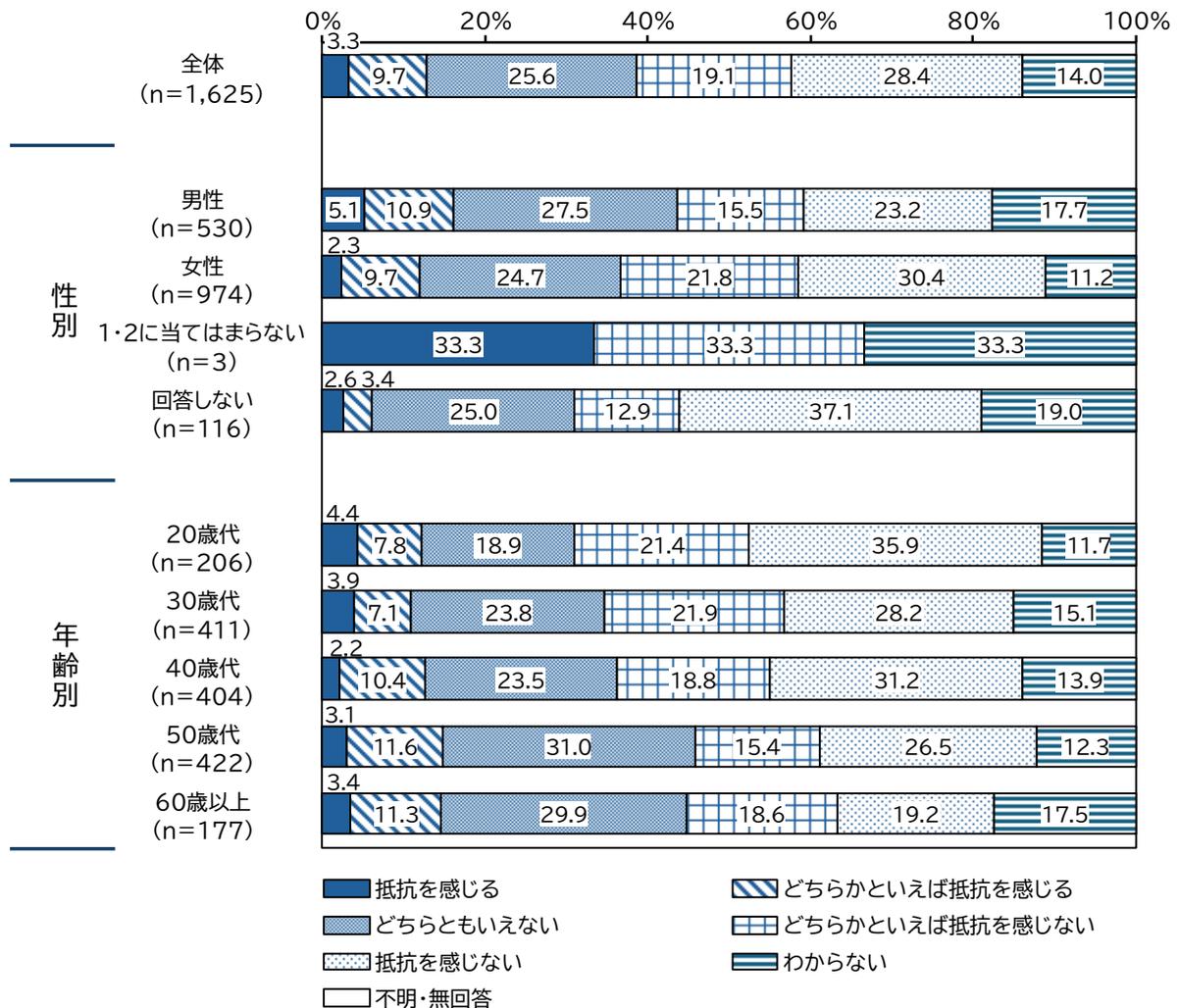
図表 24-1 LGBTQ などの性的少数者だと打ち明けられた場合の反応



LGBTQなどの性的少数者だと打ち明けられた場合の反応について、「抵抗を感じない」が28.4%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が25.6%、「どちらかといえば抵抗を感じない」が19.1%となっています。

市民調査との大きな差はみられません。

図表 24-2 LGBTQ などの性的少数者だと打ち明けられた場合の反応 性別・年齢別

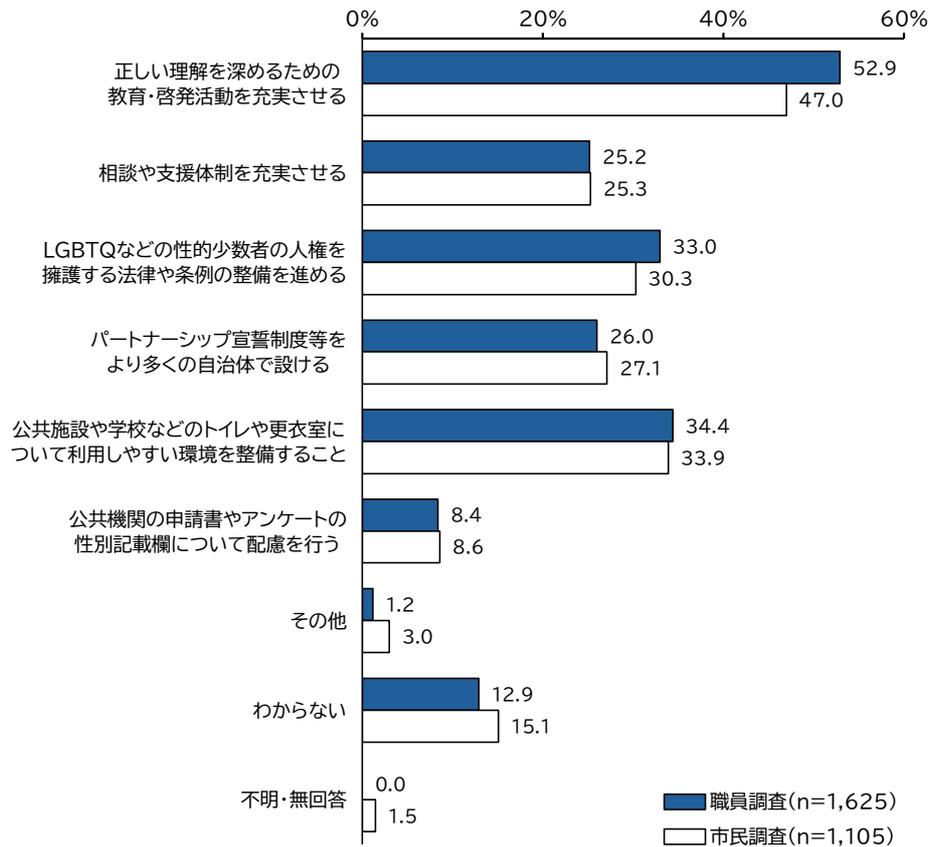


性別で見ると、男性は「どちらともいえない」が27.5%、女性は「抵抗を感じない」が30.4%で最も高く、次いで男性は「抵抗を感じない」が23.2%、女性は「どちらともいえない」が24.7%となっています。続いて男性は「わからない」が17.7%、女性は「どちらかといえば抵抗を感じない」が21.8%となっています。

年齢別で見ると、50歳以上は「どちらともいえない」、その他の年代は「抵抗を感じない」が最も高くなっています。

問 25	あなたは、LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)
------	------------------------------------------------------------------

図表 25-1 LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なこと



LGBTQなどの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なことについて、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が52.9%で最も高く、次いで「公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること」が34.4%、「LGBTQなどの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める」が33.0%となっています。

市民調査と比較すると、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」(52.9%)は市民調査(47.0%)より5.9ポイント高くなっています。

図表 25-2 LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なこと 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる	相談や支援体制を充実させる	LGBTQなどの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める	パートナーシップ宣誓制度等により多くの自治体で設ける	公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること	公共機関の申請書やアンケートの性別記載欄について配慮を行う	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,625	52.9	25.2	33.0	26.0	34.4	8.4	1.2	12.9	0.0
性別	男性	530	48.3	26.6	30.4	20.6	25.1	7.2	1.3	18.1	0.0
	女性	974	57.1	25.4	35.4	29.5	40.2	8.3	1.0	8.4	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0
	回答しない	116	39.7	19.0	25.9	23.3	27.6	14.7	2.6	25.9	0.0
年齢別	20歳代	206	47.1	27.7	29.6	30.1	28.2	5.3	0.5	12.6	0.0
	30歳代	411	51.3	21.9	28.7	28.2	31.6	8.5	2.4	13.9	0.0
	40歳代	404	58.2	24.0	37.4	25.7	37.1	9.2	0.7	10.4	0.0
	50歳代	422	53.6	28.7	35.1	23.0	35.1	7.6	1.4	13.0	0.0
	60歳以上	177	50.3	24.9	32.2	24.9	39.5	11.9	0.0	15.8	0.0

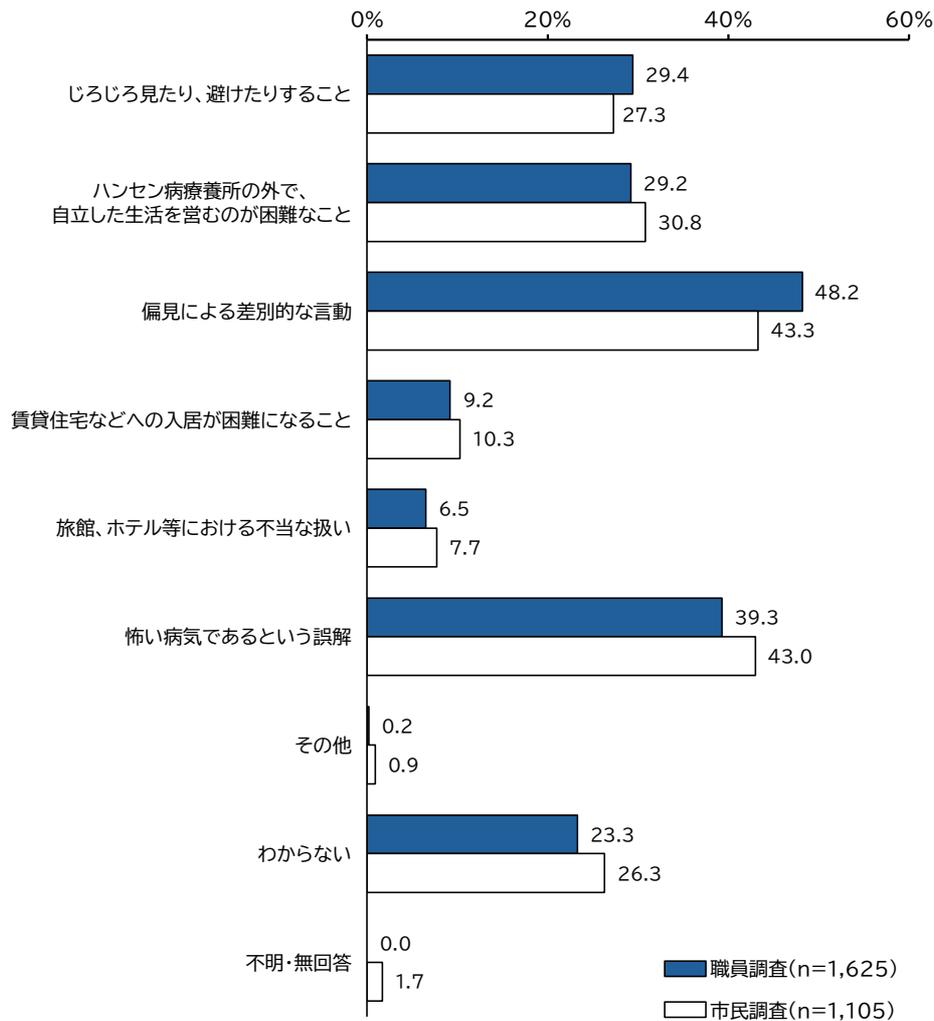
性別で見ると、男性・女性ともに「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が最も高く、男性48.3%、女性57.1%となっています。次いで男性は「LGBTQなどの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める」が30.4%、女性は「公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること」が40.2%となっています。続いて男性は「相談や支援体制を充実させる」が26.6%、女性は「LGBTQなどの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める」が35.4%となっています。

年齢別で見ると、すべての年代で「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が最も高くなっています。

11. ハンセン病患者・回復者及び家族の人権について

問 26	ハンセン病患者・回復者及び家族に関することから、人権の尊重という点からみてあなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)
------	--------------------------------------------------------------------------

図表 26-1 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する問題点



ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する問題点について、「偏見による差別的な言動」が48.2%で最も高く、次いで「怖い病気であるという誤解」が39.3%、「じろじろ見たり、避けたりすること」が29.4%となっています。

市民調査との大きな差はみられません。

図表 26-2 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する問題点 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	じろじろ見たり、避けたりすること	ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むのが困難なこと	偏見による差別的な言動	賃貸住宅などへの入居が困難になること	旅館、ホテル等における不当な扱い	怖い病気であるという誤解	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,625	29.4	29.2	48.2	9.2	6.5	39.3	0.2	23.3	0.0
性別	男性	530	30.9	21.7	44.2	6.4	7.2	35.1	0.4	25.1	0.0
	女性	974	29.8	34.2	51.0	10.2	5.9	41.5	0.0	21.5	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	回答しない	116	19.0	23.3	44.0	12.9	9.5	41.4	1.7	30.2	0.0
年齢別	20歳代	206	28.6	19.4	39.3	8.3	6.3	30.6	0.0	32.5	0.0
	30歳代	411	27.3	20.2	42.6	7.1	6.1	35.0	0.5	28.2	0.0
	40歳代	404	32.7	29.2	49.0	9.7	6.2	38.1	0.0	24.3	0.0
	50歳代	422	29.6	37.4	55.7	10.0	6.6	45.3	0.2	15.6	0.0
	60歳以上	177	27.7	41.8	52.5	12.4	8.5	48.0	0.6	16.9	0.0

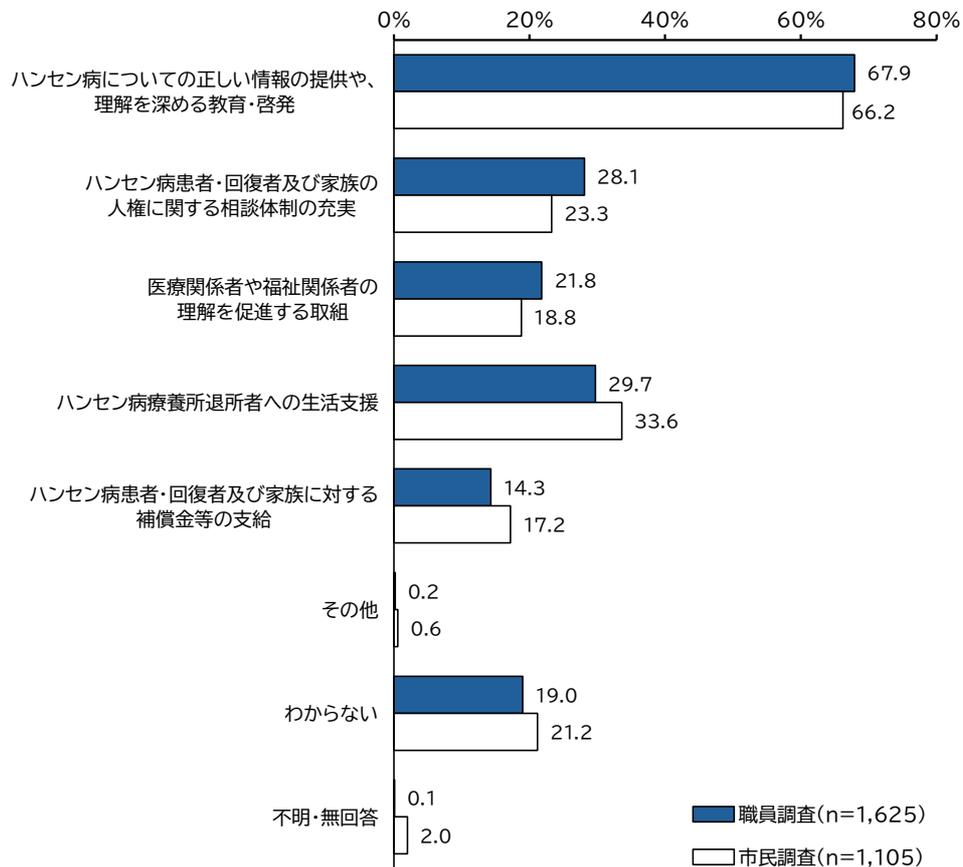
性別で見ると、男性・女性ともに「偏見による差別的な言動」が最も高く、男性44.2%、女性51.0%となっています。次いで「怖い病気であるという誤解」が男性35.1%、女性41.5%となっています。続いて男性は「じろじろ見たり、避けたりすること」が30.9%、女性は「ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むのが困難なこと」が34.2%となっています。

年齢別で見ると、すべての年代で「偏見による差別的な言動」が最も高く、次いで20歳代は「わからない」、その他の年代は「怖い病気であるという誤解」となっています。

問 27

あなたは、ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

図表 27-1 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために特に必要なこと



ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために特に必要なことについて、「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が67.9%で最も高く、次いで「ハンセン病療養所退所者への生活支援」が29.7%、「ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実」が28.1%となっています。

市民調査との大きな差はみられません。

図表 27-2 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために特に必要なこと 性別・年齢別

(単位:%)

		n (人)	教育・啓発 ハンセン病について の正しい情報を 提供や、理解を 深める	ハンセン病患者・ 回復者及び家族 の人権に関する 相談体制の充実	医療関係者や福祉 関係者の理解を 促進する取組	ハンセン病療養所 退所者への生活 支援	ハンセン病患者・ 回復者及び家族 に対する補償・ 金等の支給	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,625	67.9	28.1	21.8	29.7	14.3	0.2	19.0	0.1
性別	男性	530	65.8	28.1	17.5	23.4	10.8	0.6	21.9	0.2
	女性	974	69.7	29.2	24.4	34.8	16.2	0.0	16.3	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
	回答しない	116	62.9	20.7	19.0	17.2	14.7	0.0	27.6	0.0
年齢別	20歳代	206	59.7	22.3	24.3	18.0	8.3	0.0	26.2	0.0
	30歳代	411	64.7	26.8	21.4	20.9	8.8	0.2	22.6	0.0
	40歳代	404	69.1	28.5	21.5	33.2	16.8	0.0	18.8	0.0
	50歳代	422	72.3	32.9	21.8	36.7	17.3	0.5	13.7	0.2
	60歳以上	177	71.8	26.6	20.9	40.1	21.5	0.0	14.7	0.0

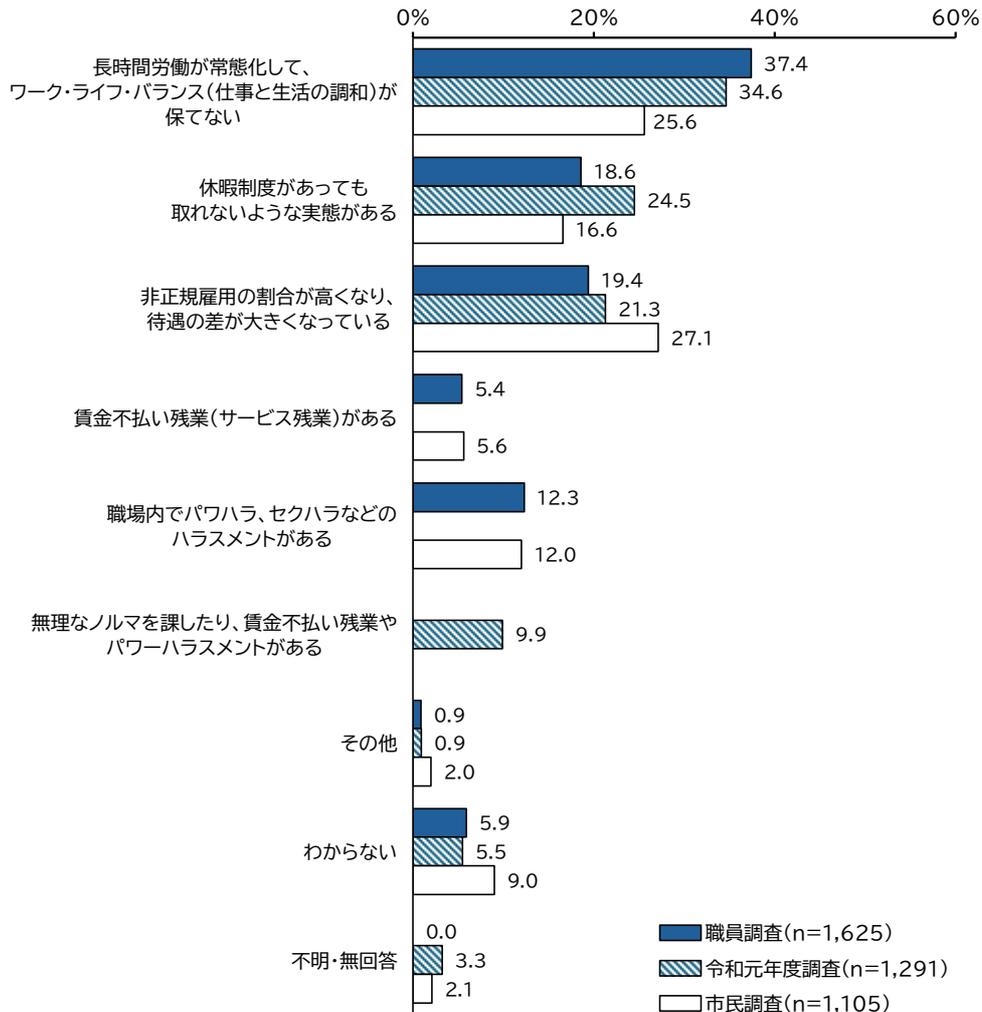
性別で見ると、男性・女性ともに「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が最も高く、男性65.8%、女性69.7%となっています。次いで男性は「ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実」が28.1%、女性は「ハンセン病療養所退所者への生活支援」が34.8%となっています。続いて男性は「ハンセン病療養所退所者への生活支援」が23.4%、女性は「ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実」が29.2%となっています。

年齢別で見ると、すべての年代において「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が最も高くなっています。次いで20歳代は「わからない」、30歳代は「ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実」、その他の年代は「ハンセン病療養所退所者への生活支援」となっています。

12. 働く人の人権について

問 28	働く人の人権について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は1つだけ)
------	------------------------------------------------

図表 28-1 働く人の人権に関する問題点



働く人の人権に関する問題点について、「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」が37.4%で最も高く、次いで「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」が19.4%、「休暇制度があっても取れないような実態がある」が18.6%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「休暇制度があっても取れないような実態がある」(18.6%)は令和元年度調査(24.5%)より5.9ポイント低くなっています。

市民調査と比較すると、「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」(37.4%)は市民調査(25.6%)より11.8ポイント高く、「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」(19.4%)は市民調査(27.1%)より7.7ポイント低くなっています。

図表 28-2 働く人の人権に関する問題点 性別・年齢別

(単位:%)

		n(人)	長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない	休暇制度があっても取れないような実態がある	非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている	賃金不払い残業(サービス残業)がある	職場内でパワハラ、セクハラなどのハラスメントがある	その他	わからない	不明・無回答
全体		1,625	37.4	18.6	19.4	5.4	12.3	0.9	5.9	0.0
性別	男性	530	40.8	19.4	10.2	7.7	13.8	1.1	7.0	0.0
	女性	974	36.9	18.6	23.8	4.0	11.7	0.2	4.8	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	26.7	16.4	23.3	6.0	11.2	6.0	10.3	0.0
年齢別	20歳代	206	49.5	18.9	7.8	7.8	11.7	0.5	3.9	0.0
	30歳代	411	46.7	19.0	8.0	6.1	13.1	1.5	5.6	0.0
	40歳代	404	36.1	18.6	21.0	5.0	12.4	1.2	5.7	0.0
	50歳代	422	30.3	19.4	27.0	4.5	12.6	0.5	5.7	0.0
	60歳以上	177	22.0	16.4	36.7	4.0	10.2	0.6	10.2	0.0

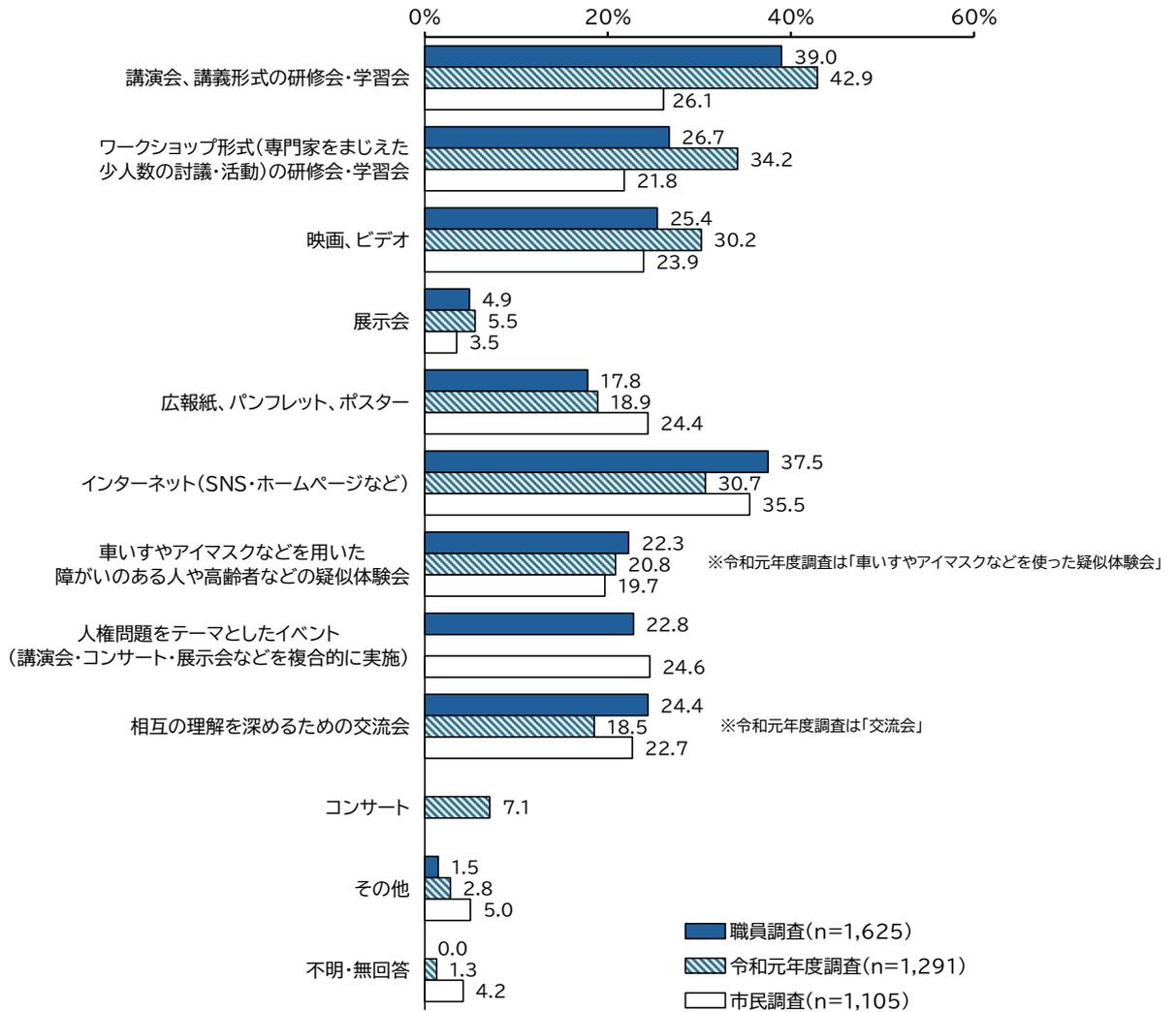
性別で見ると、男性・女性ともに「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」が最も高く、男性40.8%、女性36.9%となっています。次いで男性は「休暇制度があっても取れないような実態がある」が19.4%、女性は「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」が23.8%となっています。続いて男性は「職場内でパワハラ、セクハラなどのハラスメントがある」が13.8%、女性は「休暇制度があっても取れないような実態がある」が18.6%となっています。

年齢別で見ると、60歳以上は「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」、その他の年代は「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」が最も高くなっています。

13. 人権問題に関する啓発活動について

問 29	あなたは、人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。(〇はいくつでも)
------	--------------------------------------------------

図表 29-1 効果的と思われる人権啓発活動



効果的と思われる人権啓発活動について、「講演会、講義形式の研修会・学習会」が39.0%で最も高く、次いで「インターネット(SNS・ホームページなど)」が37.5%、「ワークショップ形式(専門家をまじえた少人数の討議・活動)の研修会・学習会」が26.7%となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ワークショップ形式(専門家をまじえた少人数の討議・活動)の研修会・学習会」(26.7%)は令和元年度調査(34.2%)より7.5ポイント低く、「インターネット(SNS・ホームページなど)」、「相互の理解を深めるための交流会」は5.0ポイント以上高くなっています。

市民調査と比較すると、「講演会、講義形式の研修会・学習会」(39.0%)は、市民調査(26.1%)より12.9ポイント高く、「広報紙、パンフレット、ポスター」(17.8%)は、市民調査(24.4%)より6.6ポイント低くなっています。

図表 29-2 効果的と思われる人権啓発活動 性別

(単位:%)

		n (人)	講演会、講義形式の研修会・学習会	ワークショップ形式(専門家をまじえた少人数の討議・活動)の研修会・学習会	映画、ビデオ	展示会	広報紙、パンフレット、ポスター	インターネット(SNS・ホームページなど)	障がいのある人や高齢者などを用いた疑似体験会	車いすやアイマスクなどを着用した人権問題をテーマとしたイベント(講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施)	相互の理解を深めるための交流会	その他
全体		1,625	39.0	26.7	25.4	4.9	17.8	37.5	22.3	22.8	24.4	1.5
性別	男性	530	40.2	24.2	24.0	5.7	18.9	38.3	20.4	20.0	23.8	2.1
	女性	974	40.2	28.9	26.5	4.3	17.0	37.2	23.7	24.5	24.3	0.7
	1・2に当てはまらない	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	22.4	20.7	21.6	6.0	20.7	38.8	20.7	22.4	29.3	6.0
全体		1,625	0.0									
性別	男性	530	0.0									
	女性	974	0.0									
	1・2に当てはまらない	3	0.0									
	回答しない	116	0.0									

性別で見ると、男性・女性ともに「講演会、講義形式の研修会・学習会」が最も高く、男性・女性ともに40.2%となっています。次いで「インターネット(SNS・ホームページなど)」が男性38.3%、女性37.2%となっています。続いて「ワークショップ形式(専門家をまじえた少人数の討議・活動)の研修会・学習会」が男性24.2%、女性28.9%となっています。

図表 29-3 効果的と思われる人権啓発活動 年齢別

(単位:%)

		n (人)	講演会、講義形式の研修会・ 学習会	ワークショップ形式(専門家 の討議・活動)の 研修会・学習会	映画、ビデオ	展示会	広報紙、パンフレット、ポスター	インターネット (SNS・ホームページなど)	障がいのある人や高齢者などを用いた 疑似体験会	車いすやアイマスクなどを 用いた複合的に実施したイベント (講演会・コンサート・展示会 など)	人権問題をテーマとしたイベント を実施するための	相互の理解を深めるための 交流会	その他
全体		1,625	39.0	26.7	25.4	4.9	17.8	37.5	22.3	22.8	24.4	1.5	
年齢別	20歳代	206	32.0	24.8	21.4	3.4	12.1	46.6	15.0	14.1	15.0	1.0	
	30歳代	411	36.3	20.9	25.1	5.1	18.5	41.4	20.4	19.2	20.4	2.2	
	40歳代	404	41.1	26.5	24.8	4.2	19.1	35.4	24.0	22.0	33.4	2.0	
	50歳代	422	41.2	32.5	26.5	6.2	19.2	32.2	25.8	28.7	23.7	1.2	
	60歳以上	177	42.4	29.4	29.4	4.5	17.5	36.7	23.7	29.4	26.0	0.6	
全体		1,625	0.0										
年齢別	20歳代	206	0.0										
	30歳代	411	0.0										
	40歳代	404	0.0										
	50歳代	422	0.0										
	60歳以上	177	0.0										

年齢別でみると、20歳代及び30歳代は「インターネット(SNS・ホームページなど)」、その他の年代は「講演会、講義形式の研修会・学習会」が最も高くなっています。

図表 30-2-① 人権に関する条約・法令等の認知度 性別・年齢別

(単位:%)

	n (人)	1 世界人権宣言(1948年)				2 人種差別撤廃条約(1965年)				
		知っている	おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている	おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない
全体	1,625	26.3	64.9	8.8	0.0	19.1	60.6	20.4	0.0	
性別	男性	530	24.7	66.6	8.7	0.0	16.8	61.9	21.3	0.0
	女性	974	26.9	64.5	8.6	0.0	20.0	60.3	19.7	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	回答しない	116	28.4	60.3	11.2	0.0	21.6	57.8	20.7	0.0
年齢別	20歳代	206	27.2	61.2	11.7	0.0	21.8	57.8	20.4	0.0
	30歳代	411	25.5	64.0	10.5	0.0	16.8	65.9	17.3	0.0
	40歳代	404	26.5	67.6	5.9	0.0	20.0	63.1	16.8	0.0
	50歳代	422	26.8	64.7	8.5	0.0	19.2	55.9	24.9	0.0
	60歳以上	177	26.0	65.0	9.0	0.0	18.6	57.6	23.7	0.0

(単位:%)

	n (人)	3 女子差別撤廃条約(1979年)				4 児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)(1989年)				
		知っている	おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている	おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない
全体	1,625	19.4	53.4	27.2	0.0	34.1	51.4	14.5	0.0	
性別	男性	530	17.0	56.0	27.0	0.0	26.8	55.7	17.5	0.0
	女性	974	20.4	52.5	27.1	0.0	38.0	49.4	12.6	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	回答しない	116	22.4	50.0	27.6	0.0	35.3	49.1	15.5	0.0
年齢別	20歳代	206	24.8	51.5	23.8	0.0	35.0	52.4	12.6	0.0
	30歳代	411	18.5	58.9	22.6	0.0	27.7	56.4	15.8	0.0
	40歳代	404	19.3	56.9	23.8	0.0	35.6	52.5	11.9	0.0
	50歳代	422	17.8	48.6	33.6	0.0	36.5	48.8	14.7	0.0
	60歳以上	177	19.8	46.9	33.3	0.0	39.0	43.5	17.5	0.0

(単位:%)

	n (人)	5 障害者権利条約(2006年)				6 男女雇用機会均等法(1985年)				
		知っている	おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている	おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない
全体	1,625	21.4	54.5	24.2	0.0	58.8	39.0	2.3	0.0	
性別	男性	530	16.0	55.7	28.3	0.0	49.8	46.4	3.8	0.0
	女性	974	24.0	54.2	21.8	0.0	62.9	35.6	1.4	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	回答しない	116	23.3	51.7	25.0	0.0	64.7	32.8	2.6	0.0
年齢別	20歳代	206	21.8	52.9	25.2	0.0	51.0	44.2	4.9	0.0
	30歳代	411	16.3	57.4	26.3	0.0	52.8	44.3	2.9	0.0
	40歳代	404	21.3	55.9	22.8	0.0	61.9	37.1	1.0	0.0
	50歳代	422	23.7	52.4	23.9	0.0	64.9	33.4	1.7	0.0
	60歳以上	177	27.1	52.0	20.9	0.0	60.5	37.3	2.3	0.0

図表 30-2-② 人権に関する条約・法令等の認知度 性別・年齢別

(単位:%)

	n (人)	7 障害者基本法(1993年)				8 児童買春・児童ポルノ禁止法(1999年)				
		知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	23.7	59.3	17.0	0.0	30.3	64.6	5.1	0.0	
性別	男性	530	19.4	64.2	16.4	0.0	26.8	67.2	6.0	0.0
	女性	974	24.8	58.1	17.0	0.0	31.3	64.4	4.3	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	66.7	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
	回答しない	116	33.6	48.3	18.1	0.0	39.7	54.3	6.0	0.0
年齢別	20歳代	206	22.8	60.7	16.5	0.0	24.8	66.0	9.2	0.0
	30歳代	411	20.9	61.8	17.3	0.0	25.8	68.1	6.1	0.0
	40歳代	404	22.5	60.9	16.6	0.0	33.4	63.9	2.7	0.0
	50歳代	422	27.0	55.2	17.8	0.0	35.3	60.7	4.0	0.0
	60歳以上	177	26.0	58.8	15.3	0.0	28.8	66.1	5.1	0.0

(単位:%)

	n (人)	9 人権教育・啓発推進法(2000年)				10 ストーカー規制法(2000年)				
		知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	16.4	59.1	24.4	0.0	37.8	57.0	5.2	0.0	
性別	男性	530	13.4	59.1	27.5	0.0	30.2	63.6	6.2	0.0
	女性	974	17.6	60.6	21.9	0.0	41.4	53.9	4.7	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	回答しない	116	20.7	48.3	31.0	0.0	43.1	51.7	5.2	0.0
年齢別	20歳代	206	14.1	56.3	29.6	0.0	18.9	63.6	17.5	0.0
	30歳代	411	14.1	58.9	27.0	0.0	28.5	64.5	7.1	0.0
	40歳代	404	14.9	60.4	24.8	0.0	44.8	53.0	2.2	0.0
	50歳代	422	20.6	58.1	21.3	0.0	49.5	48.8	1.7	0.0
	60歳以上	177	18.6	62.1	19.2	0.0	37.3	60.5	2.3	0.0

(単位:%)

	n (人)	11 児童虐待の防止等に関する法律(2000年)				12 DV防止法(2001年)				
		知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	33.5	57.8	8.6	0.0	32.5	61.3	6.2	0.0	
性別	男性	530	26.2	64.0	9.8	0.0	27.9	64.5	7.5	0.0
	女性	974	36.8	55.4	7.8	0.0	34.6	59.9	5.5	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	66.7	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	回答しない	116	40.5	50.0	9.5	0.0	36.2	57.8	6.0	0.0
年齢別	20歳代	206	26.2	59.7	14.1	0.0	24.8	64.6	10.7	0.0
	30歳代	411	28.2	61.3	10.5	0.0	27.5	64.2	8.3	0.0
	40歳代	404	36.9	56.2	6.9	0.0	35.6	59.7	4.7	0.0
	50歳代	422	39.1	53.8	7.1	0.0	38.6	57.6	3.8	0.0
	60歳以上	177	33.9	61.0	5.1	0.0	31.6	62.7	5.6	0.0

図表 30-2-③ 人権に関する条約・法令等の認知度 性別・年齢別

(単位:%)

	n (人)	13 個人情報保護法(2003年)				14 性同一性障害者特例法(2004年)				
		知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	58.2	40.2	1.7	0.0	15.8	56.6	27.6	0.0	
性別	男性	530	53.6	43.8	2.6	0.0	10.8	57.0	32.3	0.0
	女性	974	60.9	38.2	0.9	0.0	18.3	57.1	24.6	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	回答しない	116	56.9	39.7	3.4	0.0	18.1	51.7	30.2	0.0
年齢別	20歳代	206	48.5	48.5	2.9	0.0	9.7	53.9	36.4	0.0
	30歳代	411	54.7	43.3	1.9	0.0	12.2	55.2	32.6	0.0
	40歳代	404	63.1	36.4	0.5	0.0	16.6	57.2	26.2	0.0
	50歳代	422	60.7	37.4	1.9	0.0	21.8	56.2	22.0	0.0
	60歳以上	177	60.5	37.9	1.7	0.0	14.7	63.8	21.5	0.0

(単位:%)

	n (人)	15 高齢者虐待防止法(2006年)				16 障害者虐待防止法(2011年)				
		知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	21.1	56.1	22.8	0.0	21.0	55.8	23.2	0.1	
性別	男性	530	17.0	55.3	27.7	0.0	16.4	55.1	28.5	0.0
	女性	974	22.6	58.0	19.4	0.0	22.9	57.3	19.7	0.1
	1・2に当てはまらない	3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
	回答しない	116	28.4	44.8	26.7	0.0	26.7	45.7	27.6	0.0
年齢別	20歳代	206	15.0	54.4	30.6	0.0	17.5	53.9	28.6	0.0
	30歳代	411	20.0	56.0	24.1	0.0	19.0	54.7	26.3	0.0
	40歳代	404	21.8	55.4	22.8	0.0	21.8	55.0	23.3	0.0
	50歳代	422	25.4	56.2	18.5	0.0	24.2	55.2	20.6	0.0
	60歳以上	177	19.2	60.5	20.3	0.0	20.3	63.8	15.3	0.6

(単位:%)

	n (人)	17 いじめ防止対策推進法(2013年)				18 リベンジポルノ防止法(2014年)				
		知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている おおよそ内容も含め	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	29.1	57.7	13.1	0.1	14.9	59.3	25.8	0.0	
性別	男性	530	28.7	55.7	15.7	0.0	15.5	60.6	24.0	0.0
	女性	974	29.3	59.4	11.2	0.1	14.4	59.0	26.6	0.0
	1・2に当てはまらない	3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	回答しない	116	31.0	51.7	17.2	0.0	17.2	56.0	26.7	0.0
年齢別	20歳代	206	25.7	58.3	16.0	0.0	10.7	58.3	31.1	0.0
	30歳代	411	23.6	61.3	15.1	0.0	12.9	63.0	24.1	0.0
	40歳代	404	29.2	57.9	12.9	0.0	17.1	57.9	25.0	0.0
	50歳代	422	33.6	55.5	10.9	0.0	17.1	59.7	23.2	0.0
	60歳以上	177	35.0	53.1	11.3	0.6	14.7	54.2	31.1	0.0

図表 30-2-④ 人権に関する条約・法令等の認知度 性別・年齢別

(単位:%)

	n (人)	19 障害者差別解消法(2016年)				20 ヘイトスピーチ解消法(2016年)				
		おおよそ内容も含め 知っている	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	おおよそ内容も含め 知っている	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	19.6	52.4	27.9	0.0	13.0	55.0	32.0	0.0	
性別	男性	530	20.2	54.7	25.1	0.0	14.3	56.8	28.9	0.0
	女性	974	18.5	52.5	29.1	0.0	12.2	54.2	33.6	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0
	回答しない	116	26.7	43.1	30.2	0.0	12.9	55.2	31.9	0.0
年齢別	20歳代	206	18.0	49.0	33.0	0.0	8.7	47.6	43.7	0.0
	30歳代	411	17.0	57.7	25.3	0.0	9.0	56.0	35.0	0.0
	40歳代	404	20.8	52.0	27.2	0.0	13.4	55.4	31.2	0.0
	50歳代	422	21.1	49.3	29.6	0.0	17.3	56.9	25.8	0.0
	60歳以上	177	21.5	53.1	25.4	0.0	16.4	55.9	27.7	0.0

(単位:%)

	n (人)	21 部落差別解消推進法(2016年)				22 こども基本法(2023年)				
		おおよそ内容も含め 知っている	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	おおよそ内容も含め 知っている	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	17.9	51.9	30.2	0.0	23.4	55.5	21.0	0.0	
性別	男性	530	18.1	55.5	26.4	0.0	19.8	59.6	20.6	0.0
	女性	974	17.1	50.5	32.3	0.0	25.1	54.2	20.7	0.0
	1・2に当てはまらない	3	33.3	33.3	33.3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
	回答しない	116	23.3	48.3	28.4	0.0	26.7	48.3	25.0	0.0
年齢別	20歳代	206	8.7	53.9	37.4	0.0	20.4	51.9	27.7	0.0
	30歳代	411	13.9	56.0	30.2	0.0	21.2	59.4	19.5	0.0
	40歳代	404	18.1	49.8	32.2	0.0	22.8	56.4	20.8	0.0
	50歳代	422	23.5	49.3	27.3	0.0	27.3	52.6	20.1	0.0
	60歳以上	177	24.9	50.8	24.3	0.0	25.4	55.4	19.2	0.0

(単位:%)

	n (人)	23 LGBT理解増進法(2023年)				24 芦屋市犯罪被害者等支援条例(2016年)				
		おおよそ内容も含め 知っている	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	おおよそ内容も含め 知っている	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	15.2	52.1	32.7	0.0	9.9	39.6	50.5	0.0	
性別	男性	530	14.0	54.7	31.3	0.0	12.5	42.5	45.1	0.0
	女性	974	15.4	51.5	33.1	0.0	7.7	38.5	53.8	0.0
	1・2に当てはまらない	3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	回答しない	116	19.8	44.8	35.3	0.0	17.2	35.3	47.4	0.0
年齢別	20歳代	206	11.7	51.5	36.9	0.0	4.4	37.9	57.8	0.0
	30歳代	411	11.9	54.7	33.3	0.0	10.7	42.3	47.0	0.0
	40歳代	404	16.1	53.0	30.9	0.0	10.1	40.6	49.3	0.0
	50歳代	422	19.2	50.2	30.6	0.0	13.3	37.0	49.8	0.0
	60歳以上	177	15.8	49.2	35.0	0.0	6.2	39.0	54.8	0.0

図表 30-2-⑤ 人権に関する条約・法令等の認知度 性別・年齢別

(単位:%)

	n (人)	25 芦屋市心がつながる手話 言語条例(2017年)				26 芦屋市共に暮らすまち条例 (2021年)				
		おおよそ内容も含め 知っている	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答	知っている	おおよそ内容も含め 知っている	ある 名前は聞いたことが	知らない	不明・無回答
全体	1,625	8.6	34.7	56.7	0.0	9.7	38.6	51.7	0.0	
性別	男性	530	8.9	41.5	49.6	0.0	10.4	43.4	46.2	0.0
	女性	974	7.8	31.5	60.7	0.0	8.6	36.4	54.9	0.0
	1・2に当てはまらない	3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0
	回答しない	116	13.8	30.2	56.0	0.0	15.5	35.3	49.1	0.0
年齢別	20歳代	206	5.8	29.1	65.0	0.0	7.3	36.9	55.8	0.0
	30歳代	411	6.6	43.8	49.6	0.0	7.5	44.3	48.2	0.0
	40歳代	404	10.1	32.9	56.9	0.0	10.4	37.6	52.0	0.0
	50歳代	422	10.2	32.5	57.3	0.0	12.1	37.0	50.9	0.0
	60歳以上	177	9.0	29.4	61.6	0.0	10.2	33.9	55.9	0.0

性別でみると、「おおよそ内容も含め知っている」では、「男女雇用機会均等法」は女性が62.9%で男性(49.8%)よりも13.1ポイント高く、差が最も大きい項目となっており、次いで差が大きい項目として、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」と「ストーカー規制法」は女性が男性よりともに11.2ポイント高くなっています。

年齢別でみると、「おおよそ内容も含め知っている」では、「ストーカー規制法」が、50歳代が49.5%で最も高く、20歳代が18.9%で最も低くなっており、差が30.6ポイントで、差が最も大きい項目となっており、次いで差が大きい項目として、「部落差別解消推進法」で、60歳以上が24.9%で最も高く、20歳代が8.7%で最も低く、差が16.2ポイントとなっています。

問 31	あなたは、本市には、次にあげるマニュアル等があることを知っていますか。
------	-------------------------------------

図表 31-1 人権に関する芦屋市のマニュアル等の認知度 所属別・性別・年齢別

(単位:%)

	n (人)	1 人権教育・人権啓発に関する 総合推進指針				2 差別事象対応マニュアル				3 職員ハンドブック 「多様な性を理解する」				
		含め 知っ てい る	おおよそ 内容も こと がある	名前は 聞いた こと がある	知らない	不明・ 無回 答	含め 知っ てい る	おおよそ 内容も こと がある	名前は 聞いた こと がある	知らない	不明・ 無回 答	含め 知っ てい る	おおよそ 内容も こと がある	名前は 聞いた こと がある
全体	1,625	15.2	44.6	40.2	0.0	12.5	37.8	49.7	0.0	18.7	40.0	41.3	0.0	
所属別	市長部局	533	20.6	50.5	28.9	0.0	20.6	46.5	32.8	0.0	28.5	45.2	26.3	0.0
	教育委員会	286	17.1	43.4	39.5	0.0	9.1	37.1	53.8	0.0	15.4	43.7	40.9	0.0
	その他	804	10.9	41.2	47.9	0.0	8.3	32.3	59.3	0.0	13.4	35.3	51.2	0.0
性別	男性	530	15.8	47.7	36.4	0.0	16.6	39.6	43.8	0.0	20.4	42.8	36.8	0.0
	女性	974	14.6	43.1	42.3	0.0	10.2	37.2	52.7	0.0	17.8	38.8	43.4	0.0
	1・2に当てはまらない	3	66.7	0.0	33.3	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0
	回答しない	116	16.4	44.0	39.7	0.0	12.1	36.2	51.7	0.0	18.1	37.9	44.0	0.0
年齢別	20歳代	206	11.2	50.0	38.8	0.0	7.3	42.2	50.5	0.0	13.1	42.7	44.2	0.0
	30歳代	411	14.8	46.5	38.7	0.0	13.4	41.6	45.0	0.0	19.0	40.9	40.1	0.0
	40歳代	404	13.9	44.3	41.8	0.0	13.4	36.1	50.5	0.0	19.8	38.1	42.1	0.0
	50歳代	422	19.2	40.5	40.3	0.0	14.5	34.8	50.7	0.0	20.6	39.3	40.0	0.0
	60歳以上	177	14.7	45.2	40.1	0.0	10.2	35.6	54.2	0.0	18.1	41.2	40.7	0.0

所属別で見ると、「おおよそ内容も含め知っている」では、「職員ハンドブック「多様な性を理解する」」は市長部局が28.5%で教育委員会(15.4%)より13.1ポイント高く、差が最も大きい項目となっており、次いで差が大きい項目として、「差別事象対応マニュアル」は市長部局が20.6%で教育委員会(9.1%)よりも11.5ポイント高くなっています。

性別で見ると、「おおよそ内容も含め知っている」では、「差別事象対応マニュアル」は男性が16.6%で女性(10.2%)よりも6.4ポイント高く、差が最も大きい項目となっています。

年齢別で見ると、「おおよそ内容も含め知っている」では、「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」が、50歳代が19.2%で最も高く、20歳代が11.2%で最も低くなっており、差が8.0ポイントで、差が最も大きい項目となっており、次いで差が大きい項目として、「職員ハンドブック「多様な性を理解する」」で、50歳代が20.6%で最も高く、20歳代が13.1%で最も低く、差が7.5ポイントとなっています。

問 32	あなたは、本市には、次にあげる市民向けの相談や制度があることを知っていますか。
------	-----------------------------------------

図表 32-1 人権に関する芦屋市の市民向け相談や制度の認知度 所属別・性別・年齢別

(単位:%)

	n (人)	1 特設人権相談所(人権擁護委員による人権相談)			2 LGBT(セクシュアルマイノリティ)電話相談			3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度			
		知っている	知らない	不明・無回答	知っている	知らない	不明・無回答	知っている	知らない	不明・無回答	
全体	1,625	45.5	54.5	0.0	48.8	51.2	0.0	47.2	52.8	0.0	
所属別	市長部局	533	70.0	30.0	0.0	70.0	30.0	0.0	73.9	26.1	0.0
	教育委員会	286	38.8	61.2	0.0	41.3	58.7	0.0	37.1	62.9	0.0
	その他	804	31.8	68.2	0.0	37.6	62.4	0.0	33.1	66.9	0.0
性別	男性	530	50.0	50.0	0.0	51.1	48.9	0.0	51.3	48.7	0.0
	女性	974	42.9	57.1	0.0	47.0	53.0	0.0	44.4	55.6	0.0
	1・2に当てはまらない	3	66.7	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0	66.7	33.3	0.0
	回答しない	116	47.4	52.6	0.0	53.4	46.6	0.0	51.7	48.3	0.0
年齢別	20歳代	206	34.5	65.5	0.0	43.2	56.8	0.0	39.3	60.7	0.0
	30歳代	411	51.6	48.4	0.0	52.1	47.9	0.0	54.7	45.3	0.0
	40歳代	404	47.0	53.0	0.0	50.5	49.5	0.0	47.5	52.5	0.0
	50歳代	422	43.6	56.4	0.0	49.5	50.5	0.0	49.1	50.9	0.0
	60歳以上	177	46.9	53.1	0.0	43.5	56.5	0.0	33.9	66.1	0.0

所属別でみると、「知っている」では、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は市長部局が73.9%で教育委員会(37.1%)より36.8ポイント高く、差が最も大きい項目となっており、次いで差が大きい項目として、「特設人権相談所(人権擁護委員による人権相談)」は市長部局が70.0%で教育委員会(38.8%)よりも31.2ポイント高くなっています。

性別でみると、「知っている」では、「特設人権相談所(人権擁護委員による人権相談)」は男性が50.0%で女性(42.9%)よりも7.1ポイント高く、差が最も大きい項目となっており、次いで差が大きい項目として、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は男性が51.3%で女性(44.4%)よりも6.9ポイント高くなっています。

年齢別でみると、「知っている」では、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」が、30歳代が54.7%で最も高く、60歳以上が33.9%で最も低くなっており、差が20.8ポイントで、差が最も大きい項目となっており、次いで差が大きい項目として、「特設人権相談所(人権擁護委員による人権相談)」で、30歳代が51.6%で最も高く、20歳代が34.5%で最も低く、差が17.1ポイントとなっています。

14. 人権問題についての自由意見

	最後に、人権問題についてご意見がありましたら、自由にご記入ください。
--	------------------------------------

人権問題について、83人から自由記述による回答があり、下表のとおり分類・集計しました。
 なお、1人の回答が複数の内容にわたる場合は、複数回答として、それぞれの内容に分類していません。

人権問題についての自由意見

具体的内容	件数 (件)
人権教育について	11
人権問題に関する啓発活動について	3
人権擁護・差別解消への積極的意見	9
人権協調への反発・人権啓発過剰論	2
女性に関する問題	2
子どもに関する問題	5
高齢者に関する問題	4
障がいのある人に関する問題	3
同和問題(部落差別)	4
日本で暮らす外国人に関する問題	4
ハンセン病患者・回復者及び家族に関する問題	1
LGBTQなどの性的少数者に関する問題	3
マスコミによる過剰報道の問題	2
働く人の権利に関する問題	5
ハラスメントによる人権侵害の問題	8
人権に関するその他の意見	17
本アンケートに関する意見	12
行政への要望	6
その他	6
合計	107

第3章 調査結果のまとめ

1. 人権全般に関することごとらについて

- (問1)人権を身近に感じる程度については、『身近に感じる』(「ひじょうに身近に感じる」と「ある程度身近に感じる」の合計)の割合は69.0%で、令和元年度調査及び市民調査より高くなっています(図表1-1、図表1-2)。

- (問2)①日本の社会は人権が尊重されているかについては、『そう思う』(「そう思う」と「どちらかといえば思う」の合計)の割合は51.3%となっており、令和元年度調査及び市民調査との大きな差はみられません(図表2①-1、図表2①-2)。
 - ②芦屋市では人権が尊重されているかについては、『そう思う』の割合は59.9%で、市民調査より高くなっています(図表2②-1、図表2②-2)。
 - ③芦屋市民の人権意識は高くなっているかについては、『そう思う』の割合は48.8%で、令和元年度調査及び市民調査より高くなっています(図表2③-1、図表2③-2)。

- (問3)人権を侵害された経験については、「ない」の割合が67.8%、「ある」が32.2%となっています。令和元年度調査及び市民調査との大きな差はみられません(図表3-1、図表3-2)。
 - (問3-1)受けた人権侵害の内容については、「パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)」が令和元年度調査及び市民調査同様、割合が最も高い項目であり、最も増加した項目となっています(図表3-1-1)。
 - (問3-2)人権が侵害されたときの対処については、「友達、同僚、上司、教師に相談した」が、令和元年度調査及び市民調査同様、割合が最も高い項目となっています。また、「何もしなかった」の割合が令和元年度調査より、大きく減少しています(図表3-2-1)。
 - さらに、相談先別にみる問題解決の有無については、「弁護士に相談した」以外で「解決しなかった」の割合が高くなっています(図表3-2-4)。

- (問4)今後人権が侵害された場合の対処については、「家族、親類に相談する」が、令和元年度調査及び市民調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表4-1)。

- (問5)関心のある人権問題については、令和元年度調査と比較すると、特に「障がいのある人に関する問題」、「高齢者に関する問題」の割合が大きく減少しています(図表5-1)。

2. 女性の人権について

○(問6)女性の人権に関する問題点については、「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえること」の割合が37.0%で最も高く、次いで「女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること」が35.0%、「女性の社会参画のための環境や支援制度の不備」が27.3%の順で高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています(図表6-1)。

○(問7)女性の人権を守るために特に必要なことについては、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が70.6%で最も高く、次いで「男女平等に関する教育を充実する」が33.8%、「ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する」が28.6%となっています。

また、「女性が働きやすい社会の仕組みを作る」が令和元年度調査及び市民調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表7-1)。

3. こどもの人権について

○(問8)こどもの人権に関する問題点については、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が56.4%で最も高く、次いで「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」が39.3%、「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする」が38.0%となっています。

また、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」が令和元年度調査及び市民調査同様、割合が最も高い項目となっています。

さらに、令和元年度調査と比較すると、「保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする」、「保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする」の割合が大きく減少し、「教師や保育者(保育施設において、こどもにかかわることを仕事としている人の総称)などによる言葉の暴力や体罰」、「インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている」の割合が大きく増加しています(図表8-1)。

○(問9)こどもの人権を守るために特に必要なことについては、「いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える」が45.6%で最も高く、次いで「インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる」が39.3%、「保護者や教師の人権意識を高める」が31.4%の順で割合が高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「こどもも独立した権利を持っており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する」、「保護者や教師の人権意識を高める」の割合が大きく増加しています(図表9-1)。

4. 高齢者の人権について

○(問10)高齢者の人権に関する問題点については、「家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない」が37.8%で最も高く、次いで「働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない」が37.5%、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多い」が30.2%の順で割合が高くなっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「高齢者だけでは住宅への入居が難しい」が大きく増加しています(図表10-1)。

○(問11)高齢者の人権を守るために特に必要なことについては、「高齢者が自立して生活しやすい環境にする」が50.2%で最も高く、次いで「高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする」が35.3%、「病院での看護や、福祉施設での介護等の対応を改善する」が26.8%の順で割合が高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています(図表11-1)。

5. 障がいのある人の人権について

○(問12)障がいのある人の人権に関する問題点については、「働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」が48.2%で最も高く、次いで「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかったりする」が34.9%、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」が34.5%の順で割合が高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない」の割合が大きく減少し、「障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかったりする」、「障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない」の割合が大きく増加しています(図表12-1)。

○(問13)障がいのある人の人権を守るために特に必要なことについては、「障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする」が50.5%で最も高く、次いで「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」が32.2%、「医療や福祉のサービスを充実させる」が22.1%の順で割合が高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発広報活動等を充実させる」、「障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する」の割合が大きく減少しています(図表13-1)。

6. 同和問題(部落差別)について

○(問14)同和問題(部落差別)に関して起きている人権問題については、「インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害」が39.0%で最も高く、次いで「差別的な言動」が28.6%、「結婚問題での周囲からの反対」が24.7%の順で割合が高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています(図表14-1)。

○(問15)こどもの結婚相手が同和地区の人の場合の対応については、「こどもの意志を尊重する」が46.2%で最も高く、次いで「わからない」が24.2%、「反対する理由にはならないので、当然結婚を認める」が17.4%の順で割合が高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています(図表15-1、図表15-2)。

○(問16)同和地区の人と結婚しようとした際に家族から反対を受けたときの対応については、「説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する」が37.8%で最も高く、次いで「わからない」が32.0%、「家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する」が21.2%の順で割合が高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています(図表16-1、図表16-2)。

○(問17)同和問題(部落差別)が生じる原因や背景については、「社会全体に残る差別意識」が32.1%で最も高く、次いで「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」が18.8%、「わからない」が12.9%の順で割合が高くなっています。

また、「社会全体に残る差別意識」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっています。

さらに、令和元年度調査と比較すると、「家族や親せきから教えられる偏見・差別意識」の割合が大きく減少しています(図表17-1)。

7. 外国人の人権について

○(問18)在住外国人の人権に関する問題点については、「言葉の違いで情報が伝わりにくい」が42.6%で最も高く、次いで「文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい」が33.8%、「就職・職場で不利な扱いを受ける」、「働く場所や能力を発揮する機会が少ない」がともに21.4%の順で割合が高くなっています。

また、令和元年度調査と比較すると、「ヘイトスピーチ(特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること)によるいやがらせなどがある」の割合が大きく増加しています(図表18-1)。

○(問19)在住外国人の人権を守るために特に必要なことについては、「日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる」が39.4%で最も高く、次いで「外国人の労働環境を見直す」が31.7%、「外国人が日本語を学べる機会をつくる」が29.5%の順で割合が高くなっており、上位3位は令和元年度調査と同順となっています(図表19-1)。

8. 情報化などに伴う人権侵害について

○(問20)インターネットを悪用した人権侵害に関する問題点については、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」が76.9%で最も高く、次いで「事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること」が39.4%、「いったん流れた情報の修正や回収の困難さ」が36.8%の順で割合が高くなっています。

また、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっています。

さらに、令和元年度調査と比較すると、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載」の割合が大きく増加し、「犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなど」、「プライバシーに関する情報の第三者による無断掲載」が大きく減少しています(図表20-1)。

○(問21)インターネット上で人権侵害を見たときの対応については、「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」が46.4%で最も高く、次いで「自分とかかわりがないので、特に何もしない」が18.9%、「わからない」が12.2%の順で割合が高くなっています。

また、「そのような投稿やWEBページは、見ずに無視する」が市民調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表21-1)。

○(問22)インターネットによる人権問題を解決するために特に必要なことについては、「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が52.0%で最も高く、次いで「プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する」が50.8%、「発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める」が44.4%の順で割合が高くなっています。

また、「不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する」が市民調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表22-1)。

9. LGBTQなどの性的少数者の人権について

○(問23)LGBTQなどの性的少数者の人権に関する問題点については、「差別的な言動をされる」が46.4%で最も高く、次いで「職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける」が36.7%、「LGBTQなどの性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者に伝える(アウティングという)」が27.8%の順で割合が高くなっています。

また、「差別的な言動をされる」が令和元年度調査及び市民調査同様、割合が最も高い項目となっています。

さらに、令和元年度調査と比較すると、「じろじろ見られたり、避けられたりする」、「LGBTQなどの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない」の割合が大きく減少しています(図表23-1)。

○(問24)LGBTQなどの性的少数者だと打ち明けられた場合の反応については、「抵抗を感じない」が28.4%で最も高く、次いで「どちらともいえない」が25.6%、「どちらかといえば抵抗を感じない」が19.1%の順で割合が高くなっています。

また、「抵抗を感じない」が市民調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表24-1)。

○(問25)LGBTQなどの性的少数者の人権問題を解決するために特に必要なことについては、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が52.9%で最も高く、次いで「公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること」が34.4%、「LGBTQなどの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める」が33.0%の順で割合が高くなっています。

また、「正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる」が市民調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表25-1)。

10. ハンセン病患者・回復者及び家族の人権について

○(問26)ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する問題点については、「偏見による差別的な言動」が48.2%で最も高く、次いで「怖い病気であるという誤解」が39.3%、「じろじろ見たり、避けたりすること」が29.4%の順で割合が高くなっています。

また、「偏見による差別的な言動」が市民調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表26-1)。

○(問27)ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために特に必要なことについては、「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が67.9%で最も高く、次いで「ハンセン病療養所退所者への生活支援」が29.7%、「ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実」が28.1%の順で割合が高くなっています。

また、「ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発」が市民調査同様、割合が最も高い項目となっています(図表27-1)。

11. 働く人の人権について

○(問28)働く人の人権に関する問題点については、「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」が37.4%で最も高く、次いで「非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている」が19.4%、「休暇制度があっても取れないような実態がある」が18.6%の順で割合が高くなっています。

また、「長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっています。

令和元年度調査と比較すると、「休暇制度があっても取れないような実態がある」の割合が大きく減少しています(図表28-1)。

12. 人権問題に関する啓発活動について

○(問29)効果的と思われる人権啓発活動については、「講演会、講義形式の研修会・学習会」が39.0%で最も高く、次いで「インターネット(SNS・ホームページなど)」が37.5%、「ワークショップ形式(専門家をまじえた少人数の討議・活動)の研修会・学習会」が26.7%の順で割合が高くなっています。

また、「講演会、講義形式の研修会・学習会」が令和元年度調査同様、割合が最も高い項目となっています。

令和元年度調査と比較すると、「ワークショップ形式(専門家をまじえた少人数の討議・活動)の研修会・学習会」の割合が大きく減少し、「インターネット(SNS・ホームページなど)」、「相互の理解を深めるための交流会」が大きく増加しています(図表29-1)。

○(問30)人権に関する条約・法令等の認知度については、市民調査と比較できる項目でみると、「おおよそ内容も含め知っている」では、すべての項目で職員調査の割合が高くなっています。

また、「男女雇用機会均等法」、「個人情報保護法」は「おおよそ内容も含め知っている」、「芦屋市犯罪被害者等支援条例」、「芦屋市心がつながる手話言語条例」、「芦屋市共に暮らすまち条例」は「知らない」、その他の条約・法令等では「名前は聞いたことがある」が最も高くなっています(図表30-1)。

○(問31)人権に関する芦屋市のマニュアルの認知度については、『知っている』(「おおよそ内容も含め知っている」と「名前は聞いたことがある」の合計)は、「人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の割合が59.8%で最も高く、「差別事象対応マニュアル」が50.3%で最も低くなっています(図表31-1)。

○(問32)人権に関する芦屋市の市民向け相談や制度の認知度については、「知っている」は、「LGBT(セクシュアルマイノリティ)電話相談」の割合が48.8%で最も高く、「特設人権相談所(人権擁護委員による人権相談)」が45.5%で最も低くなっています(図表32-1)。

1.調査票

芦屋市人権に関する職員意識調査

本市では、令和2年度に改定した「第4 芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」に基づき、市民一人ひとりの個性や人権が尊重されるまちづくりを推進しています。

今回の調査は、令和7年度に総合推進指針を見直すにあたり、人権に関する職員（特別職を除く）の意識を把握することを目的としています。

調査は無記名でご回答いただき、すべて統計的に数値として集計しますので、個人は特定されません。

調査結果は、同時に実施します、人権に関する市民意識調査と共に令和7年3月頃にホームページなどで公表いたします。

アンケートの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

ご回答にあたってのお願い

1. 回答は、必ずあなた自身のお考えでお答えください。
2. 原則、「インターネット」で回答をお願いします。
下記の2次元コードまたはURLから、ご回答いただけます。



<https://logoform.jp/form/pfd9/709372>

3. インターネットでの回答が難しい場合は「この調査票」で回答してください。
(1) あてはまる選択肢の番号に○をつけてください（この冊子に直接記入）。
(2) 提出は、人権・男女共生課へお願いします。
4. 回答は、**9月27日（金）**までをお願いいたします。

この調査に関する問い合わせ先 芦屋市 市民生活部 市民室 人権・男女共生課
TEL:0797-38-2055 FAX:0797-38-2175 e-mail:jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp

人権全般に関することからについておたずねします。

問1 あなたは、「人権」ということを、どの程度身近に感じていますか。

(○は1つだけ)

- 1 ひじょうに身近に感じる 2 ある程度身近に感じる 3 どちらとも言えない
4 あまり身近に感じない 5 まったく身近に感じない 6 わからない

問2 次の①～③のそれぞれについて、あなたはどのように思いますか。

① 今の日本の社会は、人権が尊重されていると思いますか。(○は1つだけ)

- 1 そう思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらとも言えない
4 どちらかといえばそう思わない 5 そうは思わない

② 芦屋市では、人権が尊重されていると思いますか。(○は1つだけ)

- 1 そう思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらとも言えない
4 どちらかといえばそう思わない 5 そうは思わない

③ 芦屋市民の人権意識(お互いの人権を尊重する意識)は5～6年前に比べて高くなっていると思いますか。(○は1つだけ)

- 1 そう思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらとも言えない
4 どちらかといえばそう思わない 5 そうは思わない

問3 あなたは、今までに、自分の人権が侵害されたと思ったことがありますか。

- 1 ある 2 ない → 問4へお進みください。

→ 問3-1 どのような人権侵害でしたか。(○はいくつでも)

- 1 うわさや陰口、悪口により名誉や信用を傷つけられた
2 市役所や学校園を含む公的機関、企業、団体などによる不当な取扱い(学校園でのいじめや体罰は除く)
3 地域での暴力・脅迫・無理強い・仲間はずれ
4 パワー・ハラスメント(パワハラ:職場で地位や人間関係などの優位性を用いて行ういやがらせやいじめ)
5 家庭での暴力や虐待
6 学校園でのいじめや体罰
7 差別待遇(信条・性別・社会的身分・心身の障がいなどによる不利な扱い)
8 プライバシーの侵害
9 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ:性的いやがらせ)
10 ストーカー行為
11 ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者や恋人・パートナーからの暴力・暴言など)
12 インターネット(SNSなど)を悪用した人権侵害
13 その他(具体的に: _____)

問3-2 人権が侵害されたとき、どうしましたか。(○はいくつでも)

また、1～8を選んだ方は相談することによって、その問題は解決しましたか。
9を選んだ方は、その後どうなりましたか。

- | | | | | | | |
|----|------------------------------------------------------|---|---|------------|---|--------------|
| 1 | 友達、同僚、上司、教師に相談した | → | 1 | 解決した | 2 | 解決しなかった |
| 2 | 家族、親類に相談した | → | 1 | 解決した | 2 | 解決しなかった |
| 3 | 警察に相談した | → | 1 | 解決した | 2 | 解決しなかった |
| 4 | 弁護士に相談した | → | 1 | 解決した | 2 | 解決しなかった |
| 5 | 公的機関（法務局・県庁・市役所、
市民相談窓口や人権擁護委員による
人権相談窓口）に相談した | → | 1 | 解決した | 2 | 解決しなかった |
| 6 | NPO 法人など民間団体に相談した | → | 1 | 解決した | 2 | 解決しなかった |
| 7 | 職場の相談窓口に相談した | → | 1 | 解決した | 2 | 解決しなかった |
| 8 | 相手に抗議した | → | 1 | 解決した | 2 | 解決しなかった |
| 9 | 何もなかった | → | 1 | 人権侵害はなくなった | 2 | その後も人権侵害は続いた |
| 10 | 何もできなかった | | | | | |
| 11 | その他（具体的に：_____） | | | | | |

全員の方におたずねします。

問4 今後もし、あなたが、自分の人権を侵害された場合、まずどのような対応をしますか。(○は1つだけ)

- 1 友達、同僚、上司、教師に相談する
- 2 家族、親類に相談する
- 3 警察に相談する
- 4 弁護士に相談する
- 5 公的機関（法務局・県庁・市役所、市民相談窓口や人権擁護委員による人権相談窓口）に相談する
- 6 NPO 法人など民間団体に相談する
- 7 職場の相談窓口に相談する
- 8 相手に抗議するなど自分で解決する
- 9 何もしない（理由：_____）
- 10 その他（具体的に：_____）
- 11 わからない

問5 日本の社会には、人権に関するいろいろな問題がありますが、あなたが特に興味を持っているのはどのようなことですか。(〇はいくつでも)

1 女性に関する問題	2 こどもに関する問題
3 高齢者に関する問題	4 障がいのある人に関する問題
5 同和問題(部落差別)	6 日本で暮らす外国人に関する問題
7 エイズ患者・HIV(エイズ・ウイルス)感染者に関する問題	8 新型コロナウイルス感染症の感染者・医療従事者やその家族に関する問題
9 ハンセン病患者・回復者及び家族に関する問題	10 犯罪被害者に関する問題
11 LGBTQ(※)などの性的少数者に関する問題	12 インターネット(SNSなど)による人権侵害の問題
13 ホームレスの人に関する問題	14 北朝鮮拉致被害者に関する問題
15 刑を終えて出所した人に対する差別の問題	16 アイヌの人々に関する問題
17 人身取引(性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引)に関する問題	18 ひとり親家庭に関する問題
19 マスコミによる過剰報道の問題	20 風評にもとづく偏見や差別など災害に伴う人権侵害の問題
21 働く人の権利に関する問題	22 ハラスメントによる人権侵害の問題

※LGBTQとは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クイアやクエスチョニングの頭文字をとったもので、一般的には性的少数者(セクシュアルマイノリティ)の総称として使われます。

女性の人権についておたずねします。

問6 女性に関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 「男は仕事、女は家庭」など性別による役割を固定的にとらえる考え方
- 2 昇給・昇進の格差など、職場における男女の待遇の違い
- 3 女性の社会参画のための環境や支援制度の不備
- 4 女性が政策や方針の決定に参画する機会が少ない(女性の政治家や管理職が少ない)
- 5 ドメスティック・バイオレンス(DV:配偶者やパートナーからの暴力・暴言など)
- 6 セクシュアル・ハラスメント(セクハラ:性的いやがらせ)
- 7 マタニティ・ハラスメント(マタハラ:職場での妊娠・出産を理由とする不利益な取扱いなど)
- 8 ストーカー行為、痴漢、わいせつ行為などの性犯罪
- 9 売春買春(いわゆる「援助交際」を含む)
- 10 アダルトビデオ、ポルノ雑誌における女性のヌード写真や映像の商品化等
- 11 女性の活躍を妨げる古い考え方や社会通念、慣習、しきたりが残っていること
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 わからない

問7 あなたは、女性の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 女性のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 女性の人権を守るための啓発広報活動等を充実させる
- 3 女性が働きやすい社会の仕組みを作る
- 4 公的機関や企業が一定の割合で女性を登用する
- 5 ストーカー行為や性犯罪の取締りを強化する
- 6 男女平等に関する教育を充実する
- 7 マスコミ等が紙面・番組・広告等の内容に配慮する
- 8 その他(具体的に: _____)
- 9 わからない

こどもの人権についておたずねします。

問8 こどもに関することから、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 保護者がこどもに教育や指導のつもりで体罰をする
- 2 保護者がこどもに身体的・心理的・性的虐待を加えたり、子育てを放棄したりする
- 3 保護者が勝手にこどもの机の引出しをあけたり、日記を見たりなどプライバシーを侵害する
- 4 教師や保育者(保育施設において、こどもにかかわることを仕事としている人の総称)などによる言葉の暴力や体罰
- 5 こども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをする
- 6 いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする
- 7 学校や地域の状況、社会の変化に合わない、不合理な校則が残っている
- 8 インターネット(SNSなど)を使ったいじめが起きている
- 9 学校や就職先の選択などについて、大人がこどもの意見を無視する
- 10 テレビ・ビデオ・インターネット(SNSなど)・ゲーム・雑誌などで性情報や暴力的描写が氾濫している
- 11 親の事情などによって、こどもが無国籍や無戸籍になる
- 12 児童買春やこどものヌード写真・映像を商品化する
- 13 貧困のために進学や就職が困難になったり、健康な生活ができなかったりする
- 14 日常的に家事や家族の世話を余儀なくされているこども(ヤングケアラー)が、学校生活や進学・就職などに支障をきたしている
- 15 その他(具体的に: _____)
- 16 わからない

問9 あなたは、こどもの人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 こどものための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 こどもの人権を守るための啓発広報活動等を充実させる
- 3 いじめや虐待の防止や早期発見ができる体制を整える
- 4 インターネット(SNSなど)の正しい活用など情報モラル教育を充実させる
- 5 保護者や教師の人権意識を高める
- 6 学校で、こどもに自分を大切にすることや他人に対する思いやりなどについて教える
- 7 家庭内の人間関係において、お互いの人権を大切にすること
- 8 家庭で保護者がこどもに教育や指導をする(特に善悪や道徳等)
- 9 こどもも独立した権利を持っており、意見を聞くなど尊重する必要があることを大人が認識する
- 10 マスコミ等が紙面・番組等の内容に配慮し、企業等がゲームソフトなど内容・販売に配慮する
- 11 こどもやその家庭が孤立しないよう地域で支援をする
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 わからない

高齢者の人権についておたずねします。

問 10 高齢者に関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 働く意欲や能力があるのに雇用と待遇が十分保障されていない
- 2 病院や福祉施設において虐待や不適切な対応を受けたりする
- 3 高齢者を邪魔者扱いし、高齢者の意見や行動を尊重しない
- 4 家族が世話をすることを避けたり、家族から虐待を受けたりする
- 5 情報を高齢者にわかりやすい形にして伝える配慮が足りない
- 6 道路の段差解消、エレベーターの設置など、高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
- 7 高齢者だけでは住宅への入居が難しい
- 8 悪徳商法や詐欺などによる被害が多い
- 9 家庭や施設での介護を支援する制度が十分でない
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 わからない

問 11 あなたは、高齢者の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 高齢者のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 高齢者の人権を守るための啓発広報活動を充実させる
- 3 高齢者が自立して生活しやすい環境にする
- 4 病院での看護や、福祉施設での介護等の対応を改善する
- 5 高齢者の就職機会を増やしたり、労働環境を改善したりする
- 6 高齢者に関する情報は、わかりやすくきちんと伝わるよう配慮する
- 7 高齢者和其他の世代との交流を進める
- 8 高齢者の財産保全、管理のための公的サービスを実施する
- 9 高齢者やその家族が孤立しないよう地域で支援をする
- 10 高齢者のための交流の場をつくる
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 わからない

障がいのある人の人権についておたずねします。

問 12 障がいのある人に関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 働く場所や能力を発揮する機会が少なく、仕事上の待遇が十分でない
- 2 医療や福祉のサービスが十分でない
- 3 学校や職場などで不利な扱いを受ける
- 4 障がいのある人が虐待や不当な扱いを受けたり、意見や行動が尊重されなかったりする
- 5 情報を分かりやすい形にして伝える配慮が足りない
- 6 道路の段差解消、エレベーターの設置など、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいない
- 7 スポーツ活動や文化活動に参加できる機会が少ない
- 8 障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあい理解を深めるような機会が少ない
- 9 障害者差別解消法の内容や目的が十分に理解されていない
- 10 その他(具体的に: _____)
- 11 わからない

問 13 あなたは、障がいのある人の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 障がいのある人のための人権相談や電話相談などの相談機能を充実させる
- 2 障がいのある人に対する正しい理解を深めるための啓発広報活動等を充実させる
- 3 医療や福祉のサービスを充実させる
- 4 障がいのある人が自立して生活しやすい環境にする
- 5 障がいのある人の就職機会を増やし、労働環境を改善する
- 6 障がいのある人へ情報を提供する機会を増やす
- 7 障がいのあるなしにかかわらず、交流を進める
- 8 障がいの特性に応じた教育を充実させる
- 9 障がいのあるなしにかかわらず、みんなが同じ場で共に学ぶことができる教育(インクルーシブ教育)を充実させる
- 10 一人ひとりが「社会的障壁」(バリア)を取り除くために必要となる配慮(合理的配慮)を提供する
- 11 障がいのある人の財産^{ほぜん}保全、管理のための公的サービスを実施する
- 12 その他(具体的に: _____)
- 13 わからない

同和問題（部落差別）についておたずねします。

問 14 同和問題（部落差別）に関して、あなたは、今どのような人権問題が起きていると思いますか。（○は3つまで）

- 1 差別的な言動
- 2 差別的な落書き
- 3 インターネット（SNS など）を悪用した人権侵害
- 4 就職・職場での差別・不利な扱い
- 5 結婚問題での周囲からの反対
- 6 身元調査を実施すること
- 7 地域の活動や付き合いでの差別・不利な扱い
- 8 いわゆる同和地区への居住の敬遠
- 9 特に起きているとは思わない
- 10 同和問題（部落差別）を知らない
- 11 その他（具体的に： _____）
- 12 わからない

問 15 あなたのお子さんが結婚しようとする相手が、同和地区の人であるとわかった場合、あなたはどうしますか。（○は1つだけ）

- 1 反対する理由にはならないので、当然結婚を認める
- 2 こどもの意志を尊重する
- 3 周囲の反対があってもこどもを応援する
- 4 親としては反対するが、こどもの意志が強ければしかたがない
- 5 家族や親せきの反対があれば、結婚を認めない
- 6 絶対に結婚を認めない
- 7 その他（具体的に： _____）
- 8 わからない

問 16 あなたが同和地区の人と、結婚しようとしたとき、家族や親せきから強い反対を受けたら、あなたはどうしますか。（○は1つだけ）

- 1 家族や親せきの反対に関係なく、自分の意志を貫いて結婚する
- 2 説得に全力を傾け、できるだけ理解を得て、自分の意志を貫いて結婚する
- 3 家族や親せきの反対があれば結婚しない
- 4 その他（具体的に： _____）
- 5 わからない

問 17 同和問題（部落差別）が生じる原因や背景として、あなたが一番思い当たるのは次のどれですか。（○は1つだけ）

- 1 家族や親せきから教えられる偏見・差別意識
- 2 地域の人から伝えられる偏見・差別意識
- 3 職場などで伝えられる偏見・差別意識
- 4 社会全体に残る差別意識
- 5 学習する機会の不十分さ
- 6 学校での人権教育の不十分さ
- 7 行政の人権問題の啓発の不十分さ
- 8 インターネット（SNS など）による差別の助長につながる情報の書込み
- 9 同和問題（部落差別）を知らない
- 10 その他（具体的に： _____）
- 11 わからない

外国人の人権についておたずねします。

問 18 日本に居住している外国人に関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 入学・学校で不利な扱いを受ける
- 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 働く場所や能力を発揮する機会が少ない
- 4 住宅の申込みや入居で不利な扱いを受ける
- 5 文化などの違いにより地域社会で受け入れられにくい
- 6 施設などに外国語表記が少ない
- 7 言葉の違いで情報が伝わりにくい
- 8 外国人と日本人が、お互いにふれあい理解を深めるような機会が少ない
- 9 外国人の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない
- 10 ヘイトスピーチ（特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること）によるいやがらせなどがある
- 11 その他（具体的に：_____）
- 12 わからない

問 19 あなたは、日本に居住している外国人の人権を守るのに、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 外国人のための相談所や電話相談を充実させる（いくつかの言語で対応できる等）
- 2 違いを認めあう意識を高めるための啓発広報活動等を充実させる
- 3 外国人の労働環境を見直す
- 4 日本人と外国人の交流等を進め、お互いの文化や社会事情を理解する機会をつくる
- 5 施設などに外国語表記を増やしていく
- 6 外国人を支援する民間ボランティア団体を支援する
- 7 外国人が日本語を学べる機会をつくる
- 8 その他（具体的に：_____）
- 9 わからない

情報化などに伴う人権侵害についておたずねします。

問 20 インターネットを悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などの掲載
- 2 事件や事故の被害者や加害者の実名、顔写真などの情報を無断で掲載すること
- 3 不正アクセスのような行為による個人情報の流出
- 4 犯罪を誘発する場となっている出会い系サイトなど
- 5 ポルノ画像など有害なホームページ
- 6 悪徳商法によるインターネット取引での被害
- 7 いったん流れた情報の修正や回収の困難さ
- 8 ヘイトスピーチ(特定の人種や民族、宗教などに属する集団や個人を指して、攻撃的・差別的表現をすること)など差別を助長するような情報の掲載
- 9 プライバシーに関する情報の第三者による無断掲載
- 10 リベンジポルノ(元交際相手の性的な画像などを、相手の同意を得ることなく、仕返しのためにインターネットの掲示板や SNS などに公表する行為)が行われていること
- 11 その他(具体的に: _____)
- 12 わからない

問 21 インターネット上で他人を誹謗中傷するなど、人権侵害と思われるような投稿や WEB ページを見たとき、あなたはどうしますか。(〇は1つだけ)

- 1 自分とかかわりがないので、特に何もしない
- 2 そのような投稿や WEB ページは、見ずに無視する
- 3 自分にかかわりがあれば、反対意見を書き込む
- 4 自分にかかわりがなくても、反対意見を書き込む
- 5 自分にかかわりがあれば、プロバイダまたは関係機関に知らせる
- 6 自分にかかわりがなくても、プロバイダまたは関係機関に知らせる
- 7 誹謗中傷する投稿や WEB ページは見たことがない
- 8 その他(具体的に: _____)
- 9 わからない

問 22 あなたは、インターネットによる人権問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 インターネットによる人権侵害を受けた人のための相談や支援体制を充実させる
- 2 インターネット利用者に対する個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を行う
- 3 プロバイダによる情報の削除や、自主規制を推進する
- 4 不当・違法な情報発信者に対する監視、取締りを強化する
- 5 発信者情報の開示や、裁判の簡素化のための法整備を進める
- 6 表現の自由に関する問題であり、対策は慎重に行う
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 わからない

LGBTQ などの性的少数者の人権についておたずねします。

問 23 LGBTQ などの性的少数者に関することがらで、人権の尊重という点からみて、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(〇は3つまで)

- 1 職場・学校・福祉施設などでいやがらせやいじめを受ける
- 2 就職・職場で不利な扱いを受ける
- 3 差別的な言動をされる
- 4 賃貸住宅などへの入居を拒否される
- 5 宿泊施設、店舗等への入店や施設利用を拒否される
- 6 じろじろ見られたり、避けられたりする
- 7 LGBTQ などの性的少数者であることを本人の承諾なしに第三者に伝える（アウトティングという）
- 8 LGBTQ などの性的少数者の人権を守るための法律や制度の整備が十分でない
- 9 その他（具体的に：_____）
- 10 わからない

問 24 家族や親しい人から LGBTQ などの性的少数者だと打ち明けられた場合、あなたはどうか感じますか。(〇は1つだけ)

- 1 抵抗を感じる
- 2 どちらかといえば抵抗を感じる
- 3 どちらともいえない
- 4 どちらかといえば抵抗を感じない
- 5 抵抗を感じない
- 6 わからない

問 25 あなたは、LGBTQ などの性的少数者の人権問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(〇は3つまで)

- 1 正しい理解を深めるための教育・啓発活動を充実させる
- 2 相談や支援体制を充実させる
- 3 LGBTQ などの性的少数者の人権を擁護する法律や条例の整備を進める
- 4 パートナーシップ宣誓制度（※）等をより多くの自治体で設ける
- 5 公共施設や学校などのトイレや更衣室について利用しやすい環境を整備すること
- 6 公共機関の申請書やアンケートの性別記載欄について配慮を行う
- 7 その他（具体的に：_____）
- 8 わからない

※パートナーシップ宣誓制度…LGBTQ などの性的少数者を含め、カップルがお互いを人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓するもの。

ハンセン病患者・回復者及び家族の人権についておたずねします。

問 26 ハンセン病患者・回復者及び家族に関することから、人権の尊重という点からみてあなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は3つまで)

- 1 じろじろ見たり、避けたりすること
- 2 ハンセン病療養所の外で、自立した生活を営むのが困難なこと
- 3 偏見による差別的な言動
- 4 賃貸住宅などへの入居が困難になること
- 5 旅館、ホテル等における不当な扱い
- 6 怖い病気であるという誤解
- 7 その他(具体的に: _____)
- 8 わからない

問 27 あなたは、ハンセン病患者・回復者及び家族の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。(○は3つまで)

- 1 ハンセン病についての正しい情報の提供や、理解を深める教育・啓発
- 2 ハンセン病患者・回復者及び家族の人権に関する相談体制の充実
- 3 医療関係者や福祉関係者の理解を促進する取組
- 4 ハンセン病療養所退所者への生活支援
- 5 ハンセン病患者・回復者及び家族に対する補償金等の支給
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 わからない

働く人の人権についておたずねします。

問 28 働く人の人権について、あなたが特に問題があると思うのはどのようなことですか。(○は1つだけ)

- 1 長時間労働が常態化して、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が保てない
- 2 休暇制度があっても取れないような実態がある
- 3 非正規雇用の割合が高くなり、待遇の差が大きくなっている
- 4 賃金不払い残業(サービス残業)がある
- 5 職場内でパワハラ、セクハラなどのハラスメントがある
- 6 その他(具体的に: _____)
- 7 わからない

人権問題に関する啓発活動についておたずねします。

問 29 あなたは、人権啓発を進めるためには、どのような啓発活動が効果的だと思いますか。(〇はいくつでも)

- 1 講演会、講義形式の研修会・学習会
- 2 ワークショップ形式（専門家をまじえた少人数の討議・活動）の研修会・学習会
- 3 映画、ビデオ
- 4 展示会
- 5 広報紙、パンフレット、ポスター
- 6 インターネット（SNS・ホームページなど）
- 7 車いすやアイマスクなどを用いた障がいのある人や高齢者などの疑似体験会
- 8 人権問題をテーマとしたイベント（講演会・コンサート・展示会などを複合的に実施）
- 9 相互の理解を深めるための交流会
- 10 その他（具体的に：_____）

問 30 あなたは、次にあげる法令などについて、名前を見聞きしたり、内容を知っていたりしますか。

	1	2	3
	おおよそ内容も 含め知っている	名前は聞いたこ とがある	知らない
1 世界人権宣言 (1948 年)	1	2	3
2 人種差別撤廃条約 (1965 年)	1	2	3
3 女子差別撤廃条約 (1979 年)	1	2	3
4 児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約) (1989 年)	1	2	3
5 障害者権利条約 (2006 年)	1	2	3
6 男女雇用機会均等法 (1985 年)	1	2	3
7 障害者基本法 (1993 年)	1	2	3
8 児童買春・児童ポルノ禁止法 (1999 年)	1	2	3
9 人権教育・啓発推進法 (2000 年)	1	2	3
10 ストーカー規制法 (2000 年)	1	2	3
11 児童虐待の防止等に関する法律 (2000 年)	1	2	3
12 DV防止法 (2001 年)	1	2	3
13 個人情報保護法 (2003 年)	1	2	3
14 性同一性障害者特例法 (2004 年)	1	2	3
15 高齢者虐待防止法 (2006 年)	1	2	3
16 障害者虐待防止法 (2011 年)	1	2	3
17 いじめ防止対策推進法 (2013 年)	1	2	3
18 リベンジポルノ防止法 (2014 年)	1	2	3
19 障害者差別解消法 (2016 年)	1	2	3
20 ヘイトスピーチ解消法 (2016 年)	1	2	3
21 部落差別解消推進法 (2016 年)	1	2	3
22 こども基本法 (2023 年)	1	2	3
23 L G B T理解増進法 (2023 年)	1	2	3
24 芦屋市犯罪被害者等支援条例 (2016 年)	1	2	3
25 芦屋市心がつながる手話言語条例 (2017 年)	1	2	3
26 芦屋市共に暮らすまち条例 (2021 年)	1	2	3

問 31 あなたは、本市には、次にあげるマニュアル等があることを知っていますか。

	1	2	3
	含め知っている	おおよそ内容も とがある	名前は聞いたこ 知らない
1 人権教育・人権啓発に関する総合推進指針	1	2	3
2 差別事象対応マニュアル	1	2	3
3 職員ハンドブック「多様な性を理解する」	1	2	3

問 32 あなたは、本市には、次にあげる市民向けの相談や制度があることを知っていますか。

	1	2
	知っている	知らない
1 特設人権相談所（人権擁護委員による人権相談）	1	2
2 LGBT（セクシュアルマイノリティ）電話相談	1	2
3 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	1	2

あなたご自身のことについてお聞かせください。

F 1 あなたの所属は。

- 1 市長部局 2 教育委員会 3 その他

F 2 あなたの性別は。

- 1 男性 2 女性 3 1・2に当てはまらない 4 回答しない

F 3 あなたの年齢は。(令和6年9月1日現在)

- 1 10歳代 2 20歳代 3 30歳代 4 40歳代
5 50歳代 6 60歳以上

◆最後に、人権問題についてご意見がありましたら、自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

芦屋市人権に関する職員意識調査報告書

令和 7 年 3 月発行

芦屋市 市民生活部 市民室 人権・男女共生課

〒659-0064

兵庫県芦屋市精道町 8 番 20 号

電 話 : 0797-38-2055

F A X : 0797-38-2175